

環境影響評価事前調査書

(仮称) 仙台市愛子東土地地区画整理事業

令和6年3月

仙台市愛子東土地地区画整理組合設立準備委員会

目 次

1. 対象事業の概要	1-1
1.1 事業者の名称及び所在地	1-1
1.2 対象事業の名称、種類及び目的	1-1
1.2.1 事業の名称	1-1
1.2.2 事業の種類	1-1
1.2.3 事業の目的	1-1
1.3 事業実施の位置	1-2
1.4 事業の内容	1-6
1.4.1 基本方針	1-6
1.4.2 事業概要	1-6
1.4.3 土地利用計画	1-7
1.4.4 公共施設整備計画	1-10
1.4.5 造成計画	1-12
1.4.6 交通計画	1-12
1.4.7 事業工程計画	1-15
1.5 環境の保全・創造等に係る方針	1-16
2. 事前調査対象範囲	2-1
3. 事前調査結果	3-1
3.1 水象	3-1
3.2 地形・地質	3-6
3.3 植物	3-14
3.4 動物	3-31
3.5 景観	3-41
3.6 自然との触れ合いの場	3-43
3.7 文化財	3-46
3.8 その他	3-50
4. 保全等に配慮すべき地域又は対象	4-1
4.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方	4-1
4.1.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準	4-1
4.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無	4-5
4.3 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果	4-15

4.4 保全等の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針	4-17
4.4.1 水象.....	4-17
4.4.2 地形・地質	4-17
4.4.3 植物.....	4-17
4.4.4 動物.....	4-17
4.4.5 景観.....	4-17
4.4.6 自然との触れ合いの場	4-18
4.4.7 文化財	4-18
4.4.8 その他	4-18

1. 対象事業の概要

1 対象事業の概要

1.1 事業者の名称及び住所

事業者：仙台市愛子東土地区画整理組合設立準備委員会

代表者：委員長 佐藤和美

所在地：仙台市青葉区愛子東一丁目 19 番 5 号

電話番号：022-392-3603

1.2 対象事業の名称、種類及び目的

1.2.1 事業の名称

(仮称) 仙台市愛子東土地区画整理事業

(以下、「本事業」という。)

1.2.2 事業の種類

土地区画整理事業

1.2.3 事業の目的

対象事業計画地の大半は、仙台市都市計画マスタープランにおける鉄道沿線区域に位置付けられており、駅を中心に地域の特性や交通利便性を生かした暮らしに必要な商業・業務機能等の集積を図ることとしている。

また、対象事業計画地の一部は東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR」という)仙山線愛子駅から約1.0km 圏内に位置しており、通勤・通学地としても良好な立地条件であることから、北側の既存市街地との調和を図り、住宅及び近隣サービス施設等の整備を行うことで、地域の魅力を高めることが期待される。

このため、本事業においては、機能集約型市街地形成に沿った土地利用計画の誘導を目指し、周辺環境と調和した工業用地、商業用地、住宅用地の整備を図り、魅力あるまちづくりの実現を目的とする。

1.3 事業実施の位置

対象事業計画地は、仙台市中心部から北西約 10km の距離にあり、JR 仙山線愛子駅から南東約 1km の位置にある。

地区北側は既存市街地、地区東側は一級河川斎勝川、地区西側は現在施行中の仙台市愛子土地区画整理事業地となっており、東西約 0.8km、南北約 0.4km、面積約 24.3ha の地区である。

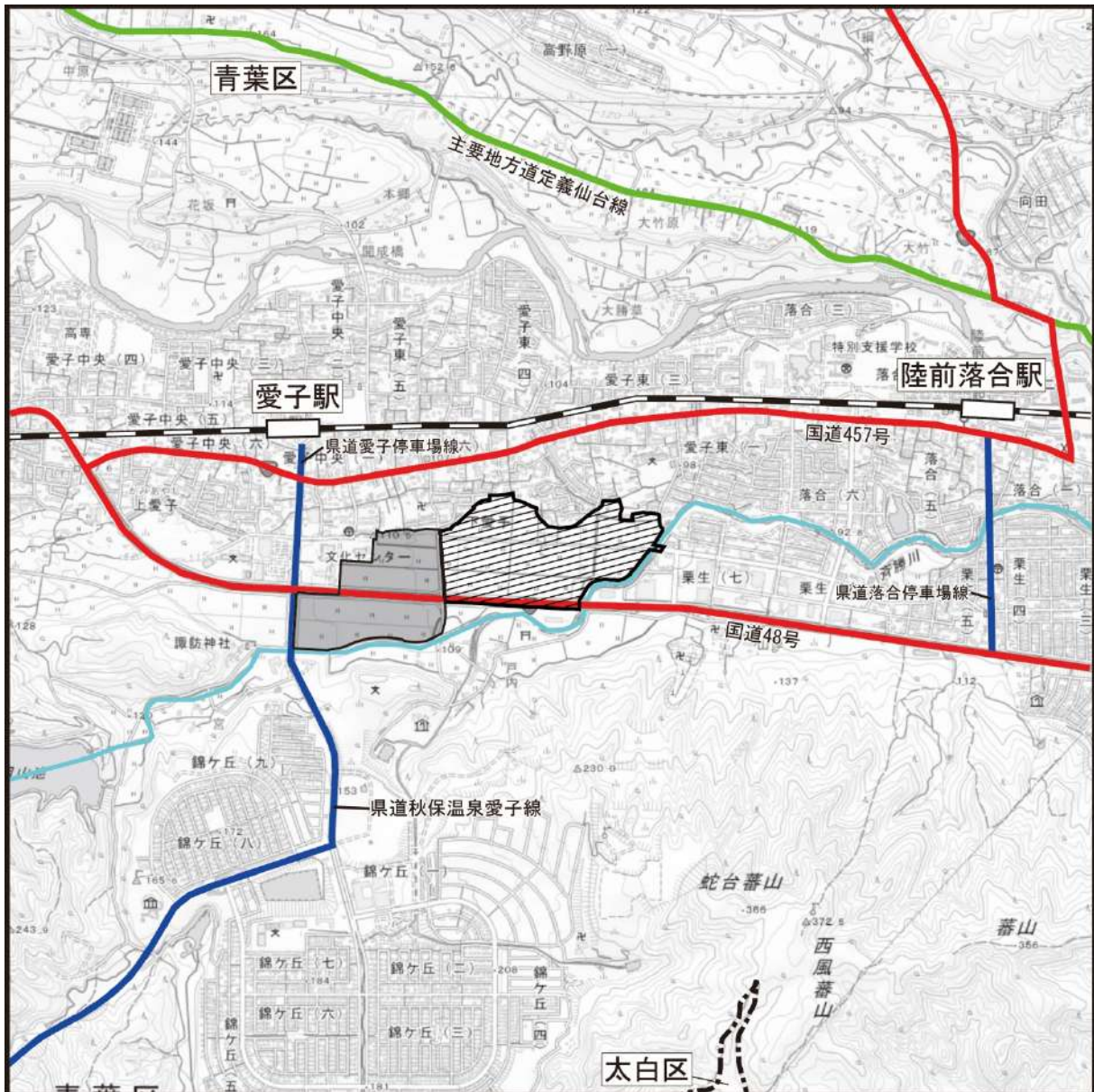
また、国道 48 号が東西に通っている。

対象事業計画地の位置は図 1-1 及び写真 1-1 に、周辺の状況は写真 1-2 に示すとおりである。

対象事業計画地の所在

仙台市青葉区

- ・ 下愛子字稲荷前、下愛子字畑合、下愛子字青木、下愛子字松ノ木下、
愛子東一丁目、栗生七丁目 の各一部、下愛子字立車 の全部



凡例



対象事業計画地



仙台市愛子土地区画整理事業地

----- : 区界

———— : JR仙山線

———— : 国道

———— : 主要地方道

———— : 県道

———— : 斎勝川

図 1-1 対象事業計画地の位置




S=1:25,000

0 250 500 1000m



凡 例

 : 対象事業計画地

①～⑧ : 「写真1-2対象事業計画地周辺の状況」の撮影位置・方向

写真 1-1 空中写真



S=1:10,000

0 100 200 400m



写真 1-2 対象事業計画地周辺の状況

1.4 事業の内容

1.4.1 基本方針

国道 48 号沿線であることや仙台宮城 IC に近接している立地条件を活かし、周辺の既存市街地の土地利用状況を考慮の上、流通・工業地を中心に一部、商業・住宅系の土地利用を計画する。

1.4.2 事業概要

本事業の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

本事業の敷地面積は約 24.3ha である。

表 1-1 本事業の概要

項目	内容
事業名称	(仮称)仙台市愛子東土地区画整理事業
種類	土地区画整理事業
位置	仙台市青葉区下愛子字稲荷前、下愛子字畑合、下愛子字青木、 下愛子字松ノ木下、愛子東一丁目、栗生七丁目 の各一部 仙台市青葉区下愛子字立車 の全部
面積	約 24.3ha
主要用途	宅地(住宅用地、工業・流通業務用地、商業用地)
計画人口	約 410 人
工事予定期間	令和 9 年 10 月～令和 12 年 3 月
保留地処分期間	令和 11 年 4 月～令和 13 年 2 月
環境影響評価を実施することになった要件	「仙台市環境影響評価条例施行規則」 (平成 11 年 3 月 17 日、仙台市規則第 6 号) 地域区分:A 地域 対象事業の要件:施行地区(土地区画整理法第 2 条第 4 項に規定する施行地区) の面積が 10ha 以上であるもの

1.4.3 土地利用計画

土地利用計画及び現在想定している施設内容や高さ並びに配置は、表 1-2 及び図 1-2 に示すとおりである。

対象事業計画地の現況土地利用は、図 1-3 に示すとおり、水田が約 18.4ha(76%)、畑が約 0.2ha(1%)、宅地が約 0.4ha(2%)、雑種地・その他用地が約 0.2ha(1%)、道路が約 3.3ha(13%)、水路が約 1.2ha(5%)、河川が約 0.6ha(2%)となっている。

本事業の土地利用は、住宅用地が約 3.5ha(15%)、工業・流通業務用地が約 11.2ha(46%)、商業業務用地が約 2.0ha(8%)の計画としている。

表 1-2 土地利用計画

種目	面積 (ha)	割合 (%)	備考
住宅用地	約 3.5	15	戸建て住宅を主用途として、一戸当たり 180 m ² を想定。(階数は 1~3 程度)
工業・流通業務用地	約 11.2	46	
商業業務用地	約 2.0	8	
道路用地	約 5.0	21	
公園	約 0.7	3	
水路	約 0.3	1	
河川	約 0.6	2	
調整池	約 1.0	4	
合計	約 24.3	100	

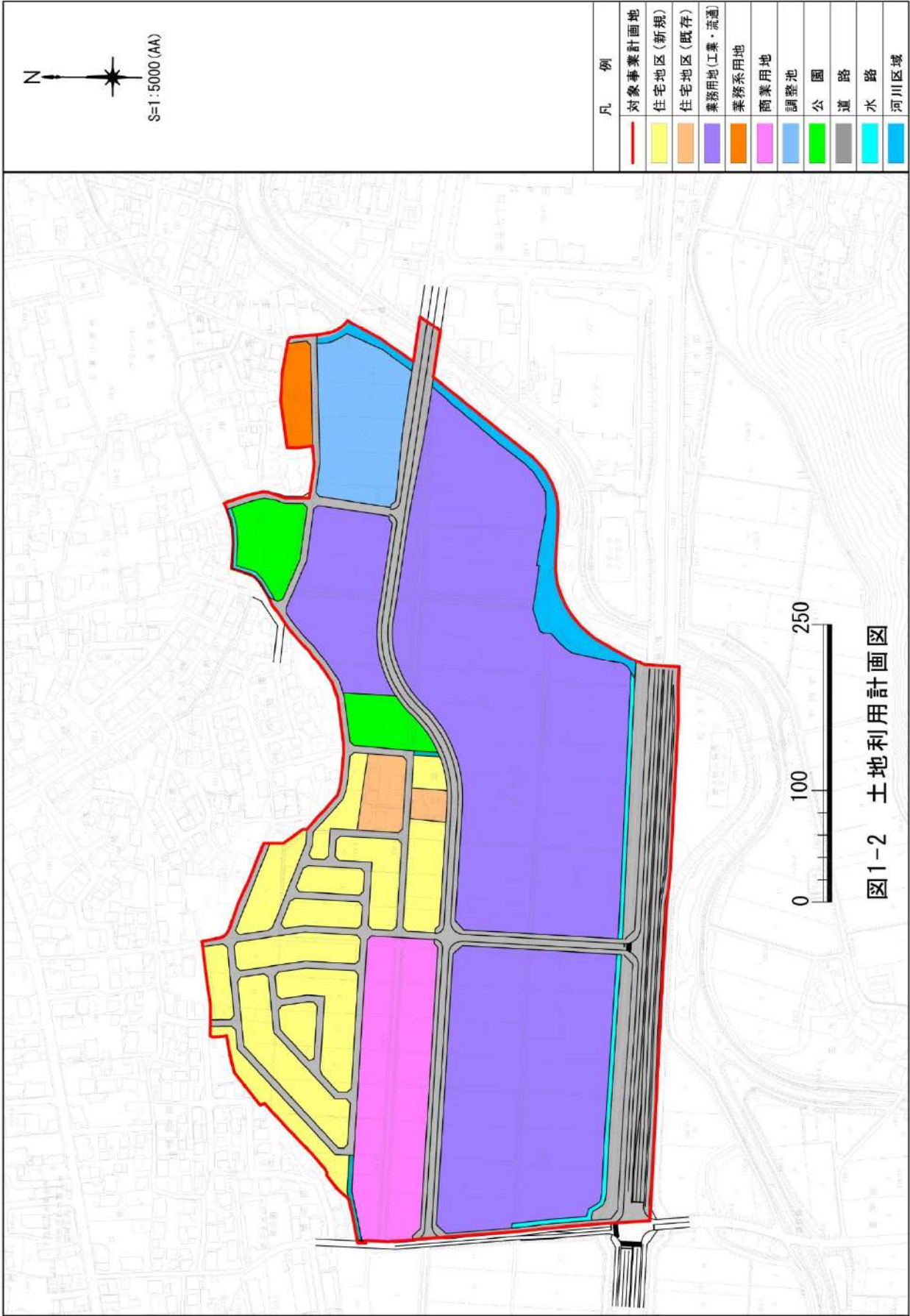




図1-3 現況図

1.4.4 公共施設整備計画

(1) 道路計画

道路は、地区南側の国道 48 号に接続する区画道路と、対象事業計画地の東西軸として東側の栗生西部地区及び西側の愛子地区をつなぐ幅員 14m の区画道路を整備し、骨格道路として地区内外の交通を円滑に流動させる。

また、既存市街地への連絡のため、土地利用に適した幅員の区画道路を配置し、道路ネットワークを構築する。

(2) 公園計画

公園は、土地区画整理法規則に基づき対象事業計画地面積の 3% 以上を確保する。公園内には、周辺の景観や自然環境を考慮し植樹による緑化を図る。

(3) 排水計画

雨水排水計画は図 1-4 に示すとおりである。

対象事業計画地は、現況では地区内に降った雨水及び上流から流入する雨水は、地区中央部に設置されている排水路により、斎勝川に流れている。

対象事業計画地内の水路については、周辺の利水状況を踏まえながら、改廃・再配置を行う。

雨水排水は新設する雨水路(図 1-4 青色実線)を經由させ、下流域への洪水影響を回避するため、対象事業計画地内に設置する 1 ヶ所の防災調整池(水深約 2.8m)により、放流量を調整のうえ、斎勝川に放流する計画である。防災調整池は、「宮城県防災調整池設置指導要綱」(平成 8 年 1 月、宮城県)に準拠し、対象事業計画地がこの要綱の土地分類上、「丘陵部」に位置するため、単位流出抑制容量 1,100 m³/ha 及び単位堆積土砂量 160 m³/ha の合計 1,260 m³/ha を単位とした調節容量を確保する。

なお、現状地区中央部に設置されている雨水路(図 1-4 黒色破線)は、本事業により地区南端(同図青色破線)に付け替え、対象事業計画地の雨水は流入させない計画である。

汚水排水は、地区南側の既存公共下水道へ排出する。

(4) 供給計画

水道・電気・電話・ガス等は、関係機関との調整を図り、土地利用に合わせた供給を計画する。

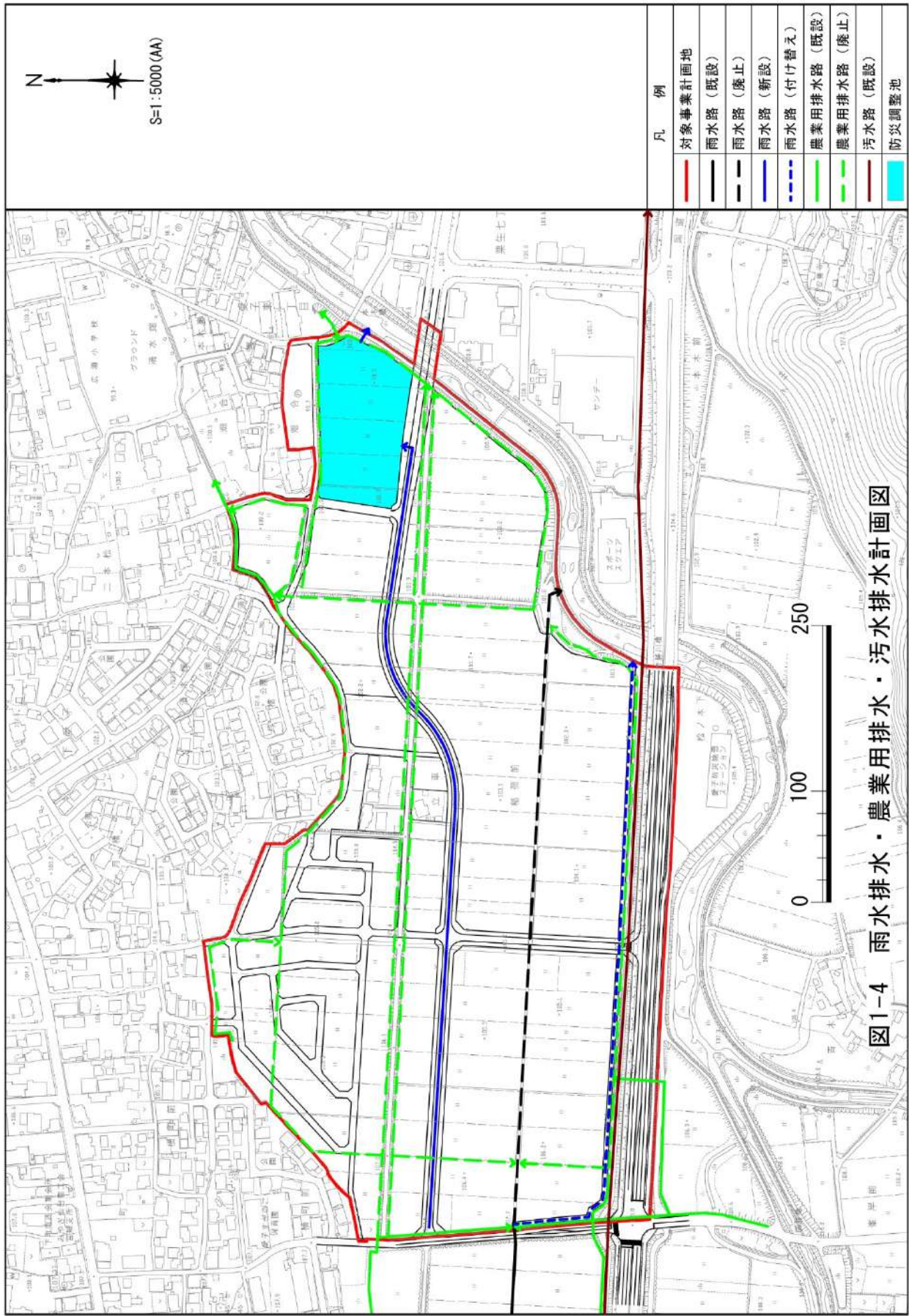


図1-4 雨水排水・農業用排水・汚水排水計画図

1.4.5 造成計画

対象事業計画地における現況の土地利用は大部分が水田耕作地である。本事業では水田への盛土により宅地化する計画である。そのため、全面農道と同レベルまで盛土を行う(0.5～1.5m程度)計画としている。

盛土材は、対象事業計画地外(現時点では未定)から搬入する計画とし、事前に土壤汚染調査を実施して汚染がないと判断された土壌を使用する。また、調整池の建設に伴う掘削土は、対象事業計画地内における盛土材としての利用を検討する。

1.4.6 交通計画

供用時における本事業の関連車両の主要ルートは、図 1-5 に示すとおりである。対象事業計画地へのアクセスは、国道 48 号の構造上、直接の沿道利用ができない。そのため、発生する交通は国道 48 号交差点から市道観音堂町線を経由し主要区画道路により対象事業計画地内へと誘導する。

また、国道 48 号は現状において朝夕など慢性的に渋滞していることから、本事業の実施により交通環境にさらなる負担をかけないよう交差点解析を行い、国道 48 号交差点の改良(信号現示の見直し、交差点改良工事)や、橋梁架設による市道愛子栗生線への接続及び主要区画道路への右左折レーンの設置により円滑な交通流を確保する。また、主要区画道路は国道 48 号交差点付近での渋滞回避のため土地利用上可能な限り離れた位置に配置する。

工事時における本事業の工事用車両の主な走行ルートは、図 1-6 に示すとおりである。対象事業計画地へのアクセスは、供用時同様に国道 48 号線から直接の利用ができないため、原則国道 48 号交差点から市道観音堂町線を経由し事業地内へ進入する。

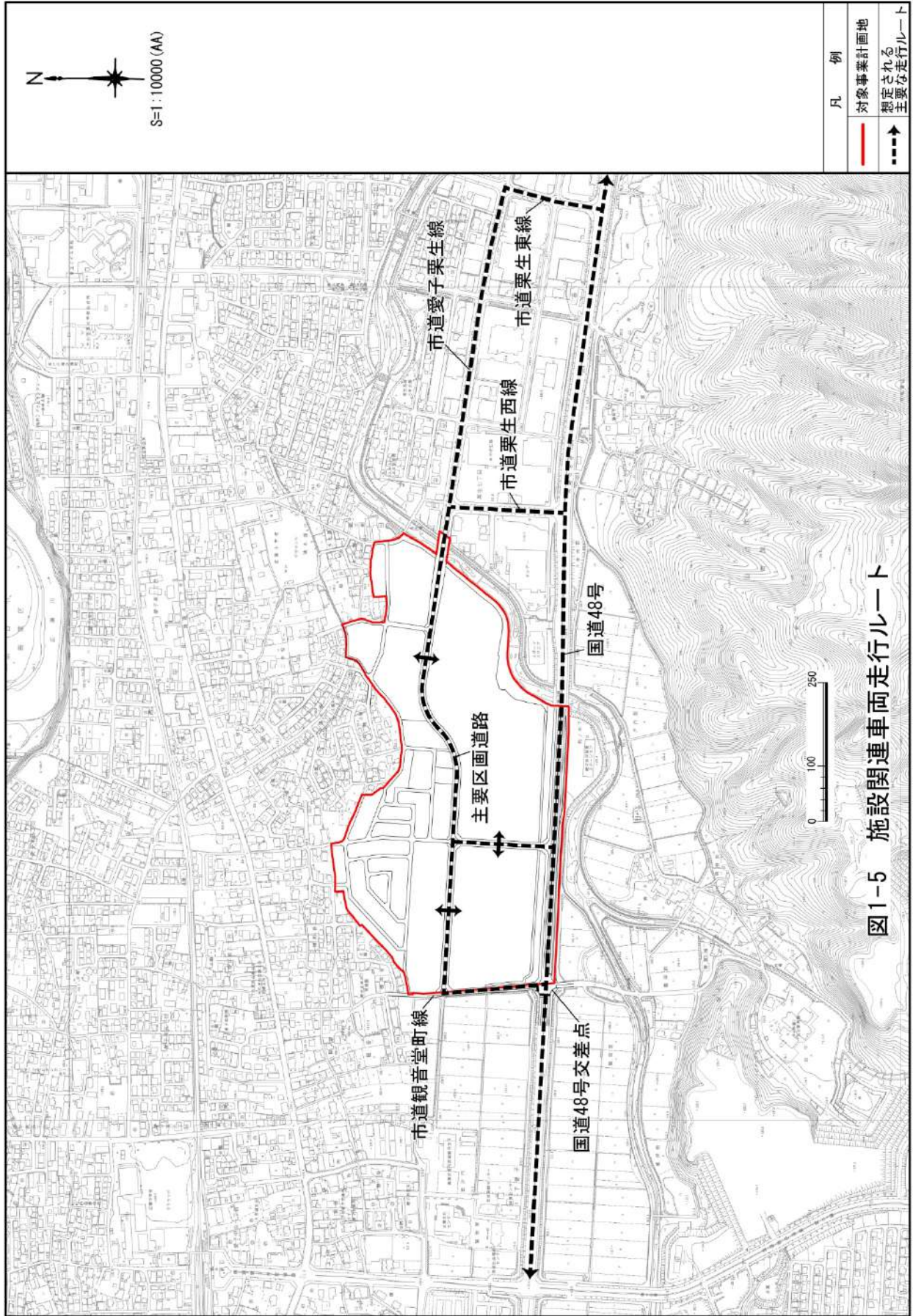
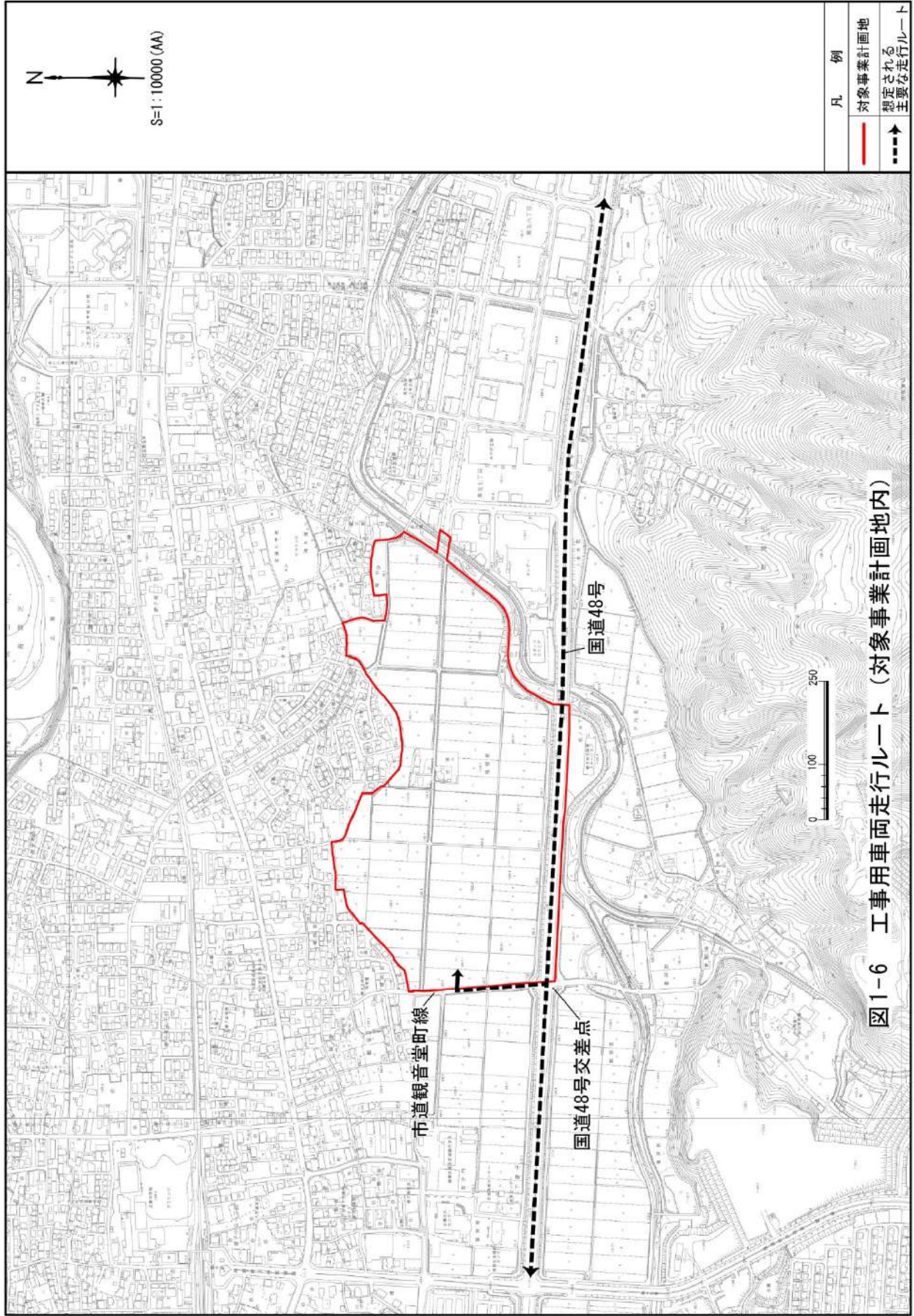


図1-5 施設関連車両走行ルート



凡 例	
—	対象事業計画地
- - -	想定される 主要な走行ルート

図1-6 工事用車両走行ルート（対象事業計画地内）

1.4.7 事業工程計画

本事業の工程は、表 1-3 に示すとおりである。

工事着工は令和 9 年 10 月を予定しており、令和 12 年 3 月までの 30 ヶ月間の工事を予定している。また、令和 11 年 4 月以降、工事が完了した工区から順次、換地の供用開始と保留地処分を行う予定である。工区の設定や工期等は現時点で未定である。

工事完了後は、換地処分、登記を経て、令和 13 年 3 月に組合解散を予定している。

なお、対象事業計画地は、現在市街化区域編入のための手続きが進められており、令和 8 年 5 月頃に市街化区域編入の都市計画決定を予定している。

また、近接事業の仙台市愛子土地区画整理事業の工事は令和 6 年 4 月まで予定されている。

表1-3 事業工程

工程		令和 年度									
		5	6	7	8	9	10	11	12		
本事業	都市計画	■			■						
	基本計画・基本設計	■									
	環境影響評価	■									
	事業認可				■						
	実施設計・換地設計				■						
	工事					■					
	保留地処分							■			
	換地計画・処分・登記								■		
	組合解散										■
整理事業 仙台市愛子土地区画	環境影響評価・事後調査	■ (令和3年6月環境影響評価書提出)									
	工事・保留地処分	■									
	換地計画・処分・登記		■								
	組合解散				■						

1.5 環境の保全・創造等に係る方針

本事業における環境の保全・創造等に係る方針は表 1-4 及び表 1-5 に示すとおりである。

対象事業計画地は、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030(改訂版)」(令和3年 3 月、仙台市)に示されている西部丘陵地・田園地域に位置し、市街地地域に接していることから、同プランに示す土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などを考慮しつつ、本事業の実施による影響を最小限にとどめることを保全方針とする。

表 1-4 環境の保全・創造等に係る方針(1)

項目	環境の保全・創造等に係る方針
土地利用計画	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺既存市街地との調和や環境に配慮した土地利用計画とする。具体的には、景観に配慮した統一感のある施設計画や、周辺との緑のネットワークの形成が図られるよう、可能な限り一体的な土地利用を図る。・ 周辺環境に対して電波障害、日照障害、風害等が生じないよう、建築物の高さ制限を設けた地区計画を検討する。・ 建築物や雨水排水路の周囲にできる限り緑化が図られるよう、地区計画を検討する。・ 大規模な駐車場設置が想定されることから、浸透舗装の採用を促す。
公園計画	<ul style="list-style-type: none">・ 植物や動物の生育、生息環境の確保の観点から、緑のネットワーク形成を検討する。
排水計画	<ul style="list-style-type: none">・ 地区外から流入する雨水排水路は機能を維持し、土地利用に合わせて再配置する。また、対象事業計画地内の水田が持つ保水機能を代替するため、当該区域内に 1 箇所(斎勝川西側)の防災調整池を整備する。・ 汚水排水については、公共下水道を整備し、既存住宅地の生活環境や周辺農業環境へ影響が出ないよう配慮する。
造成計画	<ul style="list-style-type: none">・ 地質調査を行い、適正な造成方法を検討する。・ 防災調整池の掘削土は地区内の盛土材として利用する等、残土を発生させない方法を検討する。

表 1-5 環境の保全・創造等に係る方針(2)

項目	環境の保全・創造等に係る方針
交通計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通渋滞の低減を図るよう交差点解析を実施し、国道部との交差点改良(信号サイクルの見直し・交差点改良工事)や、市道観音堂町線及び主要区画道路への右左折レーンの設置を行うとともに、主要区画道路の適切な配置等を検討する。
工事計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の採用に努め、大気汚染、騒音・振動及び温室効果ガス排出の低減を図る。 ・ 工事用車両は低排出ガス認定自動車の採用に努め、大気汚染、温室効果ガス排出の低減を図る。 ・ 建設資材は、コンクリート二次製品の使用に努め、水質汚染の防止を図る。 ・ 工事中の濁水対策として、仮設沈砂池を設置し、濁水流出の防止を図る。 ・ 対象事業計画地周辺の水生生物・動物の生育・生息に配慮して、仮設沈砂池を早期に整備して、周辺排水路への濁水の流出防止を図る。 ・ 動物への影響を低減させるため、工事の段階的な施工に努めるよう、工事工程を検討する。 ・ ロードキルを防止するため、動物注意の警告標識及び侵入防止柵等を工事区域に設置する。 ・ 環境影響評価の結果を踏まえ、貴重な植物種について、周辺の水田へ移植するなどの環境保全措置を検討する。 ・ 建設廃棄物の減量化に努め適正に処理を行う。 ・ 工事用車両や重機の稼働が一時的に集中しないよう、施工時期の平準化に努める。 ・ 工事用車両及び重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、指導、教育を徹底する。 ・ 騒音、振動対策として工事区域と住宅及び公共公益施設の近接箇所には、鋼製版による仮囲いを設置する。 ・ 防塵対策として工事区域の周囲に、必要に応じて防塵ネットによる仮囲いを設置する。 ・ 現場内の車両制限速度を低速に制限し、車両走行による粉塵飛散を抑制する。 ・ 粉塵飛散が想定される強風時には、散水等による飛散防止を図る。

2. 事前調査対象範囲

2 事前調査対象範囲

事前調査対象範囲(以下、「調査範囲」とする。)は、事業の立地に際して、特に配慮すべき事項を明らかにするために必要な情報(地域の環境特性)を把握できる範囲とする。

調査範囲は、事業の実施に伴う大気環境等の影響や、景観資源や植物の生育・動物の生息環境となる泉区を除く8km四方の範囲とした。

調査範囲は、図2-1に示すとおりである。

また、事前調査に用いた資料は、令和5年9月現在で最新のものとした。



凡 例




-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 事前調査範囲(対象事業計画地から8km四方)

図2-1 事前調査対象範囲



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3. 事前調查結果

3 事前調査結果

3.1 水象

調査範囲の主要な河川及び水象の状況は、表3-1及び図3-1に示すとおりである。

対象事業計画地の北側約1kmには一級河川広瀬川があり、調査範囲を西側から東側へと流れている。また、対象事業計画地の西南西側約1.4kmに位置するサイカチ沼及び月山池から、対象事業計画地の南東側に接して一級河川斎勝川が流れ、対象事業計画地の東側約2kmの地点で広瀬川に合流している。

また、仙台市では、「宮城県公害防止条例」及び「工業用水法」に基づき地下水採取規制を行っているが、対象事業計画地は地下水採取規制地域の対象外である。

表3-1 主要な河川

種別	河川名	総延長(m)
一級河川	広瀬川	40,035
	綱木川	2,750
	斎勝川	7,409
	芋沢川	8,000
二級河川	八乙女川	2,700
準用河川	赤坂川	7,800
	蒲沢川	3,400
	堀切川	2,315

出典：「仙台市河川図」（令和元年9月、仙台市）

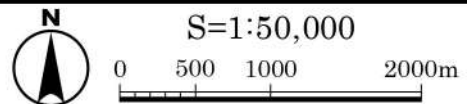


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 一級河川
-  : 二級河川
-  : 準用河川
-  : 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載)

出典:「仙台市河川図」(令和元年9月、仙台市)
「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(令和3年3月、仙台市)

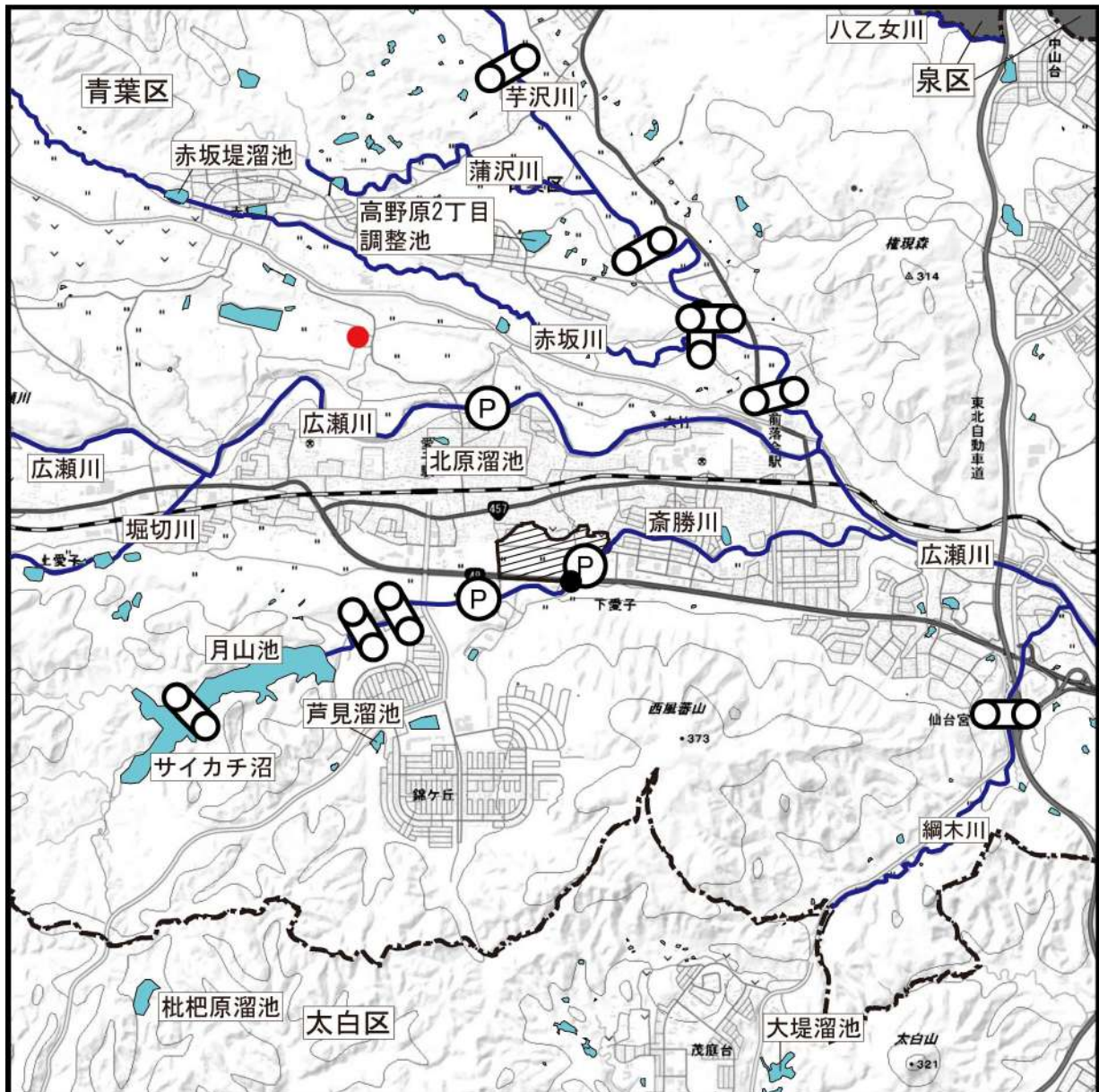
図3-1 水象の状況











(1) 水源地

「仙台市水道局（仙台市の水源と主要施設）」によれば、調査範囲に水源となるダムはないが、対象事業計画地の北西約2kmに中原浄水場が存在する。中原浄水場は大倉ダム及び青下ダムを水源としている。

調査範囲では、斎勝川・広瀬川・芋沢川・赤坂川及び綱木川に農業用の堰・揚水機場等が設置されている。位置図は図3-2に示すとおりである。対象事業計画地の東側には斎勝川のゲート及び揚水機場がある。

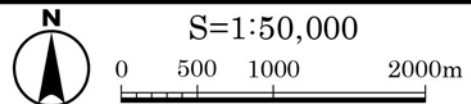


凡例

- | | |
|---|---|
|  : 対象事業計画地 |  : 取水堰 |
|  : 区界 |  : ゲート |
|  : 河川 |  : 揚水機場 |
|  : 湖沼(主要な湖沼のみ名称記載) |  : 中原浄水場 |

出典:「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月、仙台市)
 現地踏査(令和5年10月19日)

図3-2 河川取水施設図



(2) 湧水

「令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）によれば、仙台市内において12ヶ所が現存することを確認したが、調査範囲に湧水は存在しない。

(3) 自然性の高い水辺地

調査範囲における自然性の高い水辺地としては、図3-10に示すヒルムシロクラス、ヨシクラス等の植生自然度の高い植生が広瀬川河畔及び斎勝川河畔に分布している。

3.2 地形・地質

(1) 地形

調査範囲の地形の状況は、図3-3に示すとおりである。

仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵、中央部を西から東に流下する七北田川、広瀬川、名取川の各河川沿いに発達する河岸段丘、東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され、西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

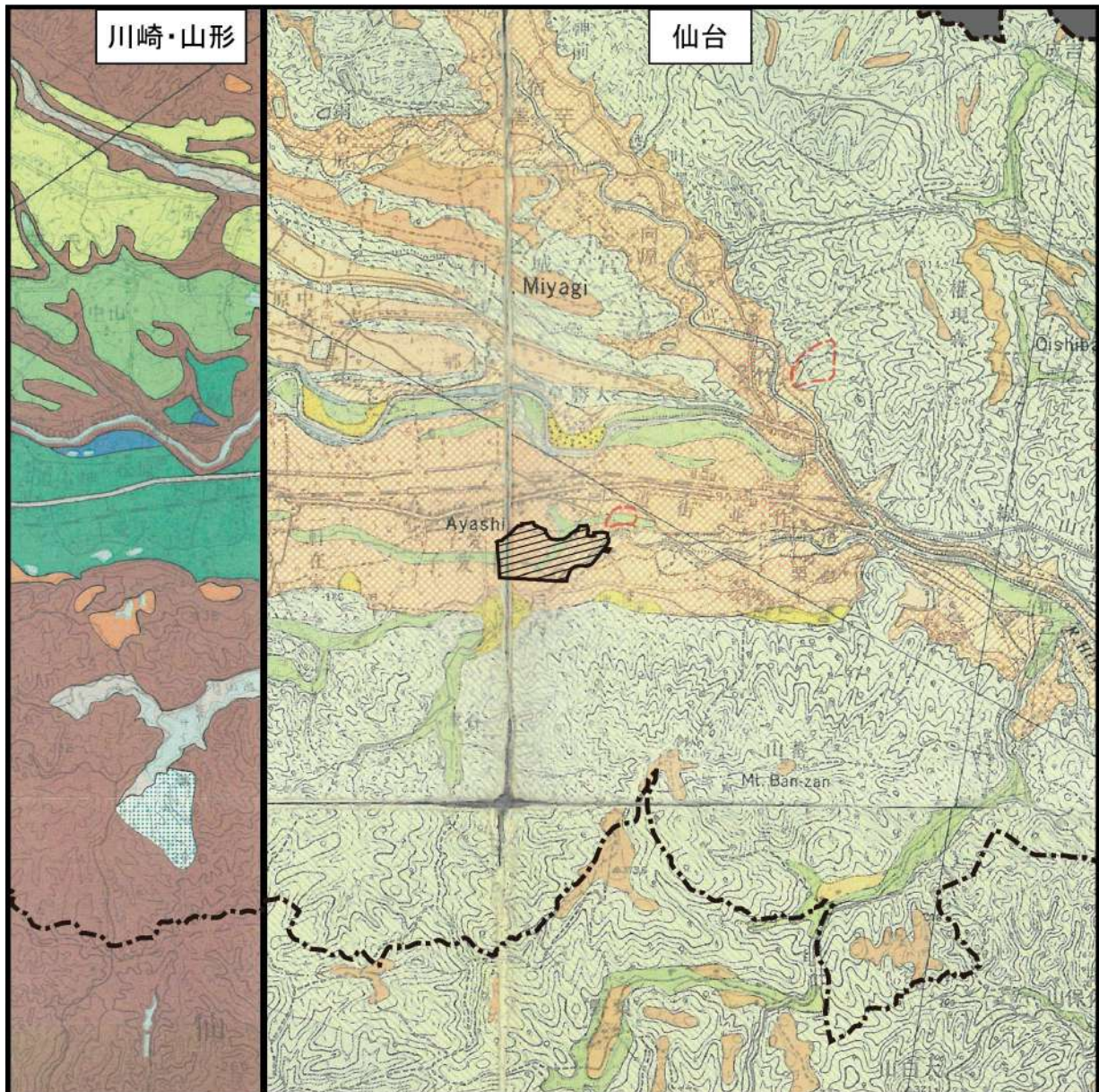
調査範囲は、北東側に位置する七北田丘陵及び国見丘陵、南側に広がる蕃山丘陵、中央を広瀬川沿いに愛子台地が位置する地域であり、対象事業計画地は愛子台地の南側に位置している。

(2) 地質

調査範囲の地質の状況は、図3-4に示すとおりである。

調査範囲は、南側に軽石凝灰岩等を主とする白沢層及び梨野層が分布し、蕃山、権現森付近には三滝層が分布する。また、対象事業計画地がある調査範囲中央部には礫層・砂層及び粘土層からなる河岸段丘堆積物が分布する。

仙台市は平成14年度に地震被害想定を目的とした調査(平成14年度仙台市地震被害想定調査)を実施しており、平成14年度調査時の資料及び手法に基づき、最新の建物情報を用いて、より詳細で分かりやすいマップを「仙台市地震ハザードマップ」として作成している。「仙台市地震ハザードマップ(液状化予測マップ)」によれば、対象事業計画地は「液状化対象外」の地域であり、地震による液状化が発生する恐れがないとされている地域である。



凡例

: 対象事業計画地

: 区界

川崎・山形

山地及び丘陵地

: 丘陵地

: 緩斜面

段丘

: 最高位段丘

: 高位段丘

: 中位段丘

: 低位段丘高段

: 低位段丘中段

低地

: 谷底

その他

: 人口改変地

仙台

丘陵地

: 丘頂緩斜面および丘腹緩斜面

: 丘麓緩斜面

: 急斜面(谷密度80以上)

: 急斜面(谷密度80未満)

台地

砂礫台地

: Gt II+(中位)

: Gt II(中位)

: Gt III+(下位)

: Gt III(下位)

岩石台地

: Rt II(中位)

低地

: 谷底平野

: 自然堤防及び砂堆・浜堤

: 河原および浜

その他

: 崖

: 人口平坦地
(昭和40年5月現在)

出典:「土地分類基本調査図 地形分類図 仙台」(昭和42年3月、経済企画庁)

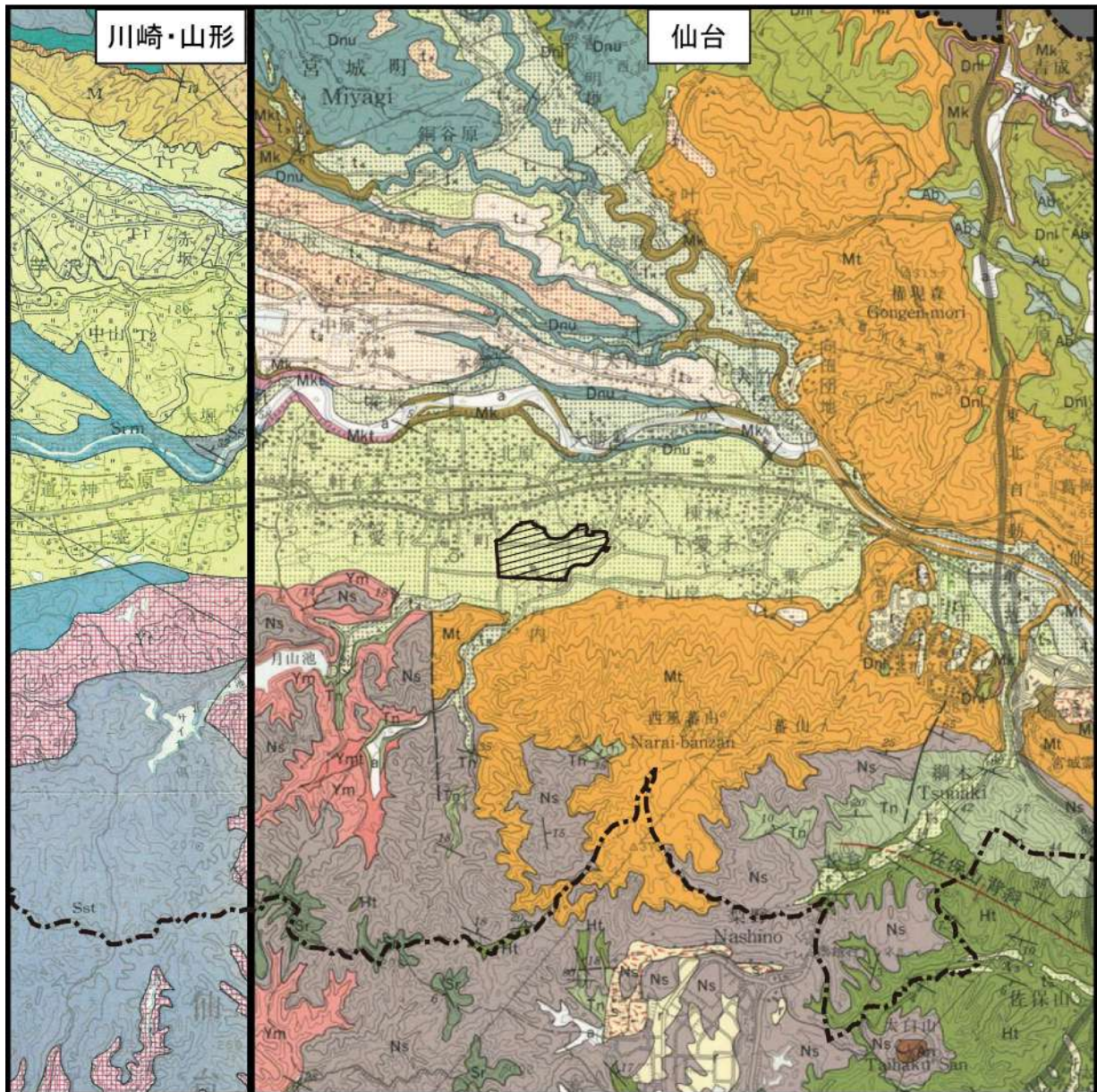
「土地分類基本調査図 地形分類図 川崎・山形」(昭和62年3月、宮城県)

図3-3 地形分類図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

- : 対象事業計画地
- : 区界

川崎・山形

- | | |
|------------------------|------------------|
| 未固結堆積物 | 火山性堆積物 |
| T3 : 礫・砂・泥 | Ym : 軽石凝灰岩・角礫凝灰岩 |
| T2 : 礫・砂 | |
| T1 : 礫・砂・粘土 | |
| A : 礫 | |
| 半固結堆積物 | |
| Ym : 細粒砂岩・砂質泥岩 | |
| Ym : 凝灰岩および同質砂岩・シルト岩 | |
| Ym : 砂岩・シルト岩 | |
| 固結堆積物 | |
| Sst : 軽石凝灰岩・凝灰質砂岩・シルト岩 | |
| Srm : 細粒凝灰岩・凝灰質シルト岩 | |
| I : 凝灰質シルト岩 | |

仙台

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 埋谷土 | |
| 土砂 | |
| 地すべり堆積物 | |
| 土塊・岩塊・粘土 | |
| 沖積層 | |
| 砂及び粘土 | (部分的に多賀城火山灰を挟む) |
| 河岸段丘堆積物 | |
| 礫層・砂層及び粘土層 | |
| 礫層・砂層及び粘土層 | (一部永野火山灰に覆われる) |
| 礫層・砂層及び粘土層 | |
| 礫層・砂層及び粘土層 | (一部要島火山灰に覆われる) |
| 青葉山層 | |
| 粘土質火山灰及び軽石質細粒火山灰 | |
| 礫層・砂層及び粘土層(泥炭を挟む) | |
| 大年寺層 | |
| シルト岩・砂岩及び亜垂灰 | |
| 砂岩・礫岩及びシルト岩 | |

向山層

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 軽石凝灰岩及び細粒凝灰岩 | |
| 砂岩・シルト岩・亜垂灰・凝灰岩及び礫岩 | |
| 貫入岩 | |
| 安山岩 | |
| 三滝層 | |
| 安山岩質・玄武岩質溶岩・火山角礫岩及び凝灰角礫岩 | |
| 白沢層 | |
| 軽石凝灰岩・細粒凝灰岩及び凝灰質シルト岩 | |
| 梨野層 | 異地性ブロックを含む軽石凝灰岩・砂質凝灰岩及び砂岩 |
| 湯元層 | |
| 軽石凝灰岩(堅固) | |
| 軽石凝灰岩(やや軟質) | |
| 綱木層 | |
| 軽石凝灰岩・火山礫凝灰岩・砂岩・礫岩及び凝灰角礫岩 | |
| 旗立層 | |
| 砂岩及びシルト岩(凝灰岩薄層を挟む) | |
| 茂庭層 | |
| 礫岩・礫混じり砂岩及び砂岩 | |
| 高館層 | |
| 安山岩溶岩及び玄武岩溶岩 | |

出典:「5万分の1地質図幅」(昭和61年3月、地質調査所)

「土地分類基本調査図 表層地質図 川崎・山形」(昭和62年3月、宮城県)

図3-4 表層地質図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

(3) 注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質は、表3-2及び図3-5に示すとおりである。

対象事業計画地の南側約400mに丘陵地形の典型例で学術上重要である蕃山丘陵が広がり、南西側約1,300mに丘陵地内の湖沼景観である月山池・サイカチ沼がある。なお、対象事業計画地に注目すべき地形・地質はない。

表3-2 注目すべき地形及び地質

番号	名称	出典			備考
		1	2	3	
①	蕃山丘陵	●	●		丘陵地形の典型例で学術上重要、かつ動植物の重要な生育地
②	太白山とその周辺の丘陵地	●	●		岩頸・丘陵地形の典型例、かつ、動植物の重要な生育地
③	月山池・サイカチ沼	●			丘陵地内の湖沼景観
④	権現森	●			自然状態をとどめる丘陵地形
⑤	愛子	●		●	活断層地形
⑥	愛子盆地の広瀬川左岸一帯	●			河岸段丘及び段丘崖
⑦	芋沢唄坂	●			大年寺層の露頭から、貝化石を産する。
⑧	青葉山丘陵地と竜ノ口溪谷及びその下流部	●			丘陵地形・峡谷・風隙の典型例で学術上重要、化石産地、かつ動植物の重要な生育地

注) 表中の番号は、図3-5に対応する。

出典1: 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

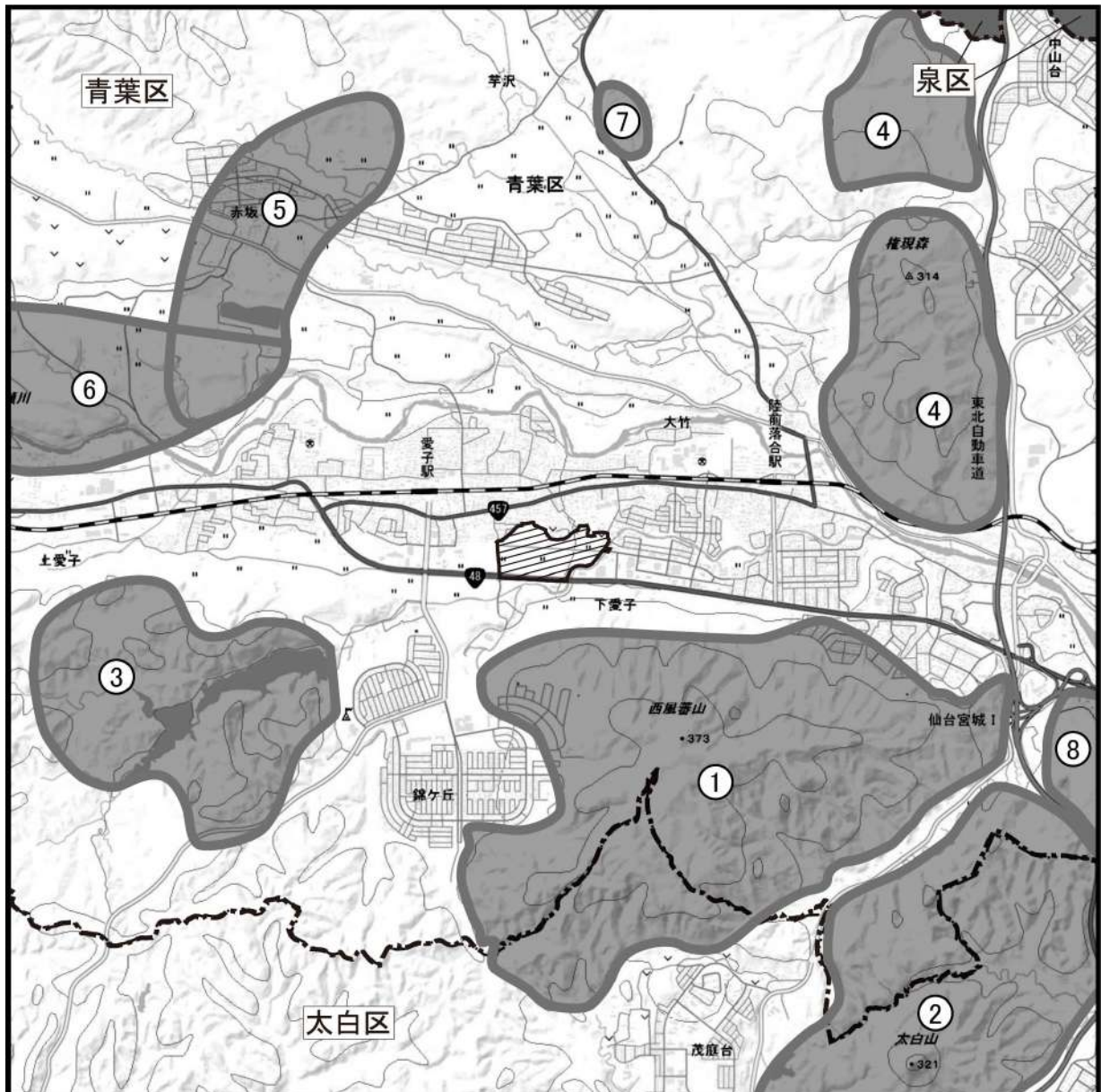
出典2: 「日本の地形レッドデータブック第1集」(平成12年12月、日本の地形レッドデータブック作成委員会)

出典3: 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(令和5年9月閲覧、国土地理院ホームページ)




(4) 災害の危険箇所

調査範囲における災害の危険箇所は、図3-6～図3-8に示すとおりである。

調査範囲は、丘陵地と台地の境界に沿って土石流危険区域及び土砂災害警戒区域(土石流)等が点在している。なお、対象事業計画地に災害の危険箇所はない。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 注目すべき地形・地質(①～⑧)

注) 図中の番号は、表3-2に対応する。

出典: 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

「日本の地形レッドデータブック第1集」(平成12年12月、日本と地形レッドデータブック作成委員会)

「日本の典型地形 都道府県別一覧」(令和5年9月閲覧、国土地理院ホームページ)

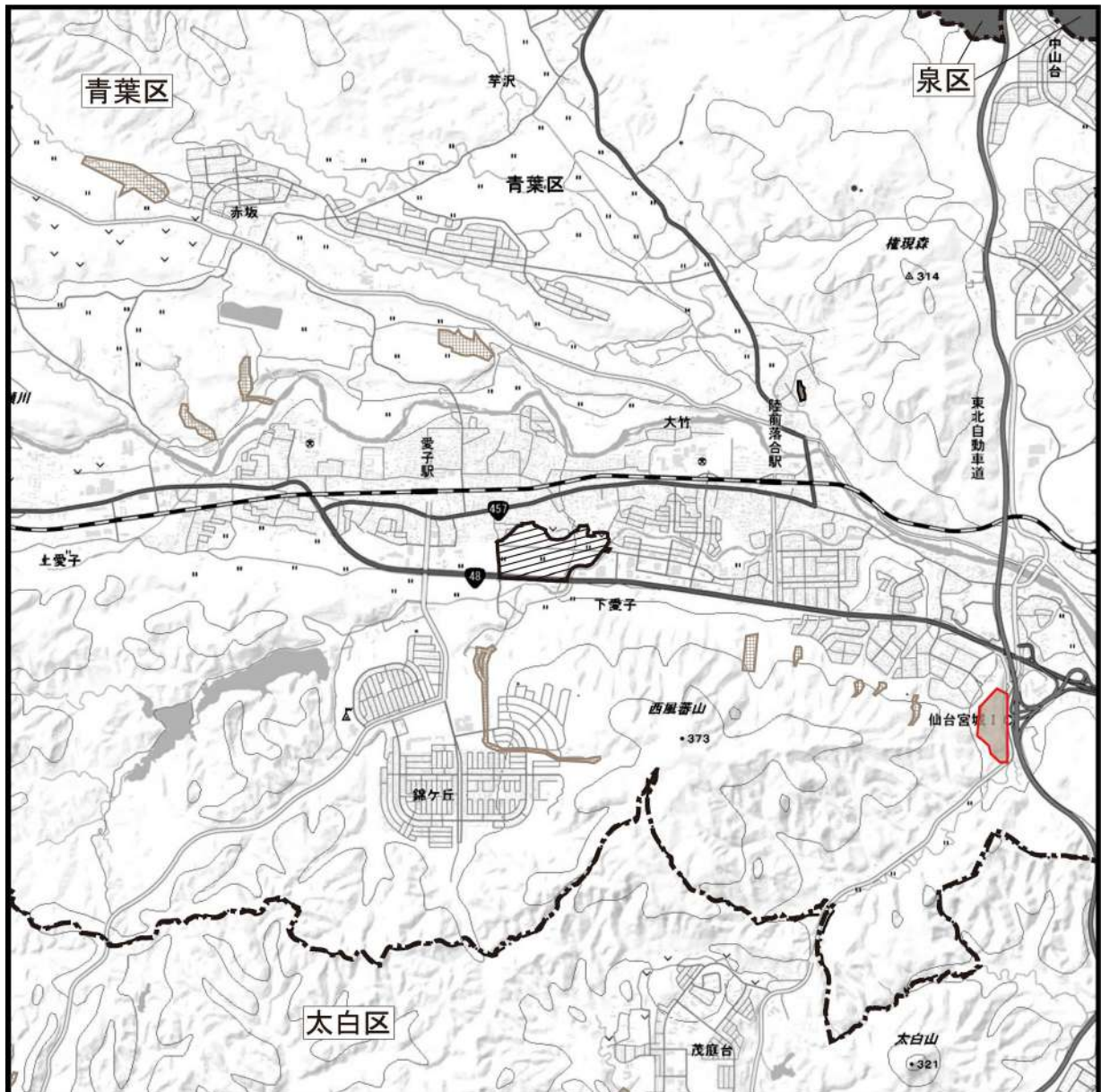
図3-5 注目すべき地形及び地質







S=1:50,000

0 500 1000 2000m





凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 砂防指定地
-  : 地すべり防止区域
-  : 急傾斜地崩壊危険区域

出典：「せんだいくらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」（令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ）

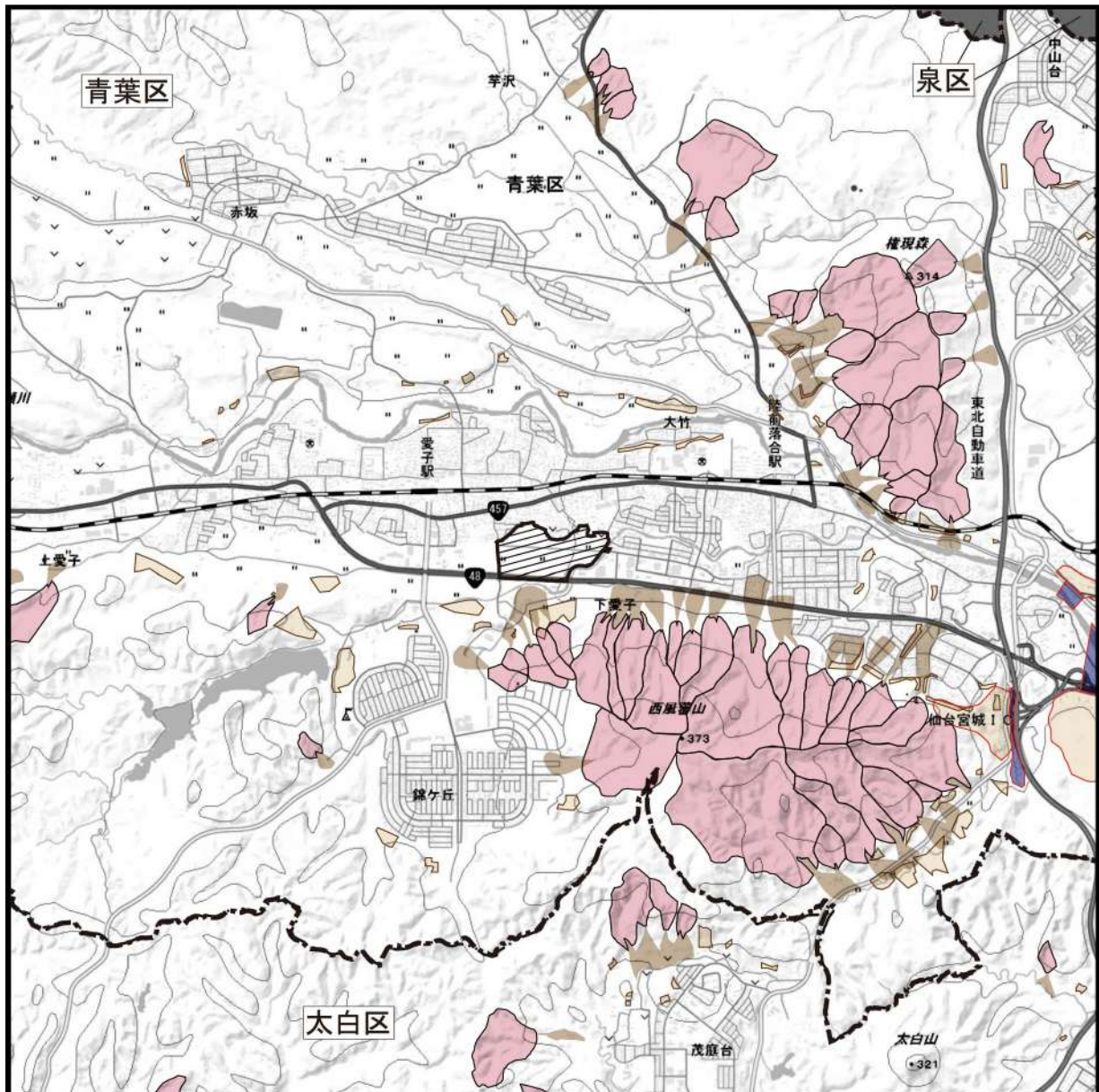
図3-6 土砂三法指定区域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m





凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 土石流危険溪流
-  : 土石流危険区域
-  : 地すべり危険箇所
-  : 移動土塊の到達範囲
-  : 急傾斜地崩壊危険箇所

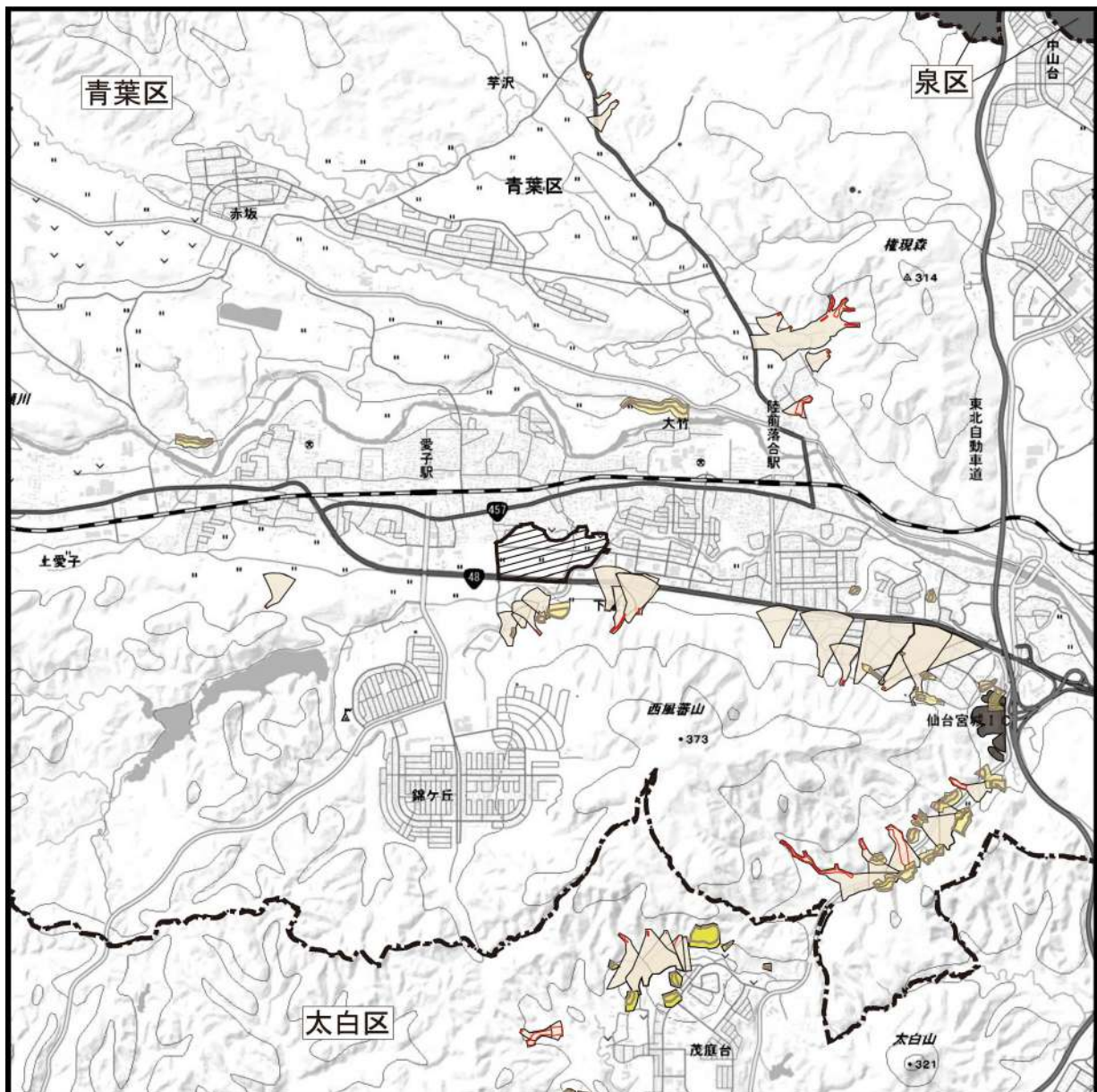
出典：「せんだいくらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」（令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ）

図3-7 土砂災害危険箇所










S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害警戒区域(土石流)
-  : 土砂災害特別警戒区域(土石流)
-  : 土砂災害警戒区域(地すべり)

出典：「せんだいくらしのマップ（土砂災害危険地マップ）」（令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ）

図3-8 土砂災害警戒区域等



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.3 植物

(1) 注目すべき植物種の状況

仙台市は、海岸から奥羽脊梁山脈まで市域が広がっている。また、丘陵地帯は暖温帯と冷温帯の間に位置する中間温帯と呼ばれる領域で、仙台市はその領域が広い面積を占めることが特徴である。この領域ではモミーイヌブナ林の発達がみられ、暖地系の植物、寒地系の植物の両方が見られるなど、植物相は非常に多様である。

調査範囲内における注目すべき植物種の状況は、「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）において、「保全上重要な種」に挙げられている種のうち、対象事業計画地が「西部丘陵地・田園地域」及び「市街地地域」の境界付近に位置していることから、該当する地域区分である「西部丘陵地・田園地域」及び「市街地地域」（表3-3参照）における減少種（EX～C：表3-4（P. 3-15）参照）を「注目すべき植物種」として抽出した。

調査範囲における注目すべき植物種は表3-5～表3-10に示すとおりであり、確認された種数は263種あり、うち環境省レッドリスト種は68種、県レッドリスト種は146種である。

表3-3 注目すべき種（減少種）の地域区分

番号	地域区分
1	山地地域
2	西部丘陵地・田園地域
3	市街地地域
4	東部田園地域
5	海浜地域（後背の樹林帯も含む）

注) 対象事業計画地は、「2 西部丘陵地・田園地域」及び「3 市街地地域」の境界付近に位置している。

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3-4 保全上重要な植物種

判断基準		番号・記号	説明	
仙台市における保全上重要な種の区分	学術上重要種	1	仙台市において、もともと稀産あるいは希少である種、あるいは生息地・生育地がごく限られている種	
		2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限等の分布限界となっている種	
		3	仙台市が模式産地（タイプロカリティ）となっている種	
		4	1、2、3には該当しないが、各分類群において、注目に値すると考えられる種（継続的に観察・研究されている個体群が存在する種など）	
	注目種	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種
			EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種
			A	現在、ほとんど見るのができない、あるいは近い将来ほとんど見るのができなくなるおそれがある種
			B	減少が著しい、あるいは近い将来著しい減少のおそれがある種
			C	減少している、あるいは存続基盤が脆弱で、生息・生育条件の変化によっては上位ランクに移行する要素を有する種
			+	普通に見られる、あるいは当面減少のおそれがない種
			/	もともと生息・生育しない可能性が非常に大きい
	環境指標種	●	本市の各環境分類における環境を指標する種（ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標）	
	レッドデータ等	国 RL（「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 環境省）掲載種）	EX	絶滅 わが国ではすでに絶滅したと考えられる種
EW			野生絶滅 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	
CR+EN			絶滅危惧 I 類 絶滅の危機に瀕している種	
CR			絶滅危惧 I A 類 ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	
EN			絶滅危惧 I B 類 I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	
VU			絶滅危惧 II 類 絶滅の危険が増大している種	
NT			準絶滅危惧 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
DD			情報不足 評価するだけの情報が不足している種	
LP		絶滅のおそれのある地域個体群 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		
県 RL（「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2023 年版-」（令和 5 年 宮城県）掲載種）		EX	絶滅 国（県内）ではすでに絶滅したと考えられる種	
		EW	野生絶滅 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	
		CR+EN	絶滅危惧 I 類 絶滅の危機に瀕している種	
		VU	絶滅危惧 II 類 絶滅の危険が増大している種	
		NT	準絶滅危惧 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
		DD	情報不足 評価するだけの情報が不足している種	
		要	要注目種 宮城県独自カテゴリー：県内では現時点で絶滅の可能性が低いものの、その生息・生育状況に注目すべき種	
天記、種保存法		特天	『文化財保護法』（昭和 25 年法律第 214 号）における特別天然記念物	
		天	『文化財保護法』（昭和 25 年法律第 214 号）における天然記念物	
		特一	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物であり、捕獲等が原則禁止となる種	
		特二	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物であり、捕獲等、陳列・広告、譲渡し等を販売・頒府の目的で行うことが禁止となる種	
		国際	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成 4 年法律第 75 号）における国際希少野生動植物	

注) 仙台市における保全上重要な種の区分における減少種のうち、「+」及び「/」は注目すべき種の抽出対象から除外した。

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

表3-5 注目すべき植物種(1/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種					レッドデータ等				
			学術上重要な種	減少種				環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園					海浜
1	イワヒバ	イワヒバ	1	B	B				●			
2	ミズニラ	ミズニラ	1		B		A			NT	NT	
3	トクサ	イヌスギナ			B		B					
4	ゼンマイ	ヤシャゼンマイ	1	C	C						NT	
5	コケシノブ	ホソバコケシノブ		B	B						NT	
6	サンショウモ	サンショウモ	1			EX	A	A		VU	NT	
7	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	1,2		B	C	C					
8	チャセンシダ	コタニワタリ			B							
9	ヒメシダ	ヒメワラビ	2		B	B	B					
10	コウヤワラビ	イヌガンソク			C		C					
11		クサソテツ			B		C					
12	メシダ	ホソバイヌワラビ			C						NT	
13		ヒロハイヌワラビ	2			A					CR+EN	
14	オンダ	リョウメンシダ			B				●			
15		オンダ			B							
16		イワシロイノデ			B							
17		サカゲイノデ			B							
18		ジュウモンジシダ			B				●			
19	マツ	モミ			C				●			
20	イチイ	カヤ			B							
21	マツブサ	チョウセンゴミシ			A						CR+EN	
22	ウマノスズクサ	ウマノスズクサ				C	C				NT	
23		トウゴクサイシン			B				●			
24	クスノキ	ヤマコウバシ	1,2		B							
25		シロダモ	2		+		+	+	●			
26	サトイモ	ミズバショウ			B				●			
27		ヒメザゼンソウ			B		C					
28	オモダカ	ヘラオモダカ			C		B		●			
29		サジオモダカ			C		B		●		NT	
30		アギナシ			C		B		●	NT	VU	
31		ウリカワ			A		A		●		NT	
32		オモダカ			C		B		●			
33		ホソバオモダカ			C		B		●			
34	トチカガミ	クロモ			B		A		●			
35		イトトリゲモ	1		B		A			NT	NT	
36		トリゲモ	1		B		A			VU	CR+EN	
37		ミズオオバコ	1		B		B			VU	VU	
38	ヒルムシロ	イトモ	1		C		B			NT	NT	
39		エビモ			B		B		●			
40		コバノヒルムシロ			C		B		●	VU	VU	
41		ヒルムシロ			C		B		●			
42		フトヒルムシロ			C		B		●			
43		カモガワモ			C		B		●			
44		センニンモ			C		B		●		VU	
45		オヒルムシロ			C		B		●			
46		ホソバミズヒキモ			C		B		●		VU	
47	シュロソウ	ショウジョウバカマ			B				●			
48	サルトリイバラ	マルバサンキライ			A						VU	

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-6 注目すべき植物種(2/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜				
49	ユリ	カタクリ			B	B	B					
50		コオニユリ			B		B	B				
51		ミヤマスカシユリ	1	A		B				EN	VU	
52	ラン	エビネ	1		A					NT	VU	
53		キンセイラン	1		B					VU	CR+EN	
54		サルメンエビネ	1		B					VU	CR+EN	
55		ユウシュンラン	1		B					VU	NT	
56		キンラン	1	B	B					VU	VU	
57		シュンラン			C		C		●			
58		コアツモリソウ	1		B					NT	VU	
59		クマガイソウ	1	B	A					VU	CR+EN	
60		アツモリソウ	1		A					VU	CR+EN	
61		セッコク	1	EX	EX						CR+EN	特一
62		アオスズラン	1		A						VU	
63		マツラン	1		B			B		VU	CR+EN	
64		シロテンマ		A	A					CR	CR+EN	
65		オオミズトンボ	1		B					EN	CR+EN	
66		ミズトンボ	1		A		B			VU	CR+EN	
67		ジガバチソウ			C						NT	
68		クモキリソウ	1,4		B			B				
69		コフタバラン			A						CR+EN	
70		タンザワサカネラン	1		A	A				EN	CR+EN	
71		ヒナチドリ	1		A					VU	CR+EN	
72		サギソウ	1	B	A					NT	CR+EN	
73		ミズチドリ		B	B						VU	
74		ツレサギソウ		B	B		A				VU	
75		オオバノトンボソウ			B						VU	
76		トキシソウ	1		A					NT	VU	
77		ヤマトキシソウ			A	A					CR+EN	
78		ウチョウラン	1	B	A					VU	CR+EN	
79		ネジバナ			B		B		●			
80		カヤラン	1		B			B			VU	
81		ヒトツボクロ		C	C	C	C	C			NT	
82		キンバイザサ	コキンバイザサ	1,2			EX				EX	
83	アヤメ	ノハナショウブ	1		C			●				
84		ヒメシャガ			B	B		●	NT	NT		
85		カキツバタ	1		B		A		NT	VU		
86		アヤメ			C			C			NT	
87	ススキノキ	ゼンテイカ			B	B	B					
88	ヒガンバナ	ヤマラッキョウ				B				VU		
89	クサスギカズラ	スズラン			B					VU		
90		ヒメヤブラン			C			+	●			
91		ユキザサ			C				●			
92		オオバジャノヒゲ			B			C				
93	ガマ	ミクリ	1		B		B	●	NT	NT		
94		ヤマトミクリ	1		A		A		NT	CR+EN		
95		ナガエミクリ	1		A		A		NT	NT		
96		ヒメミクリ	1		B					VU	VU	

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-7 注目すべき植物種(3/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜				
97	ガマ	ヒメガマ		C	C	C						
98		ガマ		C	C	C		●				
99	カヤツリグサ	サナギスゲ		A						CR+EN		
100		ハコネイトスゲ		A						CR+EN		
101		オオカサスゲ	B	B								
102		タチヒメクグ		B							VU	
103		サギスゲ	C	C							NT	
104		カンガレイ		B		B						
105		オオフトイ		C								
106		フトイ		B		B						
107		サンカクイ		B		B						
108		ノグサ		B							VU	
109		コシンジュガヤ		B	B						VU	
110	イネ	ヒメコスカグサ	C	C	C					NT	NT	
111		ヤマアワ		B			B					
112		ヒナザサ		B	B					NT	VU	
113		カゼクサ		B	C	C		●				
114		オオウシノケグサ	4	B		B	C	●				
115		ウキガヤ			C	C					NT	
116		オギ		C	C	C	C	●				
117		ヨシ		C	C	C	C	●				
118		ツルヨシ		C	C	C		●				
119		タチイチゴツナギ	B	B	B					EN	VU	
120		スズダケ		C				●				
121		ケスズ	1	B								
122		ヒメスズタケ		C							NT	
123		ヒゲシバ	C	C	C						NT	
124		マコモ		B		B		●				
125		シバ		B	B	B		●				
126	ケシ	ナガミノツルケマン	1	C						NT	NT	
127		ヤマブキノソウ	1	B							NT	
128	キンボウゲ	センウズモドキ		C	C					VU	NT	
129		ウゼントリカブト		B	B					VU	VU	
130		フクジュソウ	1	B							VU	
131		ニリンソウ		B		B		●				
132		キクザキイチゲ		C	B		B	●				
133		レンゲショウマ	1	B							NT	
134		カザグルマ	1	B		B				NT	VU	
135		トウゴクサバノオ	1	B							NT	
136		シラネアオイ		B	B			●			NT	
137		スハマソウ		B							NT	
138		オキナグサ	1	A						VU	CR+EN	
139		バイカモ	1	B							NT	
140	ボタン	ヤマシャクヤク	1	B	B					NT	VU	
141		ベニバナヤマシャクヤク	1	A	A					VU	VU	
142	ユズリハ	ユズリハ	1,2	C		C	C					
143	ユキノシタ	トリアシショウマ		C	B		B					
144		ユキノシタ		B	B							

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-8 注目すべき植物種(4/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種					レッドデータ等			
			学術上重要な種	減少種				環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園				
145	タコノアシ	タコノアシ		B		C			NT	NT	
146	マメ	タヌキマメ			EX					CR+EN	
147		エゾノレンリソウ	C	C	C	C	C			NT	
148		レンリソウ		B	B	B	B			VU	
149		ツクシハギ		B		B		●			
150		トキリマメ		C						NT	
151	ニレ	ケヤキ	C	C	B	B		●			
152	アサ	エノキ	4	B	B	B					
153	イラクサ	マルバヤブマオ	1	B						VU	
154		トキホコリ	1	B	B				VU	VU	
155	バラ	ザイフリボク	1	B							
156		カスミザクラ		C				●			
157		ヤマブキ		C				●			
158		ヒロハノカワラサイコ		B					VU	NT	
159		エチゴキジムシロ		B	B					YO	
160		サナギイチゴ		B					VU	NT	
161	ブナ	ブナ	4	C	B						
162		イヌブナ	1,4		B			●			
163		アカガシ	2		C	C	C	C	●		
164		ミズナラ		C	B						
165		アラカシ	1,2		C					YO	
166		シラカシ	2		C	C	C		●		
167		ウラジロガシ	2		C	C	C				
168	クルミ	オニグルミ			B	B	B		●		
139	カバノキ	ハンノキ	1,4		C		B	C	●		
170		ミズメ		C	C						
171		ウダイカンバ	4	C	C						
172		サワシバ		C	B				●		
173		アカシデ		C	B				●		
174		イヌシデ	4	C	B		C		●		
175	トウダイグサ	マルミノウルシ			B					NT	VU
176	ヤナギ	ネコヤナギ	4		C	C			●		
177		シライヤナギ	1			B					VU
178		キツネヤナギ			C				●		
179	スマレ	サクラスマレ	1		B						
180		ナガハシスマレ	1		B		B				
181		フモトスマレ	1		B						VU
182	オトギリソウ	オシマオトギリ		B	B						VU
183	ミソハギ	ヒメビシ			A					VU	CR+EN
184		ヒシ			B		B		●		
185	ムクロジ	ヤマモミジ			B				●		
186		ハウチワカエデ			C						
187		メグスリノキ	1		B						
188		イタヤカエデ(広義)			C						
189		ウリハダカエデ			C						
190		トチノキ		C	C						
191	ミカン	ミヤマシキミ	1		C			C			
192	アオイ	カラスノゴマ	1		A						NT

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-9 注目すべき植物種(5/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種					レッドデータ等				
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜				
193	アブラナ	ナズナ		B	B	B		●				
194		エゾハタザオ				C				NT		
195		ハタザオ			B	B	B			VU		
196	タデ	ヌカボタデ			C	C	C		VU	NT		
197		ミゾソバ		C	B	C		●				
198		ノダイオウ	1, 4		C		C			VU	NT	
199		マダイオウ			A						CR+EN	
200	モウセンゴケ	モウセンゴケ			C			C				
201	ナデシコ	カワラナデシコ			C			C				
202		ナンブワチガイソウ	1		C				VU	NT		
203		ナガバツメクサ				EX	EX	EX			EX	
204	サクラソウ	クリンソウ	1	B	B					VU		
205		サクラソウ	1		A			●	NT	CR+EN		
206	ツバキ	ヤブツバキ			B	B	B	B	●			
207	イワウメ	コイワウチワ	1, 4	C	C			●				
208	エゴノキ	オオバアサガラ	1		A							
209	ツツジ	ウメガサソウ			C		C	C	●			
210		ヤマツツジ			C	C		C	●			
211		シロヤシオ		C	C				●			
212		トウゴクミツバツツジ	2		B							
213		ナツハゼ			C							
214	アオキ	アオキ			C	C	C	C	●			
215	リンドウ	コケリンドウ			A					VU		
216		ホソバナツルリンドウ	1		A					VU	CR+EN	
217	マチン	アイナエ			A					CR+EN		
218	キョウチクトウ	スズサイコ	1		A				NT	VU		
219	ムラサキ	ムラサキ	1	A	A				EN	CR+EN		
220		ルリソウ			C						NT	
221	モクセイ	イボタノキ			B				●			
222	オオバコ	マルバノサワトウガラシ			B					VU	VU	
223		アブノメ			A						CR+EN	
224		クワガタソウ			B						NT	
225		イヌノフグリ	1			B				VU	VU	
226		カワヂシャ	1			B	B			NT	NT	
227	シソ	タイリンヤマハッカ			C							
228		アキノタムラソウ				C	C				NT	
229	サギゴケ	ムラサキサギゴケ			C		C		●			
230	ハマウツボ	ナンバンギセル		B	B	B					VU	
231		オオナンバンギセル	1	B	B							
232	タヌキモ	イヌタヌキモ	1		B					NT	NT	
233		ヒメタヌキモ	1		A					NT	CR+EN	
234		ムラサキミミカキグサ	1		A		A			NT	NT	
235	クマツヅラ	クマツヅラ			B						VU	
236	モチノキ	イヌツゲ			C			C				
237		ソヨゴ	1, 2		C						NT	
238	キキョウ	キキョウ	1		B				●	VU	NT	
239	キク	オクモミジハグマ			C				●			
240		キッコウハグマ			B				●			

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-10 注目すべき植物種(6/6)

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等			
			学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
				山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜				
241	キク	オケラ		B				●				
242		エゾノタウコギ		B	B					VU		
243		ヒメガンクビソウ			B					VU		
244		キクタニギク			C				NT	NT		
245		アズマギク	1		B			●		VU		
246		フジバカマ			C	C			NT	NT		
247		ノニガナ				C				NT		
248		カワラニガナ				B			NT	VU		
249		オオニガナ	1		C					NT		
250		カシワバハグマ			B					VU		
251		ミヤコアザミ	1		A					CR+EN		
252		アキノキリンソウ			C			●				
253		アオヤギバナ				A				CR+EN		
254		エゾタンポポ			C	B	B	C	●			
255		オカオグルマ	1	A	A					CR+EN		
256		オナモミ			B				VU	VU		
257		ウコギ		C	C							
258	セリ	ミシマサイコ	1		B				VU	CR+EN		
259		ハナウド			C		C			NT		
260		タニミツバ	1		C					VU		
261		ヌマゼリ	1			B	B		VU	VU		
262	スイカズラ	オミナエシ			B		B	●				
263		マツムシソウ	1	A	A					VU		
計	82科	263種	101種	47種	243種	59種	89種	32種	77種	68種	146種	1種

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

(2) その他事業の立地上配慮を要する植物

1) 保存樹木、保存樹林、保存緑地、特別緑地保全地区等

仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」、宮城県の「自然環境保全条例」に基づく「県自然環境保全地域」、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」の調査範囲における指定状況は表3-11～表3-14及び図3-9に示すとおりである。

調査範囲内では「保存樹木」が9箇所（17本）、「保存樹林」が1箇所、「県自然環境保全地域」が1箇所、「特別緑地保全地区」が2箇所指定されている。

対象事業計画地の北西側約400mには保存樹木に指定されている「下愛子のかんざしざくら」があり、市の天然記念物にも指定されている。また、南東側約400mの弥勒寺には3つの保存樹木がある。なお、対象事業計画地内にはこれらは存在しない。

表3-11 保存樹木

No.	所有者	所在地	名称	樹種
1	大梅寺	青葉区茂庭字綱木裏山	大梅寺のこうやまき	コウヤマキ (コウヤマキ科)
2			大梅寺のしだれざくら	シダレザクラ (バラ科)
3			大梅寺の椿	ツバキ (ツバキ科)
4			大梅寺のひよくひば	ヒヨクヒバ (ヒノキ科)
5	宇那禰神社	青葉区芋沢字明神	宇那禰神社のすぎ (1)	スギ (ヒノキ科)
6			宇那禰神社のすぎ (3)	スギ (ヒノキ科)
7			宇那禰神社のすぎ (4)	スギ (ヒノキ科)
8			宇那禰神社のひのき	ヒノキ (ヒノキ科)
9	個人	青葉区上愛子字芋郷	上愛子のあかがし	アカガシ (ブナ科)
10	同慶寺		同慶寺のいろはもみじ	イロハモミジ (ムクロジ科)
11	個人		下愛子のかんざしざくら	カンザシザクラ (バラ科)
12	弥勒寺	青葉区下愛子字館	弥勒寺のさるすべり	サルスベリ (ミソハギ科)
13			弥勒寺のいちょう	イチョウ (イチョウ科)
14			弥勒寺のかつら	カツラ (カツラ科)
15	個人	青葉区栗生	栗生のいちい	イチイ (イチイ科)
16	仙台市	青葉区愛子中央	愛子駅前のしだれざくら	シダレザクラ (バラ科)
17	個人		せいざん (愛子) の臥龍梅	ウメ (バラ科)

出典：「杜の都の名木・古木」（平成29年3月、仙台市）
「せんだいくらしのマップ」（令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ）

表3-12 保存樹林

所在地	樹種
青葉区上愛子	アカマツ林

出典：「緑の保全（保存樹林 指定状況）」（令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ）

表3-13 県自然環境保全地域

名称	面積 (ha)	保全対象
太白山	451.11	すぐれた天然林、野生動植物の生息地など自然環境がすぐれた状態に維持された地域で、自然的・社会的条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なもの。

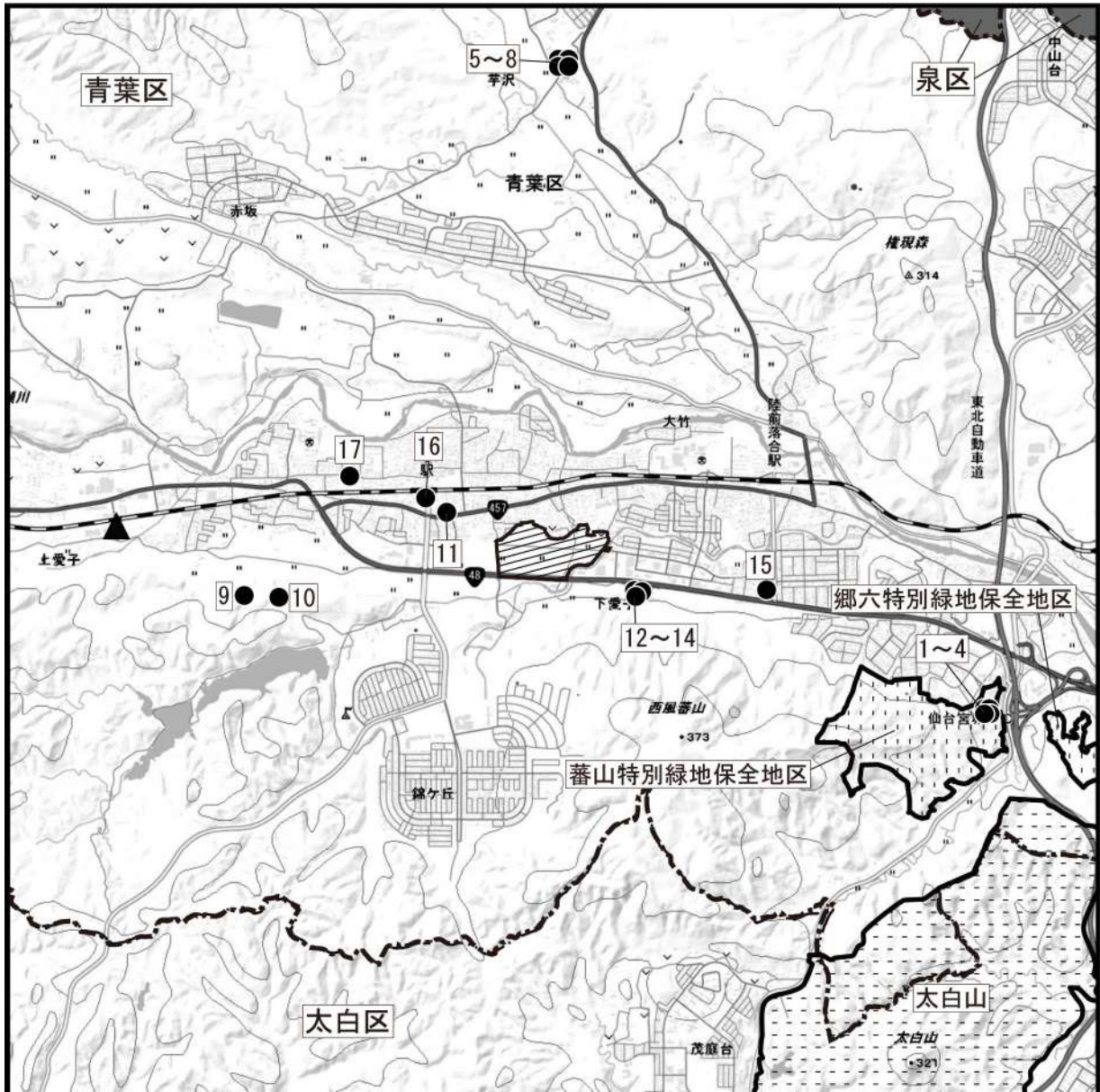
出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（令和3年4月1日現在、仙台市）

「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域」（令和5年9月閲覧、宮城県ホームページ）


表3-14 特別緑地保全地区

地区名	位置	面積 (ha)
蕃山特別緑地保全地区	青葉区茂庭字小畑山、同字松山の全部、青葉区茂庭字綱木裏山、同字寺下、同字湯ノ沢、折立六丁目の各一部	81
郷六特別緑地保全地区	青葉区郷六字郷六上及び同字笹の上の各一部	12

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（令和3年4月1日現在、仙台市）




凡例

 : 対象事業計画地

 : 区界

● : 保存樹木 (9箇所17本 : 1~17)

 : 県自然環境保全地域 (1箇所)

▲ : 保存樹林 (1箇所)

 : 特別緑地保全地区 (2箇所)

注) 図中のNo.は、表3-11に対応する。

出典: 「杜の都の名木・古木」(平成29年3月、仙台市)

「せんだいぐらしのマップ(公園・スポーツ・文化)」(令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ)

「緑の保全(保存樹林 指定状況)」(令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ)

「仙台市公園・緑地等配置図」(令和3年4月1日現在、仙台市)

図3-9 保存樹木・特別緑地保全地区



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

2) 植生及び注目すべき植物群落の状況

調査範囲の現存植生は、図3-10に示すとおりであり、対象事業計画地には「水田雑草群落」と「市街地」が分布している。

「令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）では、環境省の植生自然度9及び10（自然植生）に該当する植生を「自然性の高い植生」として位置づけており、植生自然度の区分基準は表3-15に示すとおりである。

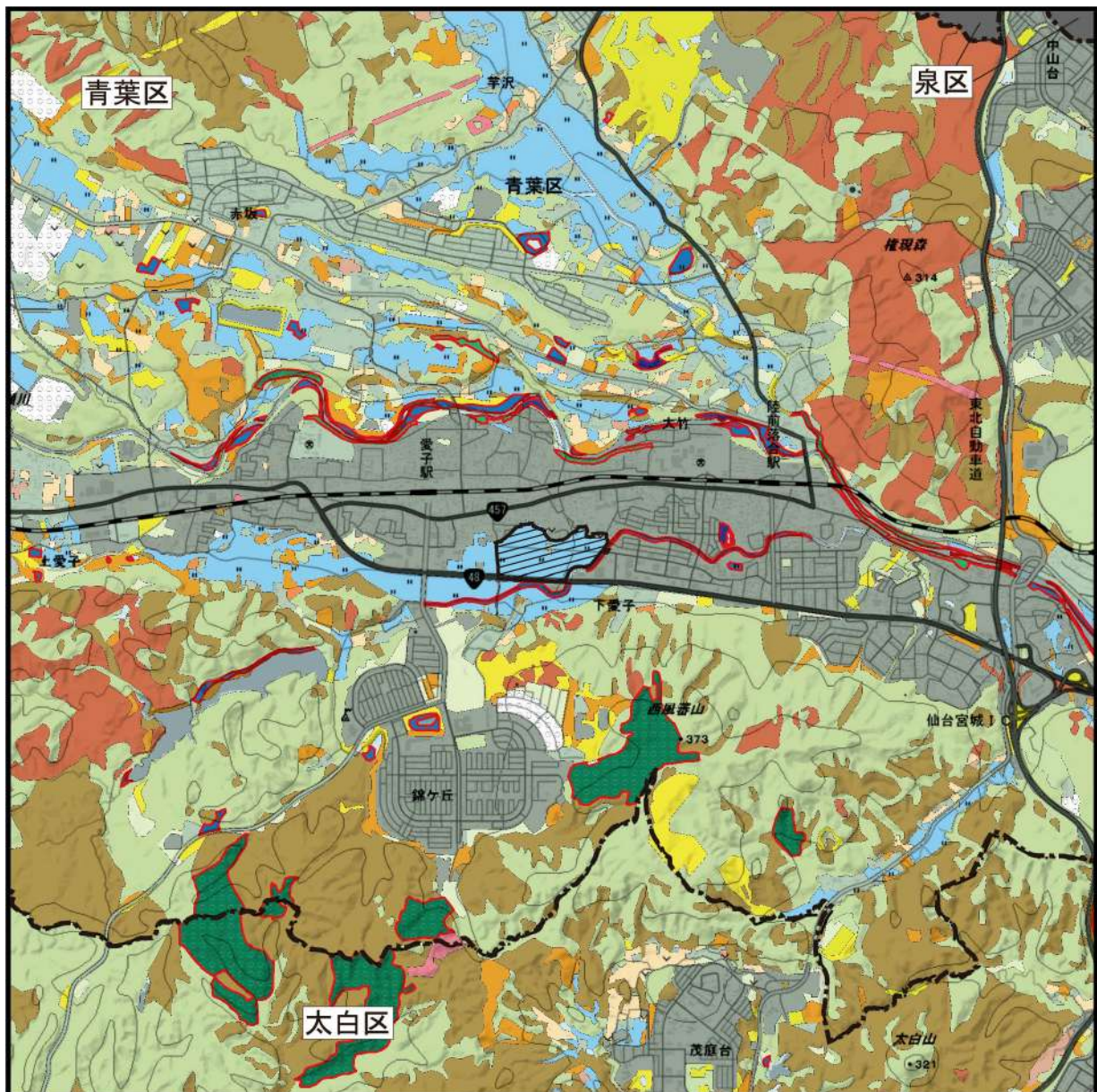
調査範囲における「自然性の高い植生」の分布は図3-10に示すとおりであり、ヒルムシロクラス、ヨシクラス等の植生自然度の高い植生が広瀬川河畔及び斎勝川河畔に分布している。

対象事業計画地には、植生自然度2の水田雑草群落と植生自然度1の市街地が分布し、「自然性の高い植生」は存在しない。




表3-15 植生自然度と区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区






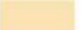





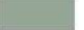














出典：「令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）



凡例

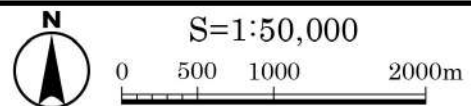
-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 植生自然度9,10

植生凡例

- | | | |
|--|--|--|
|  モミイヌブナ群集 |  落葉広葉低木群落 |  果樹園 |
|  ケヤキ群落(Ⅳ) |  ススキ群団(Ⅴ) |  畑雑草群落 |
|  ハンノキ群落(Ⅳ) |  伐採跡地群落(Ⅴ) |  水田雑草群落 |
|  ヤナギ高木群落(Ⅳ) |  クリコナラ群集 |  市街地 |
|  ヤナギ低木群落(Ⅳ) |  ヨシクラス |  緑の多い住宅地 |
|  アカマツ群落(Ⅴ) |  ヒルムシロクラス |  残存・植栽群落をもった公園・墓地等 |
| |  スギ・ヒノキ・サワラ植林 |  造成地 |
| |  竹林 |  開放水域 |
| |  ゴルフ場・芝地 |  自然裸地 |
| |  牧草地 | |
| |  路傍・空地雑草群落 | |

出典:「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和3年3月、仙台市)

図3-10 現存植生図



3) 保全上重要な植物の生育地の状況

「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）によると、仙台市における植物生育地として重要な地域の選定基準は表3-16に、調査範囲における植物生育地として重要な地域は表3-17及び図3-11に示すとおりである。

また、「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」（令和5年、宮城県）では、表3-18に示すとおり希少な植物群落についてカテゴリー区分を行い、注目すべき植物の群落を指定している。調査範囲における注目すべき植物群落は、表3-19及び図3-11に示すとおりであり、西風蕃山のモミ・イヌブナ群落及び太白山のスギ植林がある。

対象事業計画地は植物生育地として重要な地域に含まれない。

表3-16 植物生育地及び動物生息地として重要な地域の選定基準

番号	判断理由
1	保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域（動物の繁殖場、集団越冬地となっている地域など）
2	多様な生物相が保存されている地域
3	自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	環境教育の場としてふさわしい地域
7	郷土の特色が保存されている地域（里地・里山、居久根等）
8	緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域（山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等）
9	海岸や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

表3-17 植物生育地として重要な地域

番号	地域名	備考	判断理由
①	奥武士・大倉地区の里地・里山植生	市街地の西部に位置し、二次林、植林、農地等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、里地・里山植生が良好な状態で残されている。環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	7, 8
②	奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生	市街地の南部に位置し、野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。また、青葉山は、狭い地域内に800種以上の植物が自生し、里山の自然に親しむ場として活用されており、環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	7, 8
③	大倉・芋沢丘陵地の植生	市街地の中央部から北西にかけて位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	7, 8
④	西風蕃山のモミ・イヌブナ林	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。山頂付近のやや平坦な立地に残存するモミとイヌブナ、多様な落葉広葉樹種が混生する森。市街地近郊に位置し、仙台市域の丘陵地の気候的極相と考えられる植生の面影を残す群落として貴重。	3, 5, 6, 7
⑤	西風蕃山のブナ林	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。標高340m付近に残存するブナ林。高木層ではブナが優占し、イヌブナを混生し、下層にはモミが混じる。ブナが優占する森林としては、県内で最も低標高地に位置するものの一つ。	5, 6, 7
⑥	鉤取山モミ希少個体群保護林周辺の林	太白山県自然環境保全地域。鉤取山モミ希少個体群保護林として林野庁の保護林指定を受けているモミ・イヌブナ林を囲むように、コナラ・クリ林やアカマツ・コナラ林から構成される森林域。仙台市域の丘陵地の二次植生を代表する森林域。	5, 6, 7
⑦	下の沢等の沢辺植物群落	太白山県自然環境保全地域。丘陵帯でありながら深山の溪谷にみられるような貴重な植物群落が分布。開発の進んできている下の沢、茂倉沢、光沢などの沢筋にみられ、防災上も厳正保全が求められる。	4, 5, 6, 7
⑧	太白山のコナラ・ケヤキ林	太白山県自然環境保全地域。太白山の標高150mから頂上（320m）までの急斜面・岩礫地には立地特有の植生であるコナラ・ケヤキ林が成立している。登山を中心に市民の憩いの場としても貴重。	2, 5, 6, 7
⑨	蕃山・西風蕃山・蛇台蕃山の植生	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。保全上重要な植物群落を含み城西部のコナラ・クリ林を主体とした植生域。各種開発の進む仙台市域の丘陵地において、まとまった面積を有する落葉広葉樹林として貴重。近年マツ枯れに続いてナラ枯れが進んでいる。	2, 5, 6, 7
⑩	月山池・サイカチ沼周辺の植生	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域。池内にはヨシ群落、マコモ群落、ヒシ群落、多様な湿生・水生植物群落が成立し、仙台市域では稀な状態にあり貴重。	2, 4, 5, 6
⑪	黒森山頂上付近の植生	権現森緑地環境保全地域。アカマツ林は里山では一般的なものであるが、黒森山頂上付近の林分は生育状態が良好で、樹高20m以上、胸高直径50～60cmに達する。過去より伐採を受けてきた里山の植生の中で、壮齡林として貴重。	5, 6, 7
⑫	松尾山頂上付近の植生	権現森緑地環境保全地域。黒森山頂上と同様のアカマツ林が分布する。林内に神社があり、地域住民とのかかわりの面も深く貴重。	5, 6, 7
⑬	太白山のスギ林	太白山県自然環境保全地域。太白山の南東斜面にある樹齡100年以上のスギの大木で構成される森林。人工林ではあるが、自然度が高く、また地域の住民にも親しまれており貴重。	5, 7
⑭	葛岡墓園・荒巻の緑地	権現森緑地環境保全地域。仙台市南西部で市街地に隣接する緑地、公園、墓園で、丘陵地域を象徴する里地・里山が残される。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールド、そして奥羽山地山麓部と、青葉山や広瀬川を繋ぐ緑地、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。	6, 7, 8
⑮	名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	広瀬川の清流を守る条例環境保全区域。わずかな立地の違いや洪水様態に応じた多様な植生が認められることから、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。流域の各所をつなぐ生態系回廊（生態系コリドー）や市民の憩いの場としても極めて貴重。	8, 9

注1) 判断理由は表3-16に対応する。

注2) 番号は図3-11に対応する。

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

表3-18 希少な植物群落のカテゴリー区分

カテゴリー		絶滅危機の度合い
D	壊滅	群落は壊滅した
4	壊滅状態	群落は全体的に壊滅状態にあり、緊急に対策を講じなければ壊滅する
3	壊滅危機	対策を講じなければ、群落は徐々に悪化して壊滅する
2	破壊危惧	群落は当面保護されているが、将来破壊されるおそれがある
1	要注意	現在、保護・管理状態がよく、当面破壊されるおそれがない。 しかし、監視は必要である

出典：「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」（令和5年、宮城県）

表3-19 注目すべき植物の群落

番号	希少群落名	カテゴリー	指定状況
④	西風蕃山のモミ・イヌブナ群落	2（破壊危機）	蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域
⑬	太白山のスギ植林	2（破壊危機）	太白山自然環境保全地域




注1) カテゴリーは表3-18に対応する。

注2) 番号は図3-11に対応する。

出典：「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」（令和5年、宮城県）



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 植物生育地として重要な地域(①～⑮)

注1) 図中の番号は、表3-17に対応する。

注2) 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)に範囲の記載がない地域は、「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)の範囲及び図中の番号を「赤字」で示した。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)
「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

図3-11 植物生育地として重要な地域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.4 動物

(1) 注目すべき動物種の状況

仙台市の山地から丘陵地に広がる森林域には本州最大の哺乳類であるツキノワグマや、特別天然記念物であるカモシカをはじめ、ヤマネ、ホンドザル、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ニッコウムササビ、ニホンリスなどの哺乳類が生息している。近年、二次林の放置などが一因と考えられるツキノワグマ、カモシカの低地丘陵への分布拡大が確認されている。鳥類では、オオルリ、ゴジュウカラ、キビタキ、アカゲラなどの森林性の種が多く分布し、絶滅が危惧されているイヌワシやクマタカの生息も確認されている。爬虫類では、ニホンマムシやジムグリのほか、自然度が高い林床を好むタカチホヘビや比較的珍しいシロマダラなども生息している。両生類では、山地の溪流にキタオウシュウサンショウウオが生息し、トウホクサンショウウオは丘陵地の沢などに広く生息している。また、池沼の縁の樹木の枝に卵塊を産み付けるモリアオガエルや清流の環境を指標するカジカガエルも生息している。魚類では、山地の溪流にニッコウイワナ、ヤマメ、カジカ等が生息する。一方、丘陵地の池沼等にはオオクチバス（ブラックバス）やブルーギルといった移入種が定着しており、在来種の生息が脅かされている。昆虫類では、オニクワガタ、カミキリムシ類、ミドリシジミ類などの森林性の昆虫類が多数生息し、丘陵地では生きた化石と言われるヒメギフチョウなども生息している。また、泉ヶ岳付近は山地性チョウ類の主要な生息地になっている。丘陵地の湿地ではオゼイトトンボなどのトンボ類も多く生息している。

市街地では、人の生活空間の拡大や各種開発事業により、動物の良好な生息環境が減少しているが、公園や残された緑地等が、ホンドタヌキ、ホンドイタチ、カワセミ、アオダイショウ、ミヤマクワガタなど多くの動物にとって貴重な生息場所となっており、これらの緑地を保全するとともに、周囲の丘陵地、田園地域との連続性に配慮した緑の創出を進める必要がある。

調査範囲内における注目すべき動物種の状況は、「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）において、「保全上重要な種」に挙げられている種のうち、対象事業計画地が「西部丘陵地・田園地域」及び「市街地地域」の境界付近に位置していることから、該当する地域区分である「西部丘陵地・田園地域」及び「市街地地域」（表3-3（P. 3-14）参照）における減少種（EX～C：表3-4（P. 3-15）参照）を「注目すべき動物種」として抽出した。

調査範囲における注目すべき動物種は表3-20～表3-27に示すとおりであり、哺乳類8科20種、鳥類31科71種、爬虫類5科9種、両生類6科14種、魚類11科19種、昆虫類39科73種であった。

表 3-20 注目すべき動物種【哺乳類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等					
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法		
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
1	モグラ (食虫)	トガリネズミ	シントウトガリネズミ		+	C				●		DD			
2			ジネズミ		+	C	B	C		●					
3			カワネズミ	1,4	B	B				●		DD			
4	コウモリ (翼手)	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	1	C	C				●					
5			キクガシラコウモリ	1	C	C	C			●					
6			ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	1,4	C	C	C			●				
7		ヤマコウモリ		1,4	C	C	C	C	C	●	VU	VU			
8		ヒナコウモリ		1,4	C	C	C		C	●					
9		ニホンウサギコウモリ		1,4	C	C				●		VU			
10		ユビナガコウモリ		1,4	C	C				●					
11		コテングコウモリ		1,4	C	C				●					
12		テングコウモリ		1,4	C	C				●		VU			
13		ネズミ (齧歯)		リス	ムササビ	1,4		C	C			●			
14				ネズミ	ヤチネズミ	4	+	+							
15			ハタネズミ			+	C	C	C	C	●				
16	ヒメネズミ				+	+	+			●					
17	ネコ (食肉)	クマ	ツキノワグマ	4	C	C							国際		
18		イヌ	タヌキ		+	+		+		●					
19		イタチ	ホンドテン		C	C				●					
20			ニホンイタチ		C	C	C	C	C	●					
計	4 目	8 科	20 種	13 種	19 種	20 種	9 種	5 種	4 種	18 種	1 種	5 種	1 種		

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

表3-21 注目すべき動物種【鳥類(1/2)】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	キジ	キジ	ウズラ	1,4		A	A	A	A		VU	CR+EN		
2			ヤマドリ	1,4	+	C				●				
3	カモ	カモ	マガン	1,4			A	B	B		NT		天	
4			オシドリ	1,4	+	C	B				DD			
5	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ			C	B	C	C	●				
6	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	1,4		C	B	C	C	●	NT	NT		
7			ミゾゴイ	1,4	C	B					VU	VU		
8			アマサギ	4		C	A	C			●			
9			チュウサギ	1,2,4		C	C	C	C			NT		
10			コサギ			C	B	C	C		●		NT	
11	ツル	クイナ	クイナ	1,4		C	A	B	B			NT		
12			ヒクイナ	1,4		B	A	B	B		NT	CR+EN		
13			バン	1,4		C	B	C	C		●			
14	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	1,4	+	+	C	C	C		●			
15			カッコウ	1,4	C	C	B	C	C		●			
16	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	1,4	C	B	A	A		●	NT	VU		
17	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		C	C						NT		
18	チドリ	チドリ	イカルチドリ	1,4	C	C	B	B		●		NT		
19		シギ	オオジシギ	1,4	B	B	A	C	C		NT	VU		
20		カモメ	コアジサシ	1,2,4			A	B	B		VU	VU		
21	タカ	ミサゴ	ミサゴ	1,4		+	+	+	+	●	NT			
22		タカ	ハチクマ	1,4	B	B					NT	VU		
23		オジロワシ	1,2,4		B	B	B	B			VU	VU	天/国内	
24		ツミ	1,4	C	C	C	C	C				DD		
25		ハイタカ	1,4	C	C	C	C	C			NT	NT		
26		オオタカ	1,4	C	C	B	B	B		●	NT	NT		
27		サシバ	1,4	C	C	A	B	B			VU	VU		
28		ノスリ			+	+	+	+	+		●			
29		クマタカ	1,4	B	C						●	EN	VU	国内
30		フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	1	C	C	C	B	B			NT	
31	コノハズク			1	C	C					●		DD	
32	フクロウ			1	C	C	B	B	C		●			
33	アオバズク			1		C	B	B	B		●		VU	
34	コミミズク			1	B	A	B	B	B		●		NT	
35	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	1	C	C						NT		
36			カワセミ	1,4		C	C	C		●				
37			ヤマセミ	1,4	C	C	B				●		NT	
38	キツツキ	キツツキ	アカゲラ		+	C	B	C	C					
39			アオゲラ		+	C	B	C	C		●			
40	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	1,4		C	B	C	B					
41			チゴハヤブサ			C	B	B				NT		
42			ハヤブサ	1,4	C	B	B	C	C			VU	NT	国内
43	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ		C	C	B	C	C		VU	NT		
44		カササギヒタキ	サンコウチョウ	1		C	B	B		●				

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）

表3-22 注目すべき動物種【鳥類(2/2)】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等		
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜				
45	スズメ	モズ	チゴモズ	1,4		A	A	A	A		CR	CR+EN	
46			モズ	1	+	+	B	+	+	●			
47			アカモズ	1,4		A	A	A	A		EN	CR+EN	国内
48		ヒバリ	ヒバリ			C	B	C	C	●			
49		ツバメ	ツバメ			C	C	C		●			
50			コシアカツバメ			A	A	A	A			CR+EN	
51		ウグイス	ウグイス	1,4	+	+	C	C	C	●			
52		ムシクイ	センダイムシクイ		+	C	B			●			
53		ヨシキリ	オオヨシキリ	1,4		C	B	C	C	●			
54			コヨシキリ	1,4		C	A	B	B	●			
55		セッカ	セッカ	1,4		C	B	C	C	●			
56		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ		+		B			●			
57		カワガラス	カワガラス		+	C	B			●			
58		ヒタキ	トラツグミ		+	C	B	C	C	●			
59			クロツグミ	1,4	+	C	B	C	C	●			
60			シロハラ		+	C	B			●			
61			コルリ	1,4	+	C	B	C	C	●			
62			ルリビタキ		+	C	C	C	C				
63			コサメビタキ				B			●			
64			キビタキ		+	C	B			●			
65			オオルリ	1,4	+	C	C	C	C	●			
66	セキレイ		キセキレイ	1,4	+	C	C	C		●			
67		セグロセキレイ	4	C	C	C	C		●				
68	ホオジロ	ホオジロ		+	+	B	C	C	●				
69		ホオアカ		B	C	A	C	B	●				
70		ノジコ	1,4	C	C	B				NT	NT		
71		アオジ		C	C	C	C	C					
計	15目	31科	71種	49種	43種	67種	64種	55種	46種	43種	22種	31種	5種

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-23 注目すべき動物種【爬虫類・両生類】

【爬虫類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等					
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法		
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	1		C	A				●				
2		カナヘビ	ニホンカナヘビ		+	+	C	C			●				
3		タカチホヘビ	タカチホヘビ	1			A						DD		
4		ナミヘビ	アオダイショウ			+	+	B	C	C		●			
5			ジムグリ			+	+	B	C	C		●			
6			シロマダラ	1	C	C								DD	
7			ヒバカリ		C	C	C	C	B			●			
8			ヤマカガシ			+	A	C				●			
9		クサリヘビ	ニホンマムシ		C	C	A	C							
計	1目	5科	9種	3種	6種	8種	8種	6種	3種	6種	0種	2種	0種		

【両生類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等						
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法			
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜							
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ	4	+	C	B				●	NT	NT			
2			クロサンショウウオ		+	C	A				●	NT	LP			
3			キタオウシュウサンショウウオ	2	+	C						●		NT		
4		イモリ	アカハライモリ		+	C	A	C			●	NT	LP			
5	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル		+	C	B	C								
6			アマガエル	ニホンアマガエル		+	+	+	+	+	●					
7			アカガエル	タゴガエル		+	C	A						NT		
8				ニホンアカガエル		+	+	A	C							
9				ヤマアカガエル		+	C	A	C						NT	
10				トウキョウダルマガエル		C	C	A	C			●	NT	NT		
11			ムカシツチガエル		+	C	A					●		NT		
12			アオガエル	シュレーゲルアオガエル		+	+	B	C			●				
13				モリアオガエル		+	B					●				
14		カジカガエル			+	+	B				●					
計	2目	6科	14種	2種	14種	14種	12種	7種	1種	10種	4種	8種	0種			

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-24 注目すべき動物種【魚類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	1	C	+	B	C			VU	DD/NT		
2			カワヤツメ	1		A	A				VU	CR+EN		
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	1		B	C	C	C	●	EN	NT		
4	コイ	コイ	キンブナ			B	A	A			VU	VU		
5			タナゴ			EX	EX	EX			EN	CR+EN		
6			アカヒレタビラ			EX	EX	EX			EN	CR+EN		
7			ゼニタナゴ			EX	EX	EX			CR	CR+EN		
8			ウグイ		+	+	+	+	+	+	●			
9			シナイモツゴ	1,4	A	A						CR	CR+EN	
10			ドジョウ	ドジョウ			+	+	+		●	NT		
11			フクドジョウ	ホトケドジョウ	1	C	+	B			●	EN	NT	
12			ナマズ	ギギ	ギバチ	1	C	+	B			VU	NT	
13	サケ	アユ	アユ			+	+	+	+	●				
14		サケ	サクラマス	1		B	C			●	NT	NT		
15		ヤマメ	ヤマメ		+	+	+			●	NT	NT		
16	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	1		A	A	B	C	●	VU	NT		
17	スズキ	カジカ	カジカ		+	+	B			●	NT			
18			ウツセミカジカ (淡水性両側回遊型)	1			B				EN	VU		
19		ハゼ	ジュズカケハゼ				C	A	B			NT	NT	
計	7目	11科	19種	9種	7種	18種	18種	11種	4種	9種	17種	15種	0種	

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-25 注目すべき動物種【昆虫類(1/3)】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等		
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜				
1	トンボ (蜻蛉)	ムカシトンボ	ムカシトンボ	1,4	+	+				●			
2		ヤンマ	カトリヤンマ	1			A	A	A			CR+EN	
3		サナエトンボ	ウチワヤンマ	1		C	B						
4			ヒメサナエ	1	A	A						VU	
5			ナゴヤサナエ	1,2			A	A				VU	CR+EN
6		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	1,4		+					●		
7		エゾトンボ	オオトラフトンボ	1	C	C							

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-26 注目すべき動物種【昆虫類(2/3)】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等					
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法		
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜						
8	トンボ (蜻蛉)	エゾトンボ	エゾトンボ		B	B						VU			
9		トンボ	ハッチョウトンボ	1	B	B			●			VU			
10			コノシメトンボ	1		A						CR+EN			
11			キトンボ	1		A	EX					VU			
12			ナツアカネ			C		C		●					
13			マユタテアカネ		+	+									
14			アキアカネ		+	+	+	+	+	●					
15			マイコアカネ			+		C							
16			ヒメアカネ	1	A	A	EX						CR+EN		
17			ゴキブリ (網翅)	オオゴキブリ	オオゴキブリ		B	B						VU	
18	バッタ (直翅)	バッタ	カワラバッタ	1			A	A		●		NT			
19	カメムシ (半翅)	セミ	エゾゼミ		+	+	C			●					
20		コオイムシ	コオイムシ	1		C	C	C			NT	NT			
21			タガメ	1		A		A		●	VU	CR+EN	特二		
22	アミメカゲ ロウ(脈翅)	ツノトンボ	ツノトンボ	1	A	A						CR+EN			
23			キバネツノトンボ	1		B						VU			
24		ウスバカゲ ロウ	カスリウスバカゲ ロウ			C							DD		
25	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ	1	B	A					EN	VU			
26			チャマダラセセリ	1	A	A						EN	CR+EN		
27		シジミチョウ	スギタニルリシジミ 本州亜種	ジョウザンミドリシジミ		+	+				●				
28				カラシシジミ		C	C							NT	
29				クロシジミ	1	EX		EX					EN	EX	
30				フジミドリシジミ	1	+	C					●			
31				タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン		EX	EX	EX	EX	EX			CR	EX
32		アゲハチョウ	ジャノメチョウ	オオムラサキ	1		C	B			●	NT			
33				アオスジアゲハ	4			+	+		●				
34		シロチョウ	ヒメギフチョウ 本州亜種	ヒメギフチョウ本州亜種	1	C	C	C			●	NT	NT		
35	シロチョウ			ヒメシロチョウ 北海道・本州亜種		EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
36	ツトガ	ゼニガサミズメイガ		C	C										
37	スズメガ	ヒメスズメ	ヒメスズメ				A				NT	CR+EN			
38			ギンボシスズメ	1		A						CR+EN			
39	シャチホコ ガ	タッタカモクメシ ャチホコ	タッタカモクメシ ャチホコ	1	C	C									
40			クワヤマエグリシ ャチホコ	1	C	C					NT	NT			
41	ヒトリガ	キバラヒトリ	1	C	C							NT			

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

表3-27 注目すべき動物種【昆虫類(3/3)】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	西部丘陵地・田園	市街地	東部田園	海浜					
44	チョウ (鱗翅)	ドクガ	フタホシドクガ	1	C	C						NT		
45		ヤガ	ギンモンセダカモクメ	1	A	A					NT	CR+EN		
46			キスジウスキヨトウ			C					VU			
47	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	マークオサムシ				A				VU	CR+EN		
48			セアカオサムシ		C	C					NT	NT		
49			ツヤキベリアオゴミムシ				B				VU	VU		
50			ヤマトトックリゴミムシ	1		C				B				
51		ハンミョウ	ホソハンミョウ		C						VU	NT		
52			ナミハンミョウ			B	B			●		NT		
53		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ	1	C	C	A	A			VU	NT	特二	
54			シマゲンゴロウ			C					NT			
55			エゾヒメゲンゴロウ				C						DD	
56		コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ			B					VU	DD		
57		クワガタムシ	ミヤマクワガタ		+	+					●			
58			ノコギリクワガタ		+	+	+	+			●			
59		コガネムシ	アカマダラハナムグリ			C	C					DD	NT	
60			ダイコクコガネ			A						VU	VU	
61		コブスジコガネ	コブナシコブスジコガネ		C	C							NT	
62		タマムシ	タマムシ	1,2		C	C						NT	
63	ホタル	ゲンジボタル	1		+	C	C			●		NT		
64		ヒメボタル				C				●		NT		
65	カミキリムシ	ヨツボシカミキリ			A		A				EN	CR+EN		
66	ハムシ	ベニカメノコハムシ			C							NT		
67		タグチホソヒラタハムシ					A					VU		
68		シラハタミズクサハムシ				B						VU		
69		ヒゲナガゾウムシ	エゴヒゲナガゾウムシ			C							DD	
70	ハチ (膜翅)	アリマキバチ	ミヤギノヨコバイバチ			B						VU		
71		コハナバチ	アオスジハナバチ	1,2		A						CR+EN		
72		ハキリバチ	マイマイツツハナバチ	1	B	B					DD	VU		
73		コマユバチ	ウマノオバチ			C						NT		
計	8目	39科	73種	35種	35種	63種	25種	15種	5種	20種	26種	50種	2種	

注1) 種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(令和4年11月、河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

注2) 表中の番号・記号は表3-4に対応する。

出典:「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

(2) 保全上重要な動物の生息地の状況

動物生息地として重要な地域は表3-28及び図3-12に示すとおりである。対象事業計画地は、動物生息地として重要な地域には含まれない。

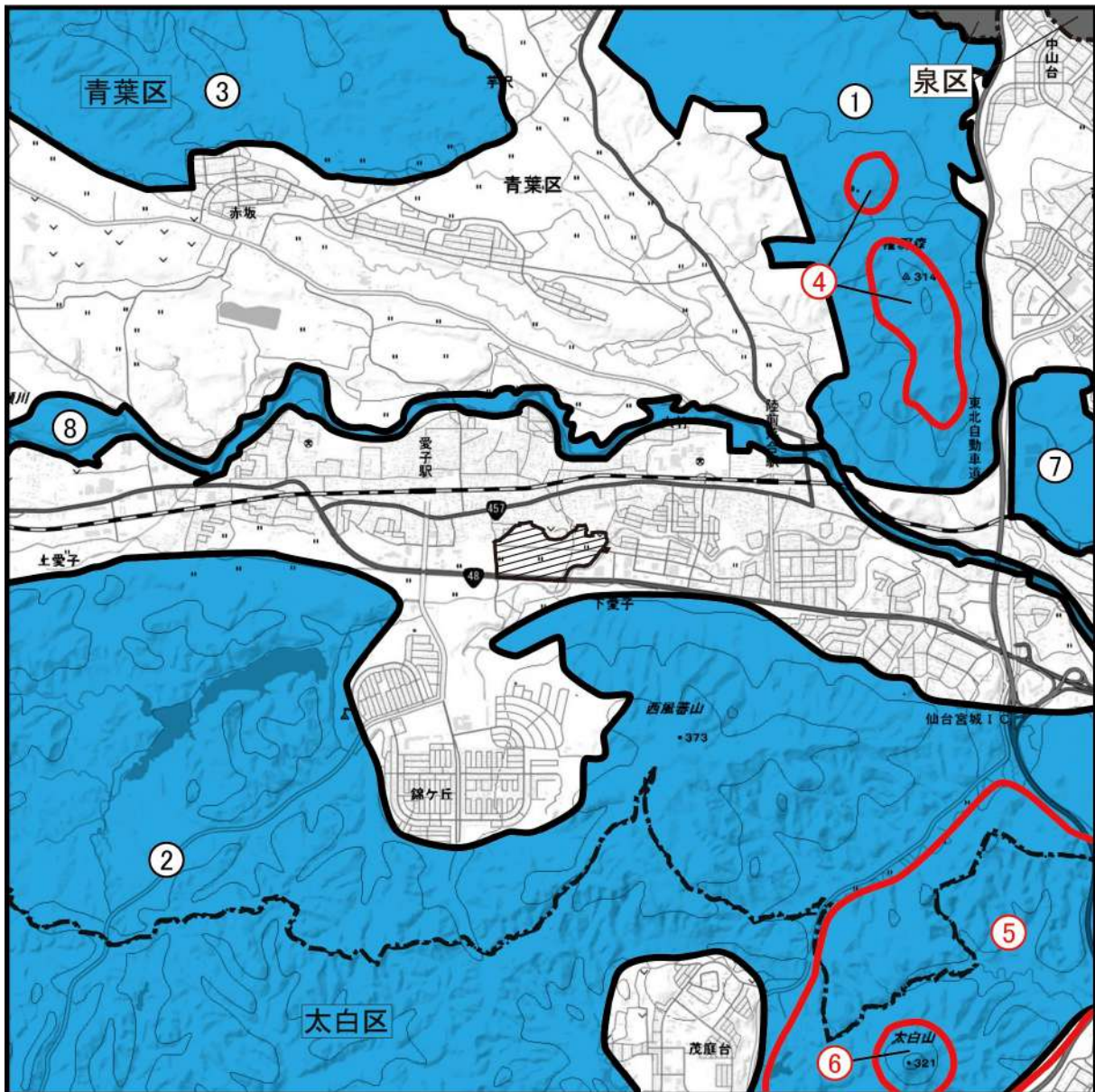
表3-28 動物生息地として重要な地域

番号	地域名	備考	判断理由
①	奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への緑の回廊	市街地の中央部から北西にかけて位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	2, 8
②	奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊	市街地の南部に位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	2, 8
③	奥武士・大倉地区	市街地の西部に位置し、里地・里山植生が良好な状態で残されており、動植物のハビタットとして重要。水田やため池、山林、山地草原のススキ原等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、トウホクサンショウウオやチョウ類などの希少な動物の生息が確認されるほか、豊かな里地・里山生態系のシンボルであるサンバの生息も確認されている。環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	6, 7
④	権現森	権現森緑地環境保全地域。野生動植物のハビタットとして重要。貴重なチョウ類の生息地、ハチ類等のヒルトッピング。	1, 4
⑤	太白山・佐保山・鉤取国有林一帯	太白山県自然環境保全地域。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。山から里までの鳥類が豊富。	2, 5, 6, 7
⑥	太白山一帯	太白山県自然環境保全地域。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。多様なチョウ類の生息、貴重なトンボ類の生息、各種チョウ類のヒルトッピング、3種のホタルの生息。	1, 2, 6, 7
⑦	葛岡墓園・荒巻の緑地	権現森緑地環境保全地域。仙台市南西部で市街地に隣接する緑地、公園、墓園で、丘陵地域を象徴する里地・里山が残される。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールド、そして奥羽山地山麓部と、青葉山や広瀬川を繋ぐ緑地、生態系回廊（生態系コリドー）として重要である。	6, 7
⑧	広瀬川（中～下流域）	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。回遊性魚類の生息域であり、ウグイ、アユ、サケなどの産卵場が形成される。	2, 7, 8




注1) 判断理由は表3-18に対応する。

注2) 番号は図3-12に対応する。

出典：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）



凡 例

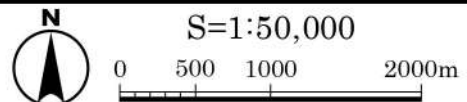
-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 動物生息地として重要な地域(①～⑧)

注1) 図中の番号は、表3-30に対応する。

注2) 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)に範囲の記載がない地域は、「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)の範囲及び図中の番号を「赤字」で示した。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)
「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

図3-12 動物生息地として重要な地域



3.5 景観

調査範囲における主要な自然的景観資源、文化的景観資源及び主要な眺望地点は、表3-29及び図3-13に示すとおりである。自然的景観資源としては、太白山、西風蕃山及び権現森等6箇所があり、文化的景観資源は、諏訪神社、宇那禰神社及び中原浄水場旧管理事務所等4箇所がある。眺望地点としては、太白山、西風蕃山及び権現森等7箇所がある。なお、対象事業計画地は自然的景観資源である落合・愛子・白沢広瀬川畔内に位置している。

表3-29 主要な自然的・文化的景観資源及び主要な眺望地点

番号	名称	景観資源		眺望地点	文献			現地踏査
		自然的景観資源	文化的景観資源		1	2	3	
①	太白山	●		●	●	●		
②	西風蕃山（蕃山）	●		●	●	●		
③	権現森	●		●	●	●		
④	岩傘山	●		●	●			
⑤	諏訪神社		●	●			●	
⑥	錦ヶ丘九丁目公園			●				●
⑦	錦ヶ丘中央公園			●		●		
⑧	仙台市白沢・広瀬川中流付近（広瀬川上流域）	●			●	●		
⑨	落合・愛子・白沢広瀬川畔	●			●			
⑩	宇那禰神社		●				●	
⑪	中原浄水場旧管理事務所		●				●	
⑫	菊地家住宅		●				●	

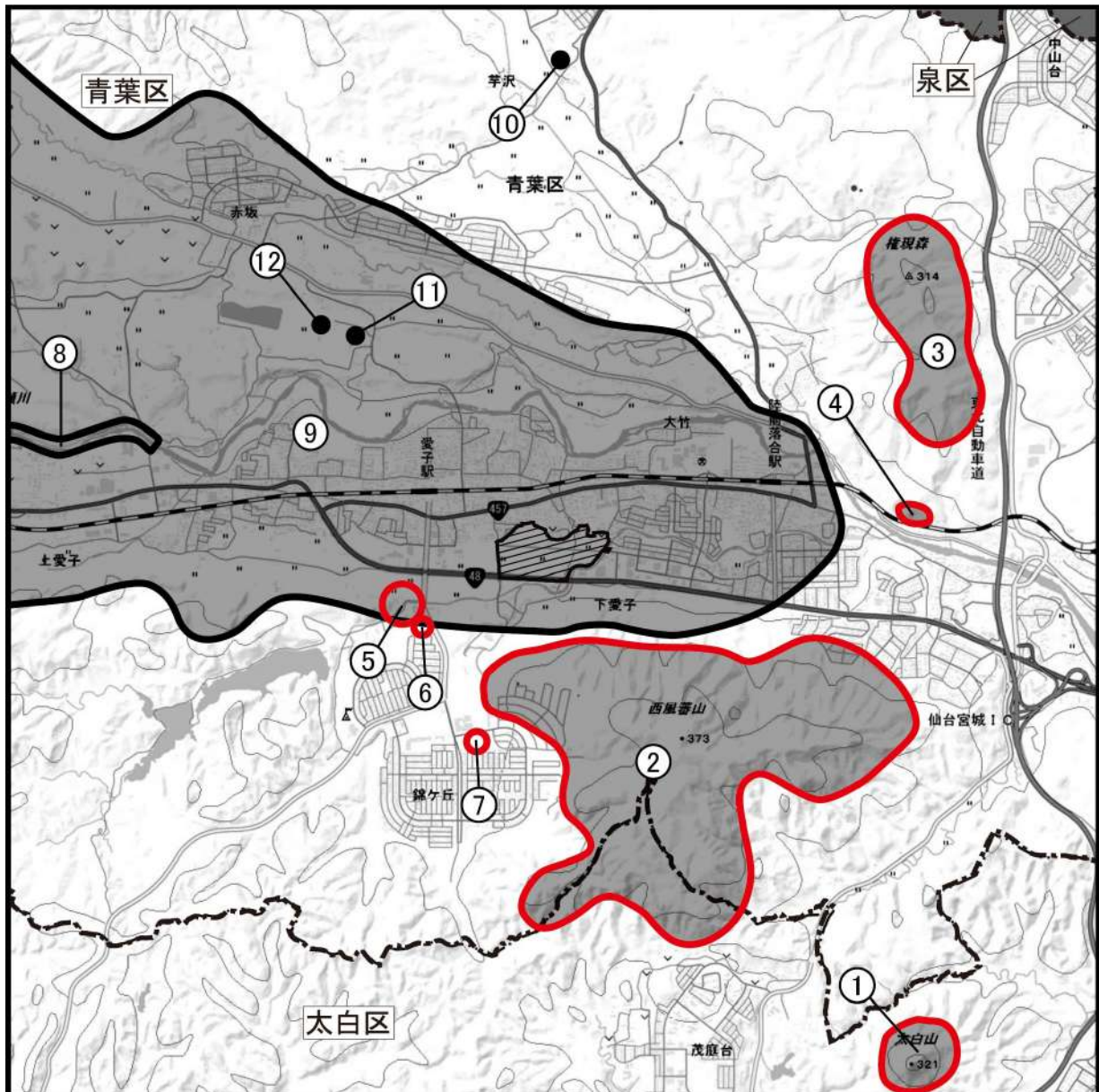
注) 番号は、図3-13に対応する。

出典：文献1：「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）





文献2：「杜の都・仙台 令和版 わがまち緑の名所100選」（令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ）

文献3：「仙台市の文化財一覧」（令和5年4月24日現在、仙台市ホームページ）

現地踏査（令和5年10月19日）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 主要な景観資源(①～⑤、⑧～⑫)
-  : 主要な眺望地点(①～⑦)

注) 図中の番号は、表3-31に対応する。

出典: 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)

「社の都・仙台 令和版 わがまち緑の名所100選」(令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ)

「仙台市の文化財一覧」(令和5年4月24日現在、仙台市ホームページ)

現地踏査(令和5年10月19日)

図3-13 主要な景観資源・眺望地点の位置



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.6 自然との触れ合いの場

調査範囲における自然との触れ合いの場は、表3-30、表3-31及び図3-14に示すとおりである。

調査範囲には、都市公園が189箇所、都市計画公園が33箇所、県緑地環境保全地域が2箇所、県自然環境保全地域が1箇所、特別緑地保全地区が2箇所存在する。なお、対象事業計画地に自然との触れ合いの場は存在しない。

表3-30 自然との触れ合いの場 (1/2)

都市公園

公園番号	公園名称	公園番号	公園名称	公園番号	公園名称
1-A-55	折立山西公園	1-A-57	折立1号公園	1-A-58	折立2号公園
1-A-59	折立3号公園	1-A-60	折立4号公園	1-A-61	折立5号公園
1-A-62	折立6号公園	1-A-64	折立7号公園	1-A-68	折立山東公園
1-A-82	茂庭北中公園	1-A-87	茂庭東南公園	1-A-136	折立8号公園
1-A-137	折立9号公園	1-A-141	西花苑一丁目公園	1-A-160	西花苑一丁目西公園
1-H-1	河原田1号公園	1-H-2	小豆田1号公園	1-H-3	愛子団地1号公園
1-H-4	ニュー愛子団地公園	1-H-12	北原東公園	1-H-13	平治北公園
1-H-14	蛇台原西公園	1-H-16	赤坂4号公園*	1-H-27	赤坂1号公園*
1-H-28	赤坂5号公園*	1-H-29	赤坂2号公園*	1-H-30	赤坂3号公園*
1-H-32	南吉成四丁目公園	1-H-33	南吉成五丁目公園*	1-H-34	南吉成六丁目西公園
1-H-35	大石ヶ原公園	1-H-36	平治南公園	1-H-37	二本松公園
1-H-39	栗生三丁目南公園*	1-H-42	赤坂6号公園*	1-H-44	中山台一丁目公園
1-H-45	中山台二丁目公園	1-H-46	中山台三丁目公園	1-H-47	中山台四丁目公園
1-H-48	広瀬川前公園*	1-H-49	栗生一丁目北公園*	1-H-50	栗生二丁目北公園*
1-H-51	栗生四丁目北公園*	1-H-52	北原道上公園	1-H-53	上原東公園
1-H-54	勘太東公園	1-H-55	棟林西公園	1-H-56	北内公園
1-H-57	松原西公園	1-H-58	北原道上東公園	1-H-59	棟林東公園
1-H-60	観音公園	1-H-61	街道西公園	1-H-62	街道東公園
1-H-63	上愛子車公園	1-H-64	錦ヶ丘六丁目公園	1-H-66	上愛子雷神公園
1-H-67	下愛子町公園	1-H-68	下愛子下原公園	1-H-69	下愛子下原南公園
1-H-71	北原西公園	1-H-72	松原北公園	1-H-73	北内南公園
1-H-74	下愛子町2号公園	1-H-75	月橋公園	1-H-76	上愛子車西公園
1-H-77	蛇台原公園	1-H-78	平治東公園	1-H-79	横町前公園
1-H-80	下愛子下河原公園	1-H-81	北原北公園	1-H-82	錦ヶ丘九丁目2号公園
1-H-83	愛子東三丁目西公園	1-H-84	蛇台原3号公園	1-H-85	上愛子雷神西公園
1-H-86	蛇台原1号公園	1-H-87	街道3号公園	1-H-88	観音東公園
1-H-89	栗生一丁目南公園	1-H-90	栗生三丁目北公園*	1-H-91	栗生五丁目公園*
1-H-92	下愛子町3号公園	1-H-93	下愛子町4号公園	1-H-94	蛇台原4号公園
1-H-95	高野原三丁目公園*	1-H-96	落合三丁目公園	1-H-97	堀切公園
1-H-98	屋敷前公園	1-H-99	北原南公園	1-H-100	北原2号公園
1-H-102	上原公園	1-H-103	松原公園	1-H-104	葛岡下南公園
1-H-106	栗生四丁目南公園*	1-H-107	葛岡下西公園	1-H-108	上原北公園
1-H-110	高野原四丁目公園	1-H-111	愛子東五丁目公園	1-H-112	愛子中央三丁目公園
1-H-113	上遠野原公園	1-H-114	北原道上北公園	1-H-117	愛子東五丁目中公園
1-H-118	錦ヶ丘八丁目公園*	1-H-119	錦ヶ丘五丁目南公園	1-H-120	錦ヶ丘五丁目中公園
1-H-121	錦ヶ丘五丁目北公園	1-H-122	栗生西部1号公園*	1-H-123	栗生西部3号公園*
1-H-124	清水端公園	1-H-125	愛子東四丁目公園	1-H-126	愛子東三丁目公園
1-H-127	落合五丁目公園	1-H-128	愛子中央五丁目公園	1-H-129	愛子東三丁目2号公園
1-H-130	落合五丁目2号公園	1-H-131	高野原一丁目公園	1-H-132	月橋2号公園
1-H-133	愛子中央一丁目公園	1-H-134	錦ヶ丘八丁目東公園	1-H-135	錦ヶ丘八丁目西公園

注) 名称に「*」が記載されている公園は都市公園であり、かつ都市計画公園であることを示す。

出典: 「仙台市公園・緑地等配置図」(令和3年4月1日現在、仙台市)

表3-31 自然との触れ合いの場 (2/2)

都市公園

公園番号	公園名称	公園番号	公園名称	公園番号	公園名称
1-H-136	北原道上南公園	1-H-137	高野原二丁目公園*	1-H-138	錦ヶ丘三丁目公園
1-H-139	錦ヶ丘九丁目公園	1-H-140	街道4号公園	1-H-141	上愛子車北公園
1-H-142	小豆田2号公園	1-H-143	愛子グリーンタウン2号公園	1-H-144	河原田2号公園
1-H-145	勘太公園	1-H-146	北原公園	1-H-147	栗生二丁目南公園*
1-H-149	愛子東四丁目東公園	1-H-151	栗生西部2号公園*	1-H-152	月橋3号公園
1-H-153	久保1号公園	1-H-154	蛇台原5号公園	1-H-155	愛子東三丁目3号公園
1-H-156	愛子中央四丁目公園	1-H-157	栗生西部4号公園*	1-H-158	街道5号公園
1-H-159	錦ヶ丘四丁目公園	1-H-160	錦ヶ丘四丁目中公園	1-H-161	愛子東四丁目北公園
1-H-162	郷六宮公園	1-H-163	平治西公園	1-H-164	落合二丁目公園
1-T-118	太白二丁目公園*	1-T-168	茂庭台三丁目南公園*	1-T-169	茂庭台五丁目公園*
1-T-184	茂庭台三丁目北公園*	1-T-193	茂庭台四丁目公園*	1-T-194	茂庭台一丁目公園*
1-T-202	茂庭台五丁目北公園*	2-A-3	西花苑公園	2-A-6	折立公園*
2-H-1	伊勢吉成1号公園	2-H-2	南吉成中央公園	2-H-3	南吉成六丁目公園
2-H-4	錦ヶ丘中央公園*	2-H-6	中山台西公園	3-T-1	茂庭公園*
11-A-7	西花苑緑地	11-H-12	赤坂緑地	11-H-13	南吉成1号緑地
11-H-14	南吉成2号緑地	11-H-15	南吉成3号緑地	11-H-17	南吉成6号緑地
11-H-20	栗生1号緑地	11-H-21	栗生2号緑地	11-H-23	中山台1号緑地
11-H-24	中山台2号緑地	11-H-25	中山台3号緑地	11-H-26	中山台4号緑地
11-H-27	錦ヶ丘西緑地	11-H-28	郷六緑地	11-H-29	高野原緑地
11-H-30	錦ヶ丘東緑地	11-H-31	広瀬川前緑地	11-H-32	みやぎ台一丁目1号緑地
11-H-47	中山台西1号緑地	11-H-48	中山台西2号緑地	11-H-49	中山台西3号緑地
11-H-50	中山台西4号緑地	11-H-51	芥勝沼緑地	11-H-52	錦ヶ丘四丁目中緑地
11-H-55	吉成二丁目1号緑地	11-T-15	茂庭台緑地	12-H-1	錦ヶ丘六丁目緑道

県緑地環境保全地域

番号	名称
①	蕃山・芥勝沼
②	権現森

県自然環境保全地域

番号	名称
③	太白山

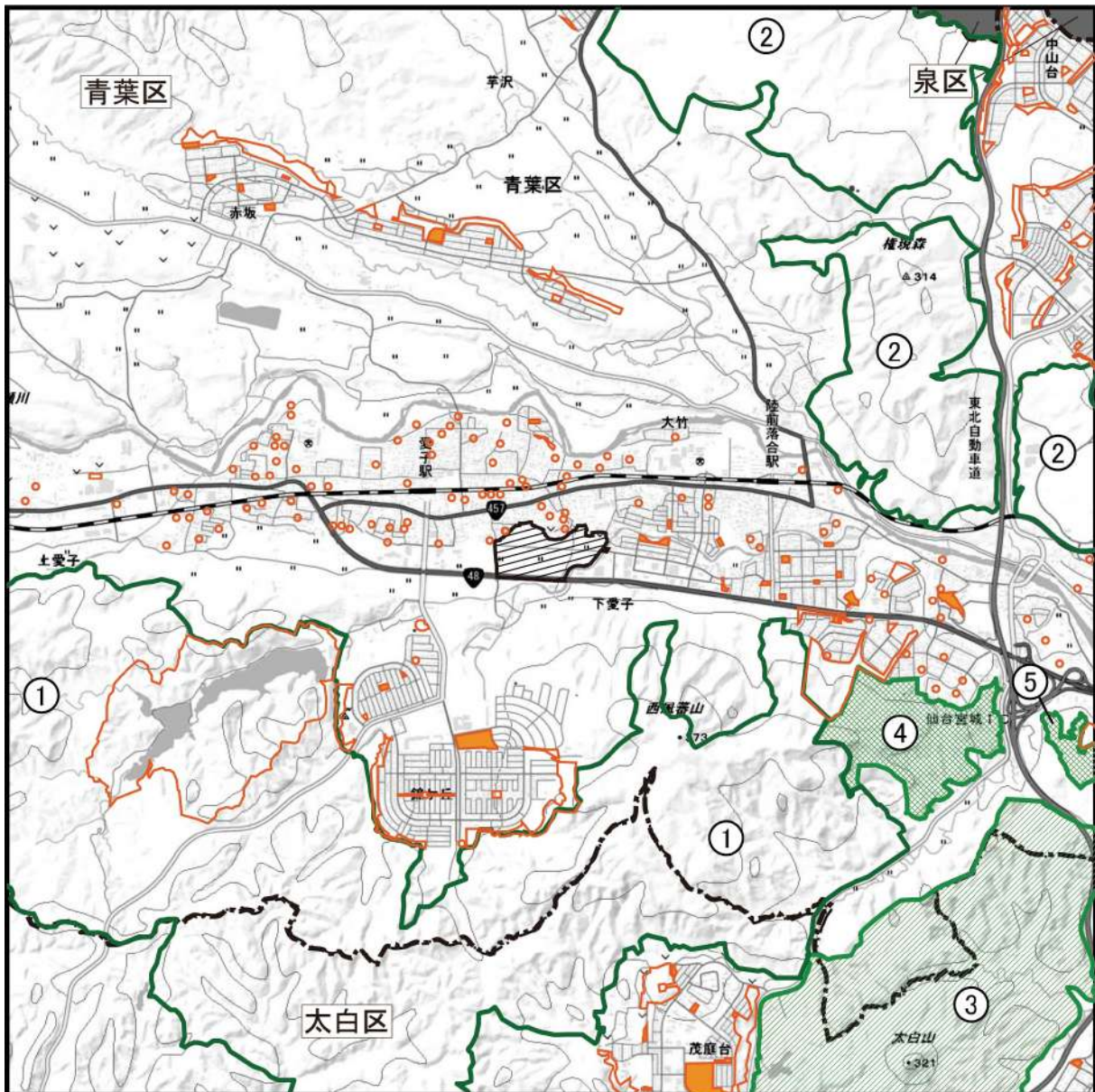
特別緑地保全地区

番号	名称
④	蕃山特別緑地保全地区
⑤	郷六特別緑地保全地区

注1) 名称に「*」が記載されている公園は都市公園であり、かつ都市計画公園であることを示す。

注2) 番号は図3-14に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（令和3年4月1日現在、仙台市）

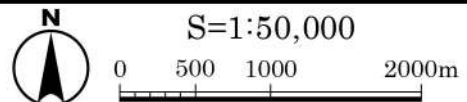


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 都市公園 (189箇所)
-  : 都市計画公園 (33箇所)
-  : 県緑地環境保全地域 (①~②)
-  : 県自然環境保全地域 (③)
-  : 特別緑地保全地区 (④~⑤)

注) 図中の番号は、表3-33の番号(①~⑤)に対応する。
 出典: 「仙台市公園・緑地等配置図」(令和3年4月1日現在、仙台市)

図3-14 自然との触れ合いの場の分布



3.7 文化財

(1) 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財等の分布状況は、表3-32～表3-35及び図3-15に示すとおりである。

調査範囲には、国指定文化財が1件、県指定文化財が1件、市指定文化財が9件、国登録文化財が5件存在する。なお、対象事業計画地内に指定文化財・登録文化財は存在しない。

表3-32 指定文化財の状況(国指定文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
1	有形文化財	仙台藩天文学器機	4基	青葉区錦ヶ丘九丁目29-32	平成24.9.6

注) 番号は、図3-15に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」(令和5年4月24日現在、仙台市ホームページ)

表3-33 指定文化財の状況(県指定文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
2	有形文化財	諏訪神社本殿 附 棟札12枚	1棟	青葉区上愛子字宮下40	昭和38.7.2

注) 番号は、図3-15に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」(令和5年4月24日現在、仙台市ホームページ)

表3-34 指定文化財の状況(市指定文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
3	有形文化財	宇那禰神社本殿 附 棟札5枚	1棟	青葉区芋沢字明神12	昭和47.12.27
4	有形文化財	木造釈迦如来立像	1軀	青葉区茂庭字綱木裏山4	平成2.3.19
5	有形文化財	木造毘沙門天立像	1軀	青葉区茂庭字綱木裏山4	平成2.3.19
6	有形文化財	木造雲居希膺坐像	1軀	青葉区茂庭字綱木裏山4	平成9.3.25
7	有形文化財	雲居禪師墨跡三幅対	3幅	青葉区茂庭字綱木裏山4	昭和51.7.1
8	有形文化財	大梅寺所蔵文書 (慈悲尾山寺関連文書)	1巻	青葉区茂庭字綱木裏山4	平成15.3.25
9	記念物	西館跡	-	青葉区下愛子	昭和50.12.11
10	記念物	大梅寺のヒヨクヒ	1本	青葉区茂庭字綱木裏山4	昭和52.3.1
11	記念物	簪桜	3本	青葉区愛子中央	昭和61.5.30

注) 番号は、図3-15に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」(令和5年4月24日現在、仙台市ホームページ)

表3-35 指定文化財の状況(国登録文化財)

番号	種別区分	名称	員数	所在地	指定年月日
12	有形文化財	中原浄水場旧管理事務所	1棟	青葉区芋沢字中原24地先	H11.7.19
13	有形文化財	菊地家住宅主屋	1棟	青葉区芋沢	H12.5.25
14	有形文化財	菊地家住宅隠居所	1棟	青葉区芋沢	H12.5.25
15	有形文化財	菊地家住宅板倉	1棟	青葉区芋沢	H12.5.25
16	有形文化財	菊地家住宅土蔵	1棟	青葉区芋沢	H12.5.25

注) 番号は、図3-15に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」（令和5年4月24日現在、仙台市ホームページ）

(2) 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表3-36及び図3-16に示すとおりである。

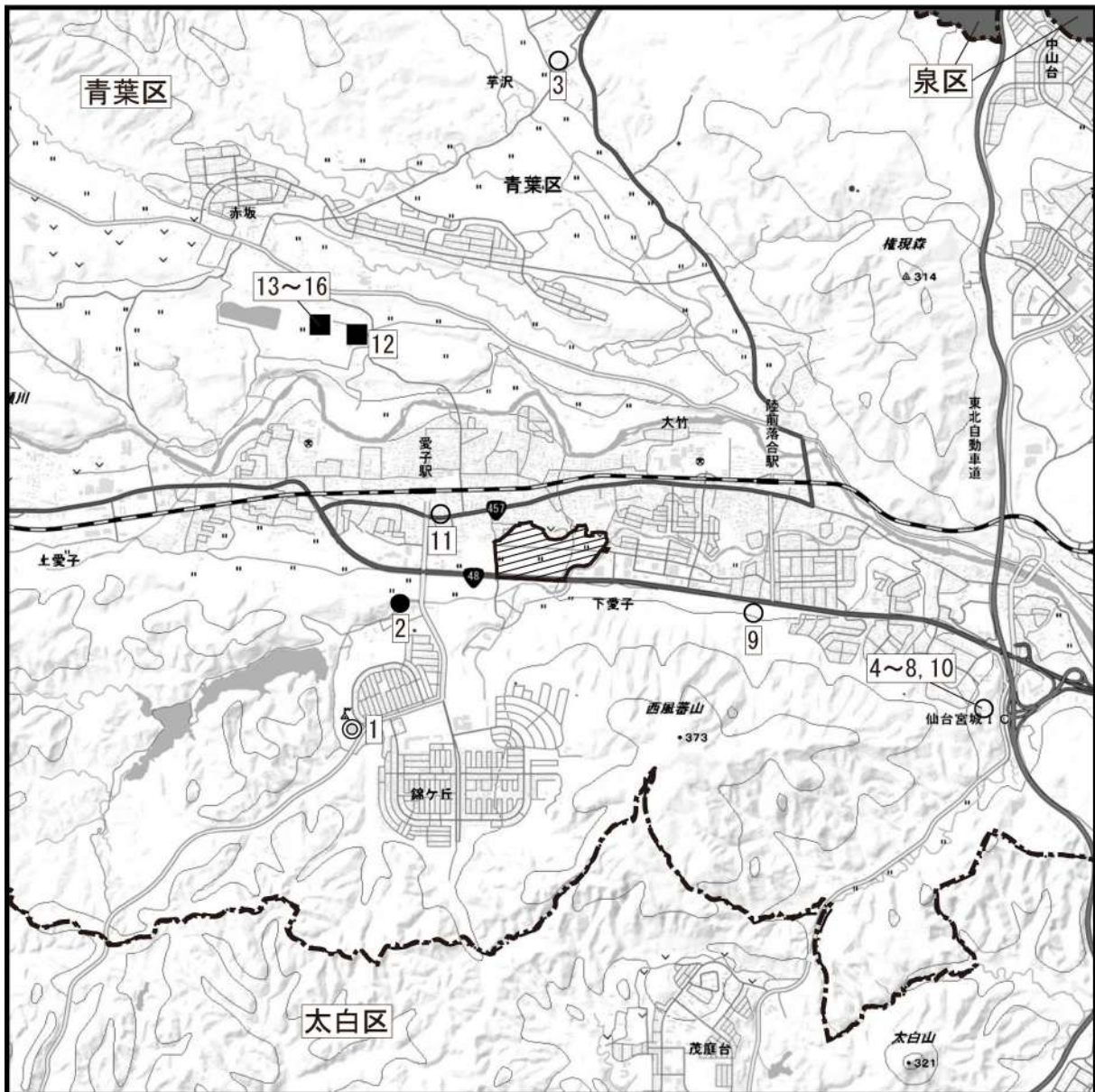
調査範囲には、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が12箇所存在する。なお、対象事業計画地内に埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は存在しない。

表3-36 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

番号	名称	所在地
1	蒲沢山遺跡	青葉区赤坂2・3丁目
2	北原街道B遺跡	青葉区上愛子字北原道上
3	平治遺跡	青葉区上愛子字平治
4	御殿館跡	青葉区上愛子字塩柄・宮下・神明・月見
5	観音堂遺跡	青葉区下愛子字観音堂
6	芦見遺跡	青葉区錦ヶ丘6・7丁目
7	谷津A遺跡	青葉区錦ヶ丘9丁目
8	想海塚	青葉区下愛子字勘太1番地
9	一本杉遺跡	青葉区落合2丁目、4丁目
10	西館跡	青葉区下愛子字館
11	梨野A遺跡	太白区茂庭台3丁目ほか
12	沼原B遺跡	太白区茂庭台2丁目

注) 番号は、図3-16に対応する。

出典：「仙台市の遺跡」（令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ）



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 国指定文化財(1)
-  : 県指定文化財(2)
-  : 市指定文化財(3~11)
-  : 国登録文化財(12~16)

注) 図中の番号は、表3-34～表3-37に対応する。

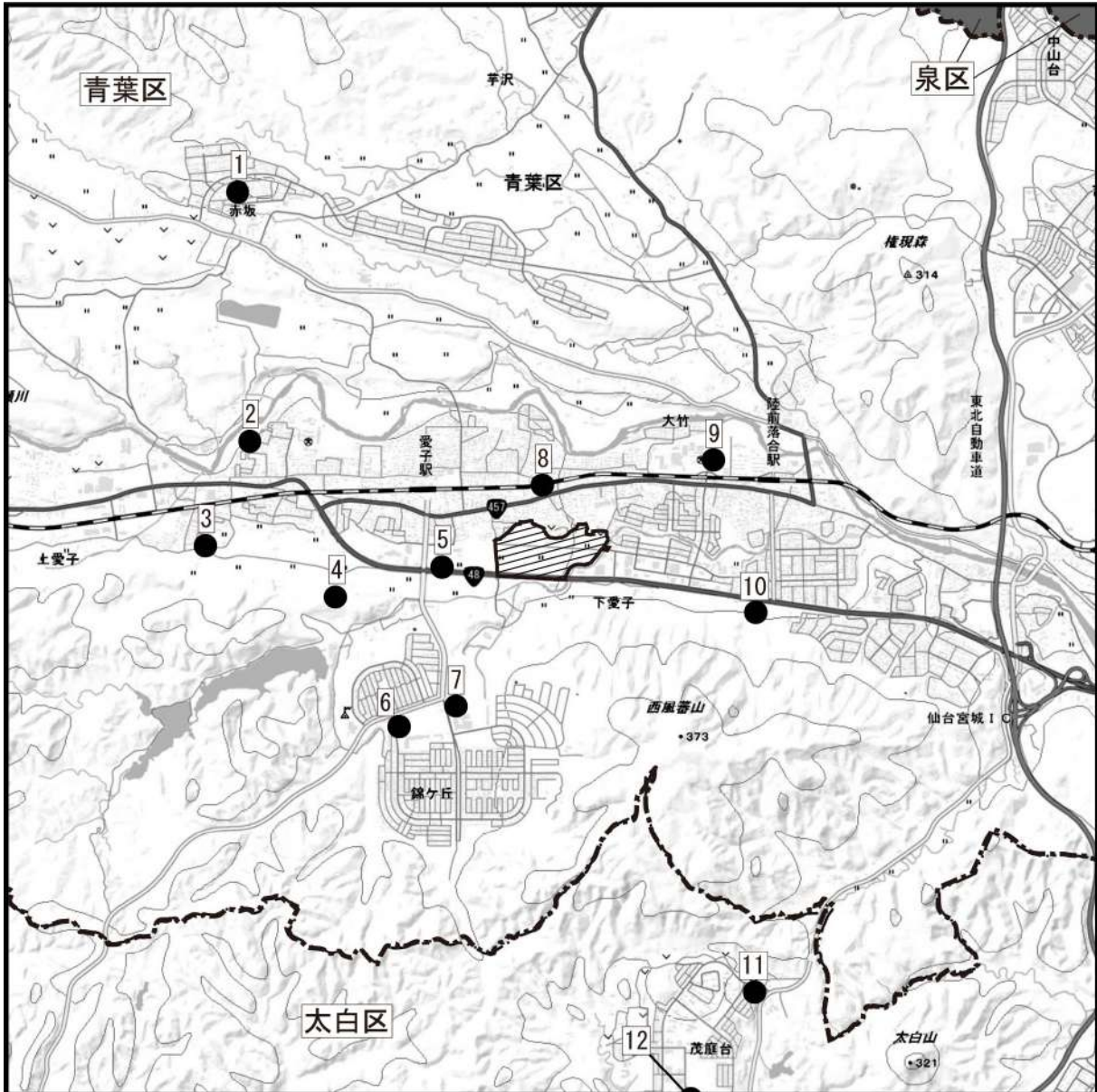
出典: 「仙台市の文化財一覧」(令和5年4月24日現在、仙台市ホームページ)

図3-15 指定文化財の分布状況






S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)(1~12)

注) 図中の番号は、表3-38に対応する。
 出典: 「仙台市の遺跡」(令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ)

図3-16 埋蔵文化財包蔵置(遺跡)の分布状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.8. その他の指定状況

(1) 用途地域の指定状況

調査範囲における用途地域の設定状況は図3-17に示すとおりである。

対象事業計画地に用途地域の設定はない。

(2) 法令等に基づく指定・規制

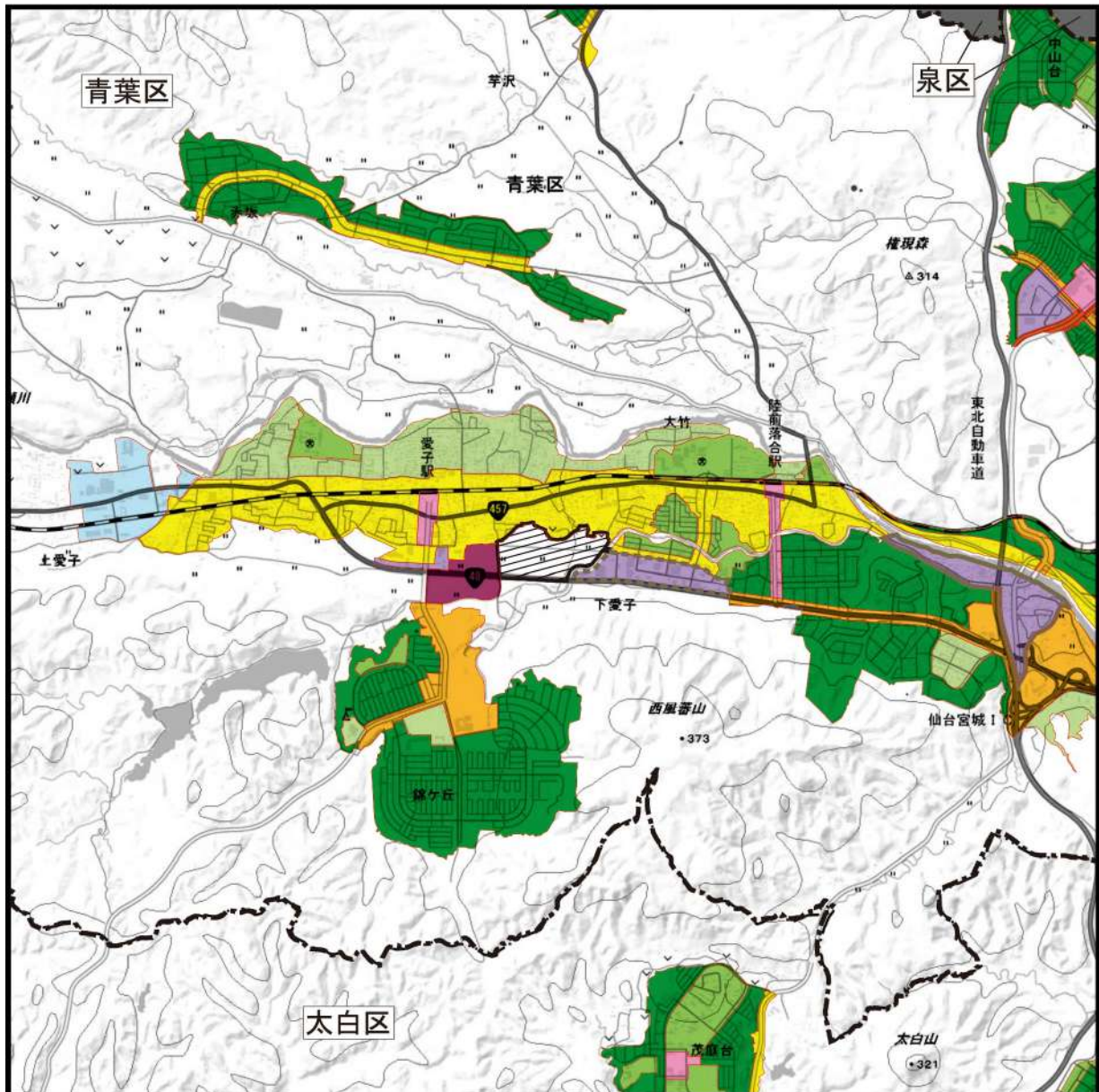
調査範囲における関連する主な関係法令は、表3-37及び表3-38に示すとおりである。

表3-37 本計画地に関する関係法令の指定、規制等 (1/2)


関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	-
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	-
大気汚染防止法	大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。	-
水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境の保全すること等を目的としている。	-
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。	-
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。	-
宮城県公害防止条例	環境基本条例(平成7年宮城県条例第16号)の理念ののっとり、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。	-
仙台市公害防止条例	仙台市環境基本条例(平成8年仙台市条例第3号)第三条に定める基本理念ののっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。	-
森林法	森林計画、保安林その他森林に関する基本的条項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。	図3-20
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。	図3-17
文化財保護法	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とし、重要文化財の指定、史跡、名勝、天然記念物の指定等が定められている。	図3-15
自然環境保全条例	自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。	図3-14

表3-38 本計画地に関する関係法令の指定、規制等 (2/2)

関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより鳥獣の保護、繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の防止を図り、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的としている。	図 3-19
砂防法	豪雨時における山崩れ、河床の浸食等の減少に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水等の機能の保全を図ることを目的としている。	図 3-6
地すべり等防止法	地すべり及びびた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びびた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的としている。	図 3-6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。	図 3-6
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。	-
広瀬川の清流を守る条例	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めている。	図 3-18
杜の都の環境をつくる条例	杜の都の環境を作るため市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、緑化の推進、緑地の保全等に関し必要な事項を定めている。	-
杜の都の風土を育む景観条例	杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めている。景観形成に影響を及ぼす大規模建築物等の建築に関する指針を定めている。この条例に基づき、平成 17 年 10 月 1 日に宮城野通地区が「宮城野通景観形成地区」に指定されている。	-
屋外広告物条例	屋外広告物に関し、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物が適正に掲出されるよう、屋外広告物のルールを定めている。	-
仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することに関する必要な事項を定めている	-










凡例


 : 対象事業計画地


 : 区界


用途地域

-  : 第一種低層住居専用地域
-  : 第一種中高層住居専用地域
-  : 第二種中高層住居専用地域
-  : 第一種住居地域
-  : 第二種住居地域
-  : 準住居地域
-  : 近隣商業地域

 : 準工業地域


 : 工業地域

 : 工業専用地域

 : 市街化調整区域

特別用途地域

 : 第二種特別業務地区(準工業地域)

 : 大規模集客施設制限地区(準工業地域)

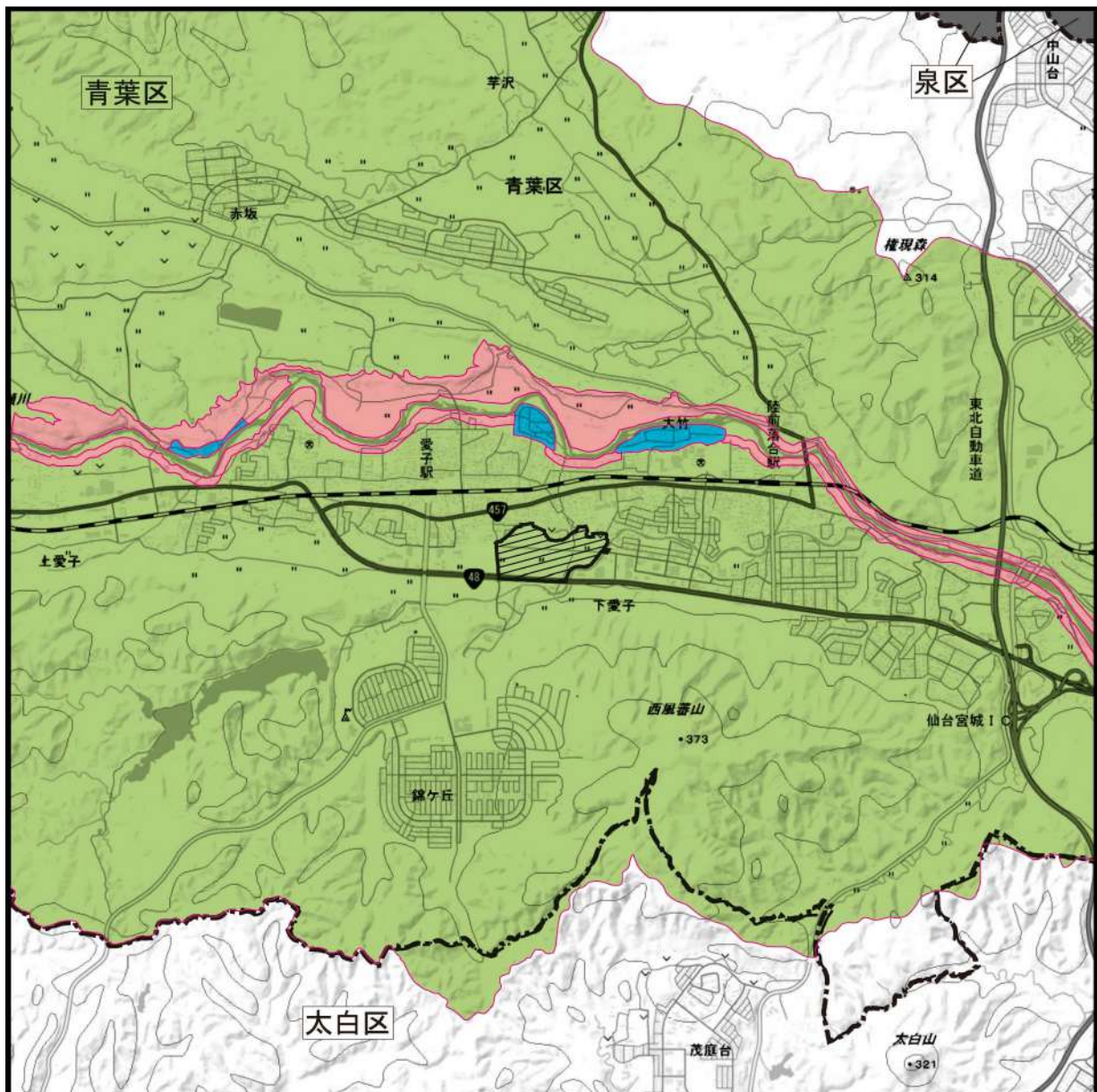
出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ)

図3-17 用途地域図




S=1:50,000

0 500 1000 2000m




凡例


 : 対象事業計画地

 : 区界

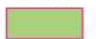
広瀬川の清流を守る条例

環境保全区域

 : 第一種環境保全区域

 : 第二種環境保全区域

水質保全区域

 : 水質保全区域

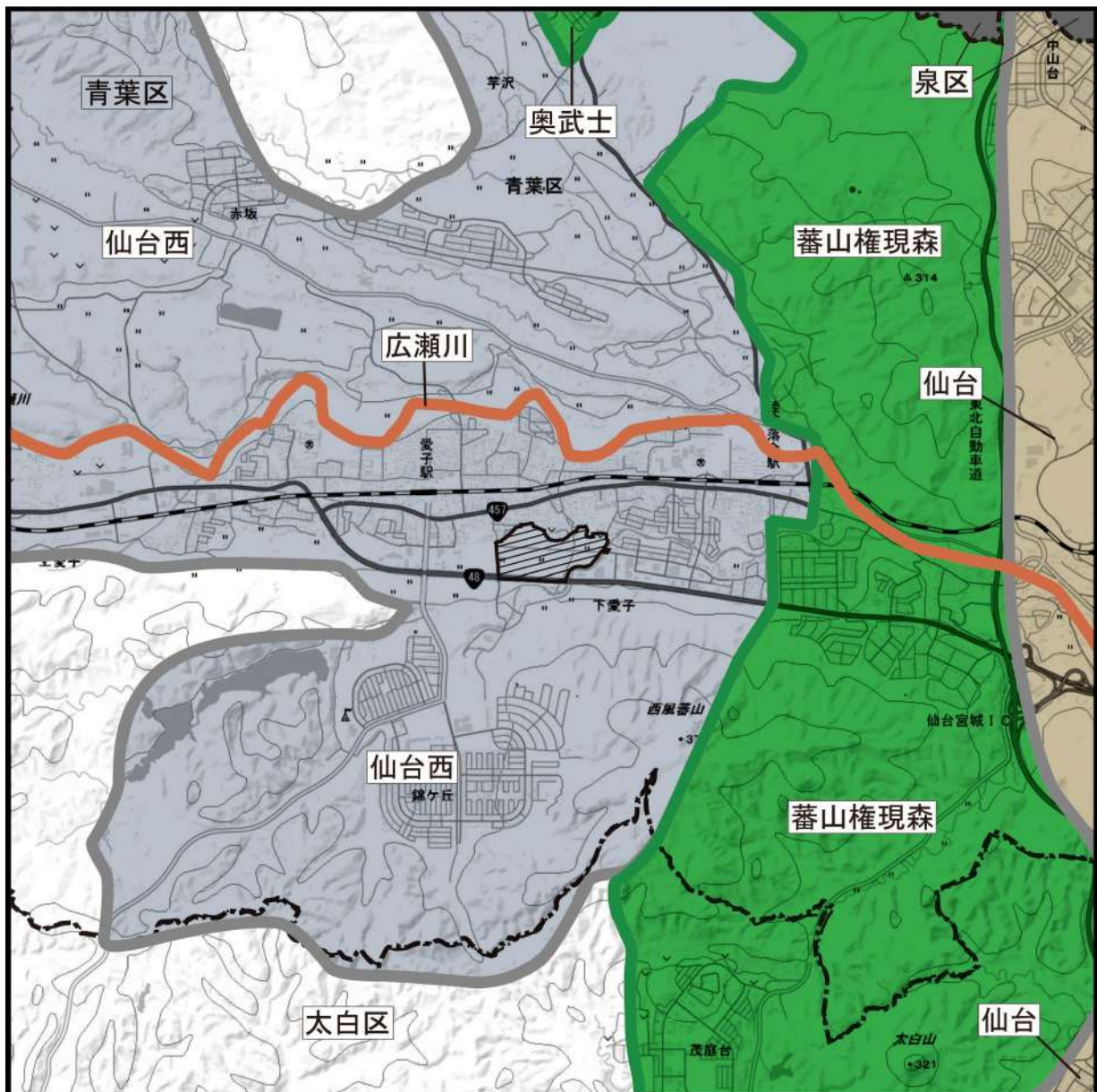
出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(令和5年9月閲覧、仙台市ホームページ)

図3-18 広瀬川の清流を守る条例の指定状況









S=1:50,000

0 500 1000 2000m

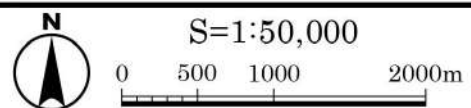


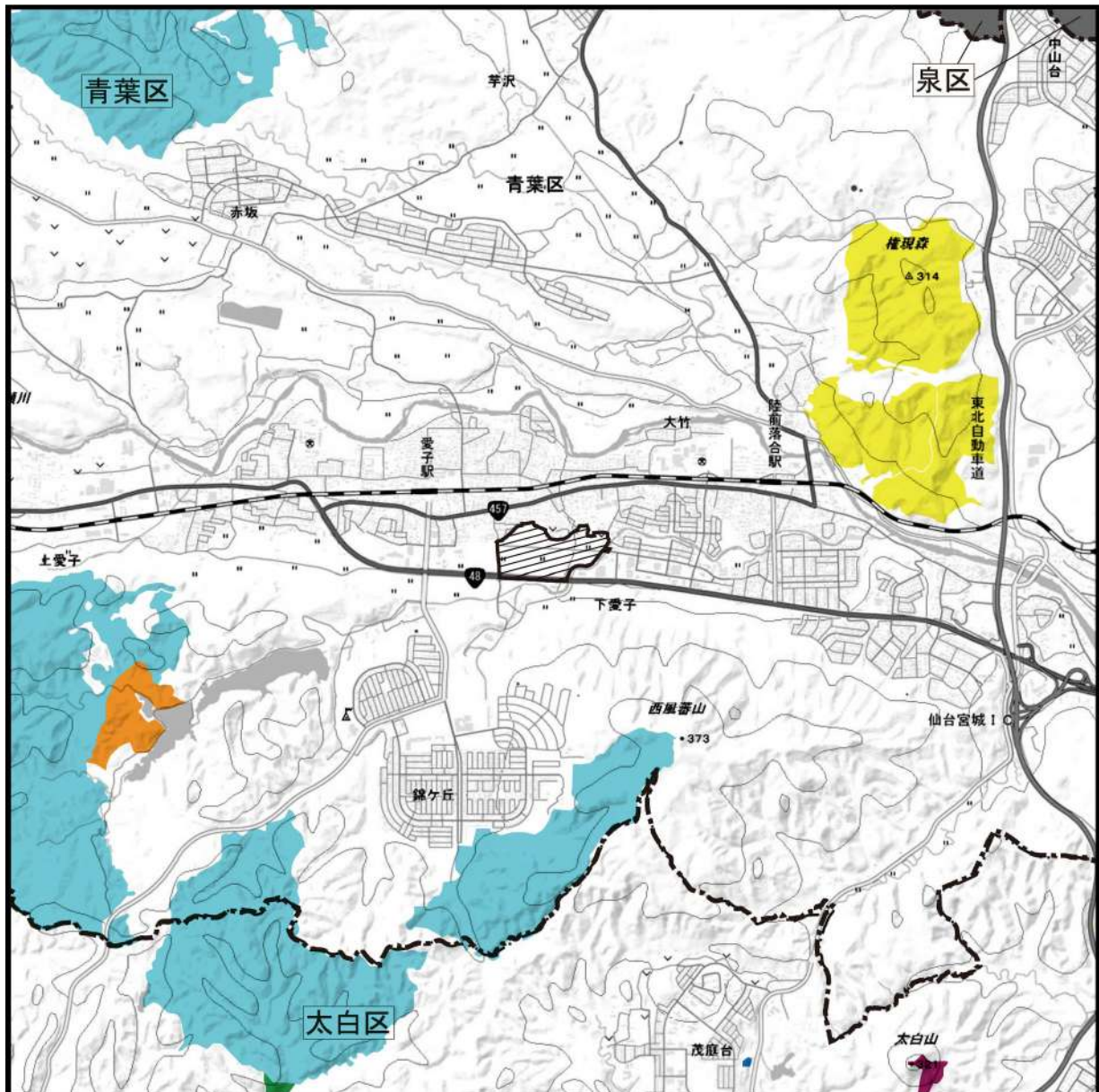
凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 鳥獣保護区
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)
-  : 狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域

出典:「令和4年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(令和4年10月、宮城県)

図3-19 鳥獣保護区の指定状況



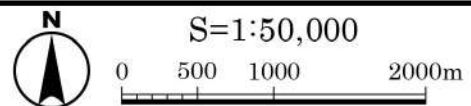


凡 例

- : 対象事業計画地
- : 区界
- : 水源かん養保安林(国有林)
- : 水源かん養保安林(私有林)
- : 土砂流出防備保安林(私有林)
- : 保健保安林(国有林)
- : 干害防備保安林、保健保安林(私有林)
- : 落石防止保安林(私有林)

出典:「環境アセスメントデータベース(全国環境情報 社会的状況 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等(土地利用))」(令和5年12月閲覧、環境省ホームページ)

図3-20 保安林の指定状況



(3) 行政計画・方法等

1) 仙台市基本計画

仙台市基本計画においては、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念としている。目指す都市の姿として、環境、共生、学び、活力の視点から、表3-39に示すように4つ目指す都市の姿の実現を目指している。また、その実現に向け、表3-40に示す重点的に取り組む8つの「チャレンジプロジェクト」を掲げ、SDGsの達成への貢献も合わせてプロジェクトの推進を目指している。

表3-39 目指す都市の姿

都市個性	実現のための方向性
環境 自然と都市機能が調和した都市環境	杜の恵みと共に暮らすまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」の豊かな自然と、市民の暮らしや都市機能が調和した、世界に通用する風格を備え、住みよさを実感できるまち ・「仙台防災枠組2015-2030」の採択地にふさわしく、自然と人の力を活かした災害対応力を備え、国内外の防災力の向上に貢献できるまち
共生 市民の力で築き上げてきた共生社会	多様性が社会を動かす共生のまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・心と命を守る支えあいのもと、多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまち ・一人ひとりが持つ多様な価値観・経験を、社会全体がより良い方向に進むための力に変えるまち
学び 一人ひとりの成長につながる学びの風土	学びと実践の機会があふれるまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、個性を尊重されて健やかに育つことができ、地域に対する親しみと学ぶ喜びを実感できるまち ・すべての人に成長の機会があふれ、次の仙台をつくる担い手が育ち、東北や世界の未来にも貢献できる人材を次々と輩出する学びとチャレンジのまち
活力 東北における交流と経済の広域拠点	創造性と可能性が開くまちへ <ul style="list-style-type: none"> ・企業や起業家等を惹きつけるとともに、新たな価値を生む創造性が開かれ、地域経済の活性化や社会的課題の解決、東北の活力につながるまち ・東北と世界を結びつけるハブとしての機能を持つ都市として、グローバルな経済活動や、誰もが楽しめる多彩な交流が生まれるまち

表3-40 チャレンジプロジェクト

プロジェクト	目標	実施の方向性
杜と水の都プロジェクト	「杜の都」の風土と文化に巡りあえる都市空間をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」の象徴となる都心空間をつくる ・みどりを楽しめる生活空間をつくる ・水辺を楽しめる親水空間をつくる
防災環境都市プロジェクト	持続可能でしなやかな都市環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災の備えを日常生活に織り込む ・環境負荷の低い生活・ビジネススタイルを定着させる ・都市インフラの持続可能性を高める
心の伴走プロジェクト	多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性が尊重される環境をつくる ・孤立しない、つながる仕組みをつくる ・心を支える環境をつくる
地域協働プロジェクト	多様性を力に変える地域をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な協働が生まれる基盤をつくる ・多様な主体の力を地域に活かす ・地域の交流を活性化させる
笑顔咲く子どもプロジェクト	子どもたちの未来が広がる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲を引き出し、伸ばす教育環境をつくる ・個性に合わせた成長の機会をつくる ・子育てを楽しめる環境をつくる
ライフデザインプロジェクト	自分らしい生き方が実現できる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの至る所で学びと実践の機会がある環境をつくる ・誰もが活躍できる環境をつくる ・ライフステージに合わせた健康を支える
TOHOKU 未来プロジェクト	世界に発信できる東北発のイノベーションを生み出す	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台・東北を舞台にイノベーションを生み出す ・仙台・東北の産業の成長を支える ・仙台・東北に世界中から人を呼び込む
都心創生プロジェクト	人が集い、新しいチャレンジが生まれる都心をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・投資を呼び込むまちをつくる ・イノベーションが生まれる都心をつくる ・まちの回遊性を向上する

2) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、仙台市の都市づくりに関わる人々と共有しやすい形で長期的な視点に立って都市の将来像を示し、実現に向けて大きな道筋を明らかにしておくことを目的としており、市域全体を対象区域とし、計画期間は2021（令和3）年度～2030（令和12）年度である。

都市づくりの目標像として「「選ばれる都市へ挑戦し続ける“新たな杜の都”」～自然環境と都市機能が調和した多様な活動を支え・生み出す持続可能な都市づくり～」を掲げ、5つの都市づくりの基本方針（表3-41）、都市づくりに係る部門別の方針（表3-42～表3-43）を設定している。

表3-41 都市づくりの基本方針

基本方針1：魅力・活力のある都心の再構築 <ul style="list-style-type: none">国際競争力を有し、東北と世界を結びつける都市として成長するため、各エリアの特色強化による都心部の回遊性の向上、近未来技術の活用、イノベーションやトライアルの機会、居心地の良い憩いや交流の場の創出等を通して、躍動する都心としての魅力・活力の向上に資する再構築を図ります。
基本方針2：都市機能の集約と地域の特色を生かしたまちづくり <ul style="list-style-type: none">引き続き、持続可能で防災・減災にも資する、機能的・効率的な市街地を形成するため、地域特性に応じた多様な都市機能の適正な配置を図ります。周辺環境との調和に配慮しながら、地域の特色を踏まえた都市機能の誘導や地域の活性化に資する、特色あるまちづくりの促進を図ります。
基本方針3：質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実 <ul style="list-style-type: none">過度に自家用車に依存しない、質の高い公共交通を中心とした交通体系の充実に取り組むとともに、広域的な交流・連携や、日常生活における移動を支える交通施策を推進します。
基本方針4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実 <ul style="list-style-type: none">魅力ある「杜の都」を後世においても継承し、自然環境を生かした美しく快適な都市空間の形成を図ります。生涯を通じて健やかに安全・安心に暮らせるまちとして、市街地の浸水対策等、災害に強い都市環境の充実を図ります。
基本方針5：魅力を生み出す協働まちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none">多様な価値観を尊重し合い、地域課題を解決して新たな魅力を生み出すため、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働によるまちづくりの一層の推進を図ります。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～」(令和3年3月、仙台市)

表3-42 都市づくりに係る部門別の方針(1/2)

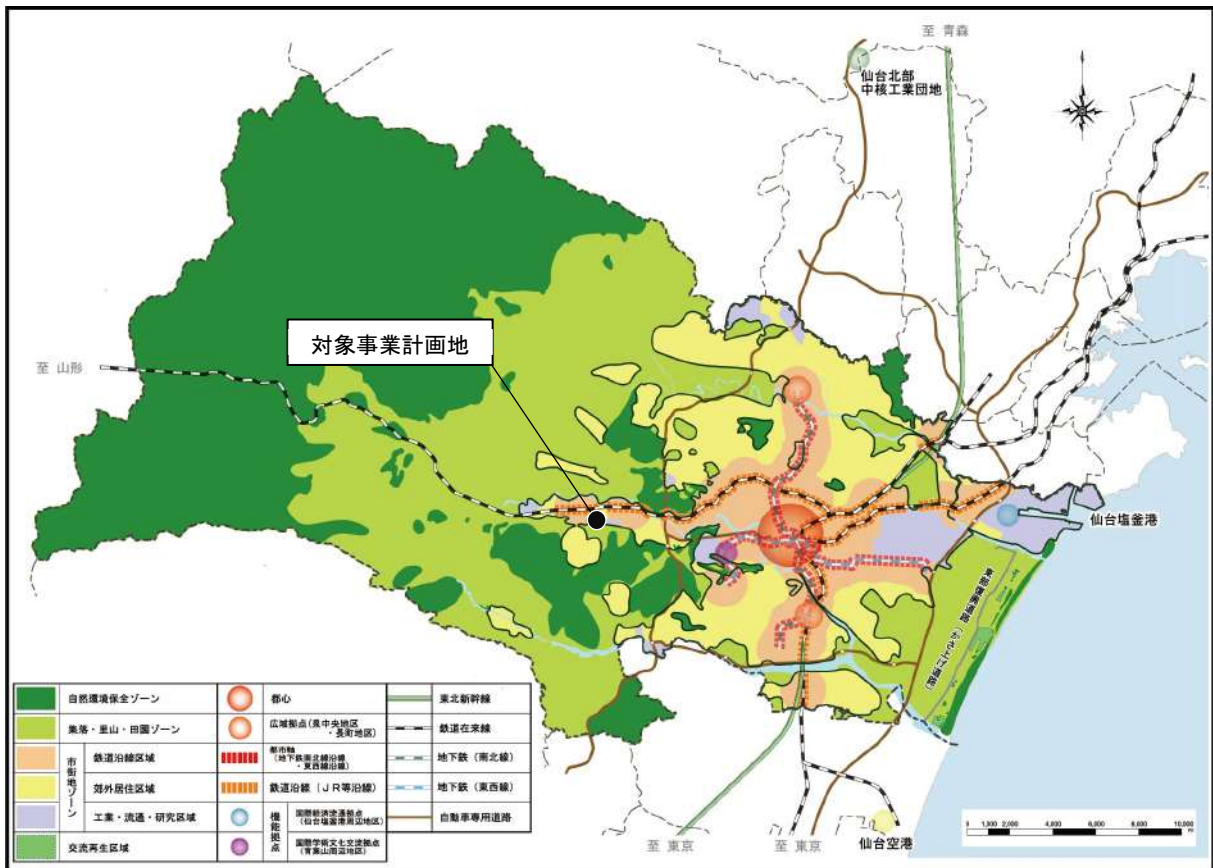
部門	方針
<p>土地利用</p> <p>図 3-21 (P.67) 参照</p>	<p>(1)市街地ゾーン</p> <p>都心：東北をグローバルに牽引する中枢都市として、国際競争力を有し、高次な都市機能の集積による賑わいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めるとともに、回遊性の向上を図り、ウォークアブルな都市空間の形成を推進します。</p> <p>広域拠点：泉中央地区および長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。また、広域拠点の利便性を生かした都市型居住の推進を図ります。</p> <p>機能拠点：仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、国際センター・川内・青葉山を含む青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を図ります。</p> <p>都市軸：東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置付け、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を進めます。また、交通利便性を生かした快適な居住環境の形成を推進します。</p> <p>鉄道沿線：JR等の鉄道駅を中心に、魅力ある市街地を形成するため、地域特性を踏まえ都市計画の見直しなどにより、居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導します。</p> <p>郊外居住区域：様々な世代やライフスタイル、地域の実情などに応じて、都市計画の見直しなどにより生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図ります。</p> <p>工業・流通・研究区域：工業・流通・研究の各機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積を図るとともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積します。また、地域経済を支える活力ある産業機能の基盤整備を計画的に進めます。</p> <p>(2)集落・里山・田園ゾーン</p> <p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境を維持します。里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進します。</p> <p>田園地域は、水田の持つ気象緩和機能や保水機能などを保全します。交流再生区域については、地域の特性を生かした新たな魅力の場を創出し、地域の歴史や文化、東日本大震災の記憶と経験を国内外へ発信し、継承していきます。</p> <p>(3)自然環境保全ゾーン</p> <p>奥羽山脈や海岸部など、豊かな生態系を支え自然環境を守る区域であり、本市の自然特性が将来に渡って保持されるよう、自然環境を保全します。</p>
<p>交通</p>	<p>(1)質の高い公共交通を中心とした都市交通の充実</p> <p>①公共交通の利便性向上と暮らしを支える移動手段の確保</p> <p>②「かしこく移動」するライフスタイルの促進</p> <p>(2)賑わい創出に向けた都心交通環境の再構築</p> <p>①都心の回遊性の向上に向けた交通環境づくり</p> <p>②多様な活動を支える都心の交通環境づくり</p> <p>(3)多様な都市活動を支える交通政策の推進</p> <p>①経済・交流を支える交通環境の形成</p> <p>②安心・安全な交通環境の形成</p> <p>③新技術等の積極的な活用</p>

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～」(令和3年3月、仙台市)

表3-43 都市づくりに係る部門別の方針(2/2)

部門	方針
緑・景観	(1)みどり豊かな空間の形成と保全 ①みどりと水による潤いある都市空間の形成 ②杜の都にふさわしい都心のみどりあふれる都市空間の形成と利活用 (2)公園・緑地・水辺の形成と保全 ①公園の整備と利活用 ②緑地の保全 ③水辺の空間整備と利活用 (3)良好な都市景観の形成 ①「杜の都」の風土を育む景観の形成 ②歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成 ③市民協働による景観づくり
防災・環境	(1)災害に強い強靱な都市の構築 ①都市施設などの防災・減災機能の強化 ②浸水対策の推進 ③建築物の防災・減災対策 ④宅地の防災・減災対策 ⑤啓発などによる防災・減災への備え (2)安心して暮らせる都市の形成 ①誰にでもやさしい都市 ②防犯に配慮した都市の構築 ③公共施設や都市施設などの設備と適切なマネジメント (3)都市環境の保全 ①衛生的な都市環境の維持 ②快適な生活環境の保全 (4)脱炭素社会の実現に向けた都市づくり ①環境負荷の小さい都市空間の形成 ②エネルギー効率の高いまちづくり
協働まちづくり	(1)多様な主体によるまちづくりの推進 ①地域主体のまちづくり活動 ②企業・大学などによるまちづくり活動 ③まちづくり活動を担う人材育成 (2)協働まちづくりへの支援 ①まちづくり活動への支援 ②まちづくり情報の発信

出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～」(令和3年3月、仙台市)



出典：「仙台市都市計画マスタープラン ～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～」(令和3年3月、仙台市)

図3-21 土地利用方針図

3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めた「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間としており、表3-44に示すとおり、目指すべき環境都市像と5つの分野別の環境施策を掲げ、それらを実現するための具体化に向けて、特に効果的な施策を組み合わせた3つのプロジェクトを設定している（表3-45参照）。

また、仙台市を山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街化地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に区分し、各地域における土地利用の基本的な考え方と環境に配慮すべき事項を示している。対象事業計画地は「西部丘陵地・田園地域」に位置し、表3-46及び表3-47に示すとおり、環境配慮の指針を示している。

表3-44 目指す環境都市像と分野別環境施策

環境都市像	杜の恵みを活かした、持続可能なまち 「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、 本市の強みを活かしながら、持続的な発展が可能なまち	
分野別の環境施策	脱炭素都市づくり	① 脱炭素型のまちの構造をつくる ② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める ③ 環境にやさしい交通への転換を進める ④ 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる ⑤ 気候変動によるリスクに備える
	自然共生都市づくり	① 豊かな自然環境と多様な生きものを守る ② 恵み豊かな里地里山を活性化させる ③ グリーンインフラをまちづくりに活かす ④ 自然や生きものへの愛着をはぐくむ
	資源循環都市づくり	① 資源を大切に使う行動を定着させる ② 資源の有効利用を進める ③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する
	快適環境都市づくり	① 健康で快適な生活環境を保全する ② 開発事業等における自主的な取り組みを促進する ③ 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める
	行動する人づくり	① 環境にやさしい行動の輪を広げる ② 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3-45 重点的な取り組み

プロジェクト	取り組みの方向
輝く！グリーン&クリーン都市プロジェクト	・グリーンビルディング等の環境にやさしい建築物の整備の促進 ・事業者と連携した環境にやさしいビジネスの推進 ・みどりを活用した、歩きたくなる魅力的な都市空間の創出
つながる！エネルギー循環プロジェクト	・木質バイオマスの利用促進 ・廃棄物系バイオマスの利用促進 ・3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及拡大
広がる！エコアクションプロジェクト	・「杜の都スタイル」の普及拡大 ・効果的な環境教育・学習の推進 ・生物多様性保全推進事業の推進

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3-46 土地利用における環境配慮の指針(1/2)

西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域に連なり、都市近郊にあつて豊かな自然環境を有している地域であり、太白山県自然環境保全地域や権現森、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域等を含んでいる。また、この地域は、集落とそれをとりまく森林や農地、ため池等で構成され、多様な機能を有する里地里山の環境を形成している。</p> <p>里地里山には、絶滅危惧種などの希少な動植物が多く生育・生息するため、本地域は、本市の生物多様性を保全する上で重要な地域である。また、美しい里地里山の景観の保全や、二酸化炭素の吸収源確保、土砂災害や洪水防止機能等の面からも重要であり、都市的な土地利用への転換にあたっては、慎重な対応が求められる。</p> <p>また、里地里山は、人が自然との関わりを持つことで形成、維持されてきた環境であることから、森林や農地の適切な維持管理を進めるとともに、木材等の供給や自然とのふれあいの場として積極的に活用していくことが求められる。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の生物多様性の連続性を支えるとともに、二酸化炭素吸収や水源涵養、土砂災害防止など多様な機能を有する重要な地域であることから、保全に努め、開発事業等はできる限り回避する。 ・希少な生きものの生育・生息地や植生自然度の高い森林、地域住民に親しまれている自然環境等については、原則として保全を図る。やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる限り改変面積を小さくするとともに、動物の移動経路となる緑のネットワークを確保するなど、環境への影響を最小限とするよう努める。また、環境への影響を回避・低減することが困難な場合は、代償措置を実施する。 ・森林や農地の適切な維持管理に努めるとともに、環境と調和した農林業等を実施する。また、森林資源等の持続的な利用を進める。 ・農薬や化学肥料の使用低減に努めるなど、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。 ・良好な里地里山の環境に生育・生息する動植物の保全に努めるとともに、生物多様性に配慮した緑化に努める。 ・畜産業や林業等により発生する未利用のバイオマスについて、堆肥化や燃料化により、有効活用を図る。 ・森林保全活動や体験型農園など、自然とのふれあいの機会の創出に努める。 ・きれいな空気や水、静穏な音環境などの良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、原風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。 ・野生動物との適切な関係を保つため、果樹や野菜、生ごみなどを適切に管理する、動物が隠れやすい藪を刈るなど、野生動物を人里に引き寄せないように努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

表3-47 土地利用における環境配慮の指針(2/2)

	<p>基本的な考え方</p>	<p>本地域は、商業、業務、工業、流通、学術・文化、住宅等の様々な都市機能が集積している地域であり、仙台駅を中心とした都心部や、都市圏の活動を支える泉中央地区・長町地区、交通利便性の高い地下鉄沿線等においては、土地の高度利用や都市機能の集積が求められる。一方、資源・エネルギーの消費、廃棄物や汚染物質の排出など環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるとともに、災害時にも活用可能な再生可能エネルギーを積極的に導入するなど、環境負荷の低減を図りながら、快適な暮らしの確保や、活力のあるまちづくりを進めていくことが求められる。</p> <p>また、市民に安らぎを与える公園や街路樹、広瀬川等の親水空間が市街地に溶け込むなど、自然と調和した都市環境は、本市の大きな魅力となっている。今後とも、都市の生物多様性*の保全やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減、市民や来訪者等の憩いの場の創出など、市街地のみどりが持つ多様な機能に着目しながら、その保全・創出を図ることにより、品格・風格のある魅力的な都市空間を形成していくことが求められる。</p>
<p>市街地地域</p>	<p>環境配慮の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB やグリーンビルディング等の環境に配慮した建築物の整備に努める。また、ZEH をはじめとした快適でエネルギー性能の高い住宅の建設に努める。 ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーや、エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を積極的に利用するとともに、面的なエネルギー利用に努める。 ・ 自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。また、ICT の活用や物流の合理化等により、自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 ・ 健全な水循環の確保やヒートアイランド現象の緩和を図るため、透水性舗装や地表面の緑化などに努める。 ・ 都市の生物多様性の保全に配慮し、市街地に残された貴重な緑を保全するとともに、敷地内等の積極的な緑化を進める。 ・ 質の高い緑地空間の確保やオープンスペースの有効活用等により、市民や来訪者等が憩い楽しめる場を創出するなど、杜の都にふさわしい魅力的な都市空間の形成に努める。 ・ 使い捨て（ワンウェイ）プラスチックや食品ロスの削減に努めるなど、ごみの減量と資源の有効利用を進める。 ・ 地元産の木材や農作物を利用するなど、地産地消に努める。 ・ 環境基準の遵守はもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさや安らぎ、快適さなどの保全に努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

4) 仙台市みどりの基本計画

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条及び杜の都の環境をつくる条例第10条に基づく、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画であり、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を計画期間としている。

仙台市みどりの基本計画では、「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都 ～みどりを育むひと、みどりが育むまち～」を基本理念として、5つの基本方針を定め、施策を推進することとしている。仙台市みどりの基本計画の5つの基本方針と施策の柱は表3-48に示すとおりである。

表3-48 仙台市みどりの基本計画の基本方針と施策

基本方針	施策の柱
みどりと共生するまち	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを生かした防災・減災を進める ・みどりにより、健全な水循環を維持・増進する ・都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む ・みどりを資源として循環させる
みどりで選ばれるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりで人、企業を惹きつける ・みんながみどりを享受できるまちをつくる
みどりを誇りとするまち	<ul style="list-style-type: none"> ・杜の都にふさわしいみどりを充実させる ・歴史と文化の香るみどりを守り、継承する
みどりとともに人が育つまち	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる ・みどりにより健やかな心身を育む
みどりを大切にすまち	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの持続可能な管理体制を構築する ・悠久の百年の杜を発信する

出典：「仙台市みどりの基本計画 2021-2030」(令和3年6月、仙台市)

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の2つの計画として定めている。また、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく推進計画であるほか、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画2021-2030」（令和3年3月、仙台市）における個別計画としても位置づけられている。

計画の目標は、中期目標が「令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で35%以上削減（森林等による吸収量を含む）」、長期目標が「令和32年(2050年)温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」としている。

実施施策の体系は、表3-49に示すとおり、温室効果ガスの排出抑制施策(緩和策)と気候変動影響への適応施策(適応策)を2つの大きな柱としている。

表3-49 緩和策と適応策の体系

温室効果ガスの排出抑制施策 (緩和策)	<ul style="list-style-type: none"> ① 脱炭素社会に向けた持続的で効率的なまちづくりを進める ② 3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及・エネルギーの最適利用を推進する ③ 環境にやさしい交通への転換を進める ④ 持続可能な資源循環都市を目指した取り組みを進める ⑤ 環境を意識したライフスタイル・ビジネススタイルを定着させ行動を促す ⑥ 地域経済と環境の好循環を生み出す
気候変動影響への適応施策 (適応策)	<ul style="list-style-type: none"> ① 気候変動が農業や自然環境に及ぼす影響を把握し適応する ② 自然災害による被害を最小限に抑える ③ 健康に与える影響を把握し軽減する ④ 事業活動・生活環境におけるリスクに備える

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2021-2030」（令和3年3月、仙台市）

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

4 保全等に配慮すべき地域又は対象

4.1 保全等に配慮すべき地域または対象の考え方

(1) 保全等に配慮すべき地域または対象の選定基準

対象事業計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
事業の適地選定について見直しを検討する必要があるもの。
- ・Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
法律や条例などで指定を受け、比較的規模が大きく、事業の立地にあたり大きな変更が必要になるもの。
- ・Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」
比較的規模が小さく、事業の中で保全対策が可能なもの。

各ランクの対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-1～表4-4に示すとおりである。

表4-1 保全等に配慮すべき地域又は対象（Aランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-①	指定文化財（天然記念物） 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）	学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している史跡及び建造物（有形文化財）であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）	

表4-2 保全等に配慮すべき地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年 法律第29号)	治水上のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」(昭和33年 法律第30号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年 法律第57号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-④	風致地区 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑤	県自然環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和47年 宮城県条例第25号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	県緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和47年 宮城県条例第25号)	
B-⑦	広瀬川第一種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年 仙台市条例第39号)	広瀬川の流水域及び一体をなして良好な自然的環境を有する区域を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	広瀬川第二種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年 仙台市条例第39号)	
B-⑨	特別緑地保全地区 「都市緑地法」(昭和48年 法律第72号)	都市における良好な自然的環境となる緑地を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年 仙台市条例第47号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地及び地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑪	保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年 仙台市条例第47号)	
B-⑫	保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年 仙台市条例第47号)	
B-⑬	埋蔵文化財包蔵地 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして、国、宮城県及び仙台市が指定している埋蔵文化財包蔵地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(生活環境の保全性)		
B-⑭	騒音に係る環境基準のAA類型(特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成5年 法律第91号) 青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

表4-3 保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由（1/2）

区分	選定基準	選定理由
（土地の安定性）		
C-①	土砂災害危険箇所 「せんだいくらしのマップ」（仙台市ホームページ）	土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-②	土砂災害警戒区域等 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年 法律第57号）	
C-③	保安林（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備等） 「森林法」（昭和26年 法律第249号）	国土の保全を目的に定められた地域であり、災害の防備を目的とした地域である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
（自然環境の保全性）		
C-④	学術上重要な地形・地質・自然現象 「日本の地形データブック 第1集」（平成12年1月 日本の地形データブック作成委員会） 「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成11年4月 国土地理院） 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）	学術上重要な地形・地質又は典型地形が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	自然性の高い植生 「令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	植物生育地として重要な地域 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」（令和5年 宮城県）	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	動物生息地として重要な地域 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成29年3月 仙台市） 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）	保全上重要な動物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑨	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年 法律第88号）	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
（自然との触れ合い性）		
C-⑩	自然的景観資源 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市） 「杜の都 仙台わがまち緑の名所百選」（仙台市ホームページ）	景観保全上重要な自然現象等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑪	文化的景観資源 「仙台市の文化財一覧」（仙台市ホームページ）	景観保全上重要な文化的建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑫	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」（令和3年4月、仙台市）	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

表4-4 保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由（2/2）

区分	選定基準	選定理由
（生活環境の保全性）		
C-⑬	騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域） 策1種低層住居専用地域、策2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑭	湧水 「令和2年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

4.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表4-5～表4-10及び図4-1～図4-5に示すとおりである。

配慮区分については、対象事業計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性（土地区画整理事業）を考慮し、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

- ・ 配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。
- ・ 配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
- ・ 配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-5 保全等に配慮すべき地域又は対象（1/6）

【A ランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
A-① 指定文化財（天然記念物）		
・ 西館跡 ・ 大梅寺のヒヨクヒ	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・ 簪桜	△	対象事業計画地との距離が約 400m に位置することから、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
A-② 指定文化財		
・ 仙台藩天文学器機 ・ 諏訪神社本殿 附 棟札 12 枚 ・ 宇那禰神社本殿 附 棟札 5 枚 ・ 木造釈迦如来立像 ・ 木造毘沙門天立像 ・ 木造雲居希膺坐像 ・ 雲居禪師墨跡三幅対 ・ 大梅寺所蔵文書（慈悲尾山寺関連文書）	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
A-③ 登録文化財		
・ 中原浄水場旧管理事務所 ・ 菊地家住宅主屋 ・ 菊地家住宅隠居所 ・ 菊地家住宅板倉 ・ 菊地家住宅土蔵	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-6 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/6)

【B ランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
B-① 砂防指定地	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-② 地すべり防止区域	×	
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域	×	
B-④ 風致地区	×	調査範囲に指定範囲は無い。
B-⑤ 県自然環境保全地域		
・ 太白山	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑥ 県緑地環境保全地域		
・ 蕃山・斎勝沼 ・ 権現森	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑦ 広瀬川第一種環境保全区域	△	対象事業計画地との距離が約 400m に位置することから、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
B-⑧ 広瀬川第二種環境保全区域	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑨ 特別緑地保全区域		
・ 蕃山 ・ 郷六	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑩ 保全緑地	×	調査範囲に指定範囲は無い。
B-⑪ 保存樹木		
・ 大梅寺のこうやまき ・ 大梅寺のしだれざくら ・ 大梅寺の椿 ・ 大梅寺のひよくひば ・ 宇那禰神社のすぎ (1) ・ 宇那禰神社のすぎ (3) ・ 宇那禰神社のすぎ (4) ・ 宇那禰神社のひのき ・ 上愛子のあかがし ・ 同慶寺のいろはもみじ	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・ 下愛子のかんざしざくら ・ 弥勒寺のさるすべり ・ 弥勒寺のいちよう ・ 弥勒寺のかつら	△	対象事業計画地との距離が約 400m に位置することから、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
・ 栗生のいちい ・ 愛子駅前のしだれざくら ・ せいざん (愛子) の臥龍梅	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-7 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/6)

【Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
B-⑫ 保存樹林		
・青葉区上愛子のアカマツ林	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地		
・蒲沢山遺跡 ・北原街道B遺跡 ・平治遺跡 ・御殿館跡	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・観音堂遺跡 ・想海塚	△	対象事業計画地との距離が300～400mに位置することから、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
・愛子駅前のしだれざくら芦見遺跡 ・谷津A遺跡 ・一本杉遺跡 ・西館跡 ・梨野A遺跡 ・沼原B遺跡	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑭ 騒音に係る環境基準のAA類型（特に静穏を要する地域）		
・青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域	×	調査範囲に指定範囲は無い。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-8 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/6)

【Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-① 土砂災害危険箇所	×	指定地域は対象事業計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しない。
C-② 土砂災害警戒区域等	×	指定地域は対象事業計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しない。
C-③ 保安林	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-9 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/6)

【Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-④ 学術上重要な地形・地質・自然現象		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 蕃山丘陵 ・ 太白山とその周辺の丘陵地 ・ 月山池・サイカチ沼 ・ 権現森 ・ 愛子（活断層地形） ・ 愛子盆地の広瀬川左岸一帯 ・ 芋沢唄坂 ・ 青葉山丘陵地と竜ノ口溪谷及びその下流部 	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑤ 自然性の高い植生		
<ul style="list-style-type: none"> ・ モミ・イヌブナ群落 ・ ケヤキ群落 (IV) ・ ハンノキ群落 (IV) ・ ヤナギ高木群落 (IV) ・ ヤナギ低木群落 (IV) ・ ヨシクラス ・ ヒルムシロクラス 	△	対象事業計画地の東側に隣接する斎勝川沿いに「ヨシクラス」が分布している。直接改変は行わないため、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
C-⑥ 植物生育地として重要な地域		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥武士・大倉地区の里地・里山植生 ・ 奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生 ・ 大倉・芋沢丘陵地の植生 ・ 西風蕃山のモミ・イヌブナ林 ・ 西風蕃山のブナ林 ・ 鉤取山モミ希少個体群保護林周辺の林 ・ 下の沢等の沢辺植物群落 ・ 太白山のコナラ・ケヤキ林 ・ 蕃山・西風蕃山・蛇台蕃山の植生 ・ 月山池・サイカチ沼周辺の植生 ・ 黒森山頂上付近の植生 ・ 松尾山頂上付近の植生 ・ 太白山のスギ林 ・ 葛岡墓園・荒巻の緑地 ・ 名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生 	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑦ 宮城県レッドリストにおける植物群落		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 西風蕃山のモミ・イヌブナ群落 ・ 太白山のスギ植林 	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑧ 動物生息地としての重要な地域		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への緑の回廊 ・ 奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊 ・ 奥武士・大倉地区 ・ 権現森 ・ 太白山・佐保山・鉤取国有林一帯 ・ 太白山一帯 ・ 葛岡墓園・荒巻の緑地 ・ 広瀬川（中～下流域） 	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表4-10 保全等に配慮すべき地域又は対象 (6/6)

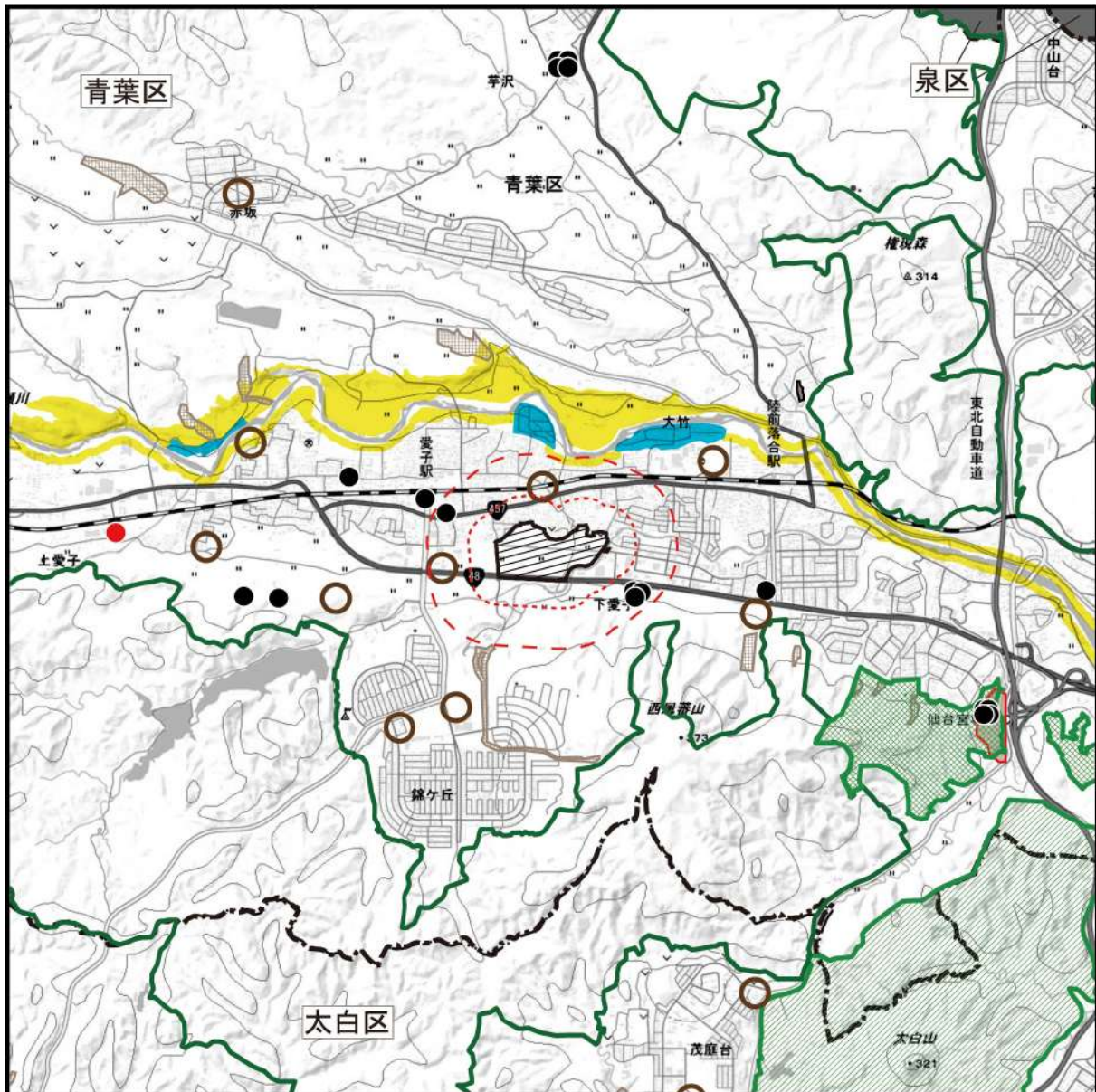
【Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-⑨ 鳥獣保護区		
・仙台（県指定） ・蕃山権現森（県指定） ・奥武士（県指定）	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑩ 自然的景観資源		
・太白山 ・西風蕃山（蕃山） ・権現森 ・岩傘山 ・仙台市白沢・広瀬川中流付近	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・落合・愛子・白沢広瀬川畔	○	対象事業計画地は、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」に含まれることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑪ 文化的景観		
・諏訪神社 ・宇那禰神社 ・中原浄水場旧管理事務所 ・菊地家住宅	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑫ 自然との触れ合いの場		
・都市公園 189箇所 （都市計画公園 33箇所を含む）	△	25箇所が対象事業計画地の周辺500m以内に点在している。立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
・緑地環境保全地域「蕃山・斉勝沼」 ・緑地環境保全地域「権現森」 ・自然環境保全地域「太白山」 ・特別緑地保全地区「蕃山特別緑地保全地区」 ・特別緑地保全地区「郷六特別緑地保全地区」	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑬ 騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域）		
・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・第1種中高層住居専用地域	△	対象事業計画地の東側約90mに「第1種中高層住居専用地域」があることから、立地を回避する必要はないものの、間接的な影響が懸念される。
C-⑭ 湧水		
該当なし	×	特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。



凡例













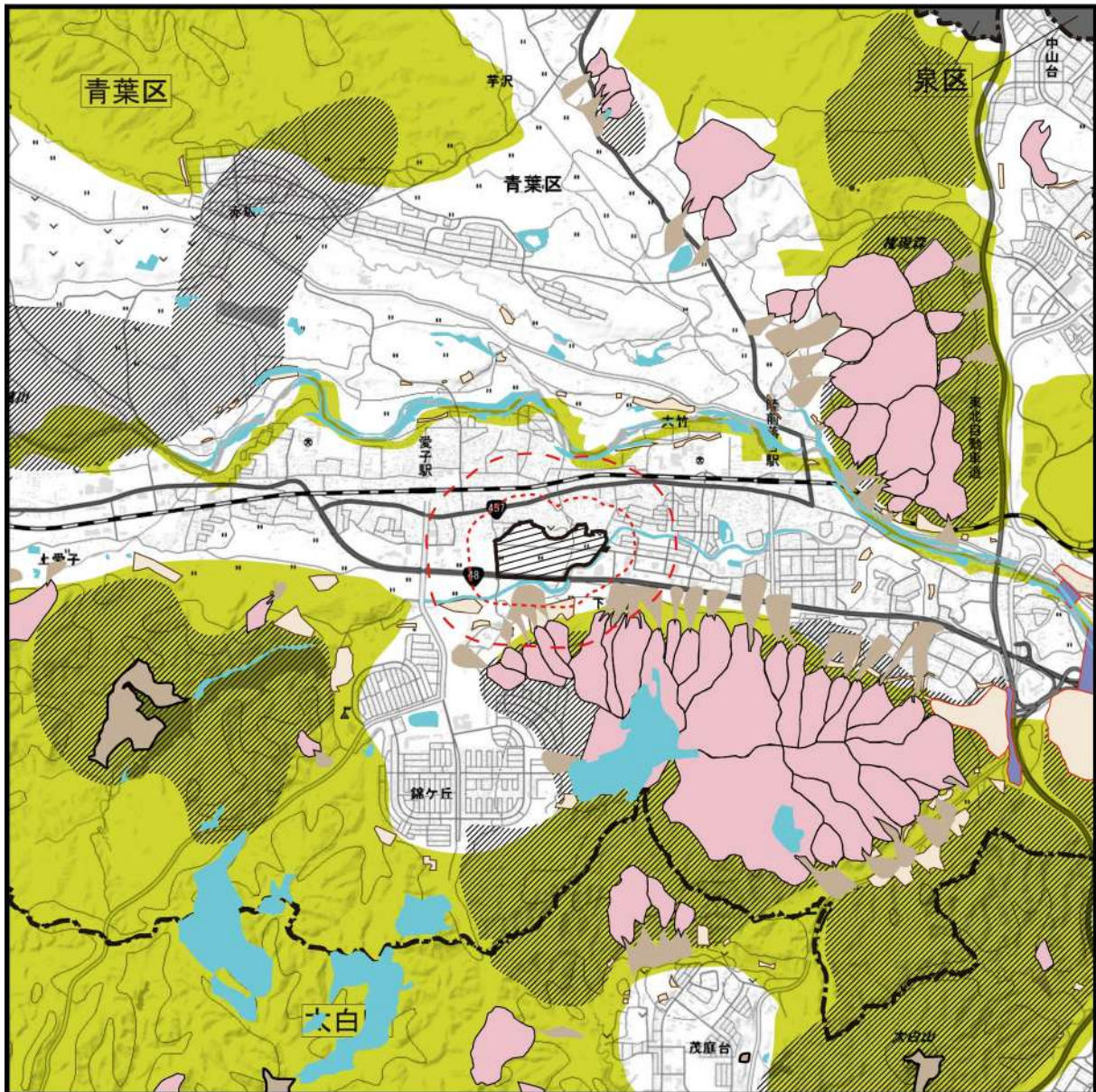
- | | | | | | | |
|---|----------------|--------------|--|----------------|---|--------|
|  | : 対象事業計画地 | 対象事業計画地からの距離 |  | : 200m |  | : 500m |
|  | : 区界 | | | | | |
|  | : 砂防指定地 | |  | : 県緑地環境保全地域 | | |
|  | : 地すべり防止区域 | | ● | : 保存樹木 | | |
|  | : 急傾斜地崩壊危険区域 | | ● | : 保存樹林 | | |
|  | : 県自然環境保全地域 | | ○ | : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) | | |
|  | : 県緑地環境保全地域 | | | | | |
|  | : 広瀬川第一種環境保全区域 | | | | | |
|  | : 広瀬川第二種環境保全区域 | | | | | |

図4-2 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例










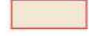



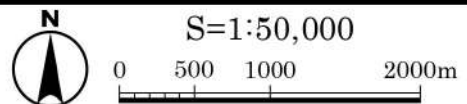
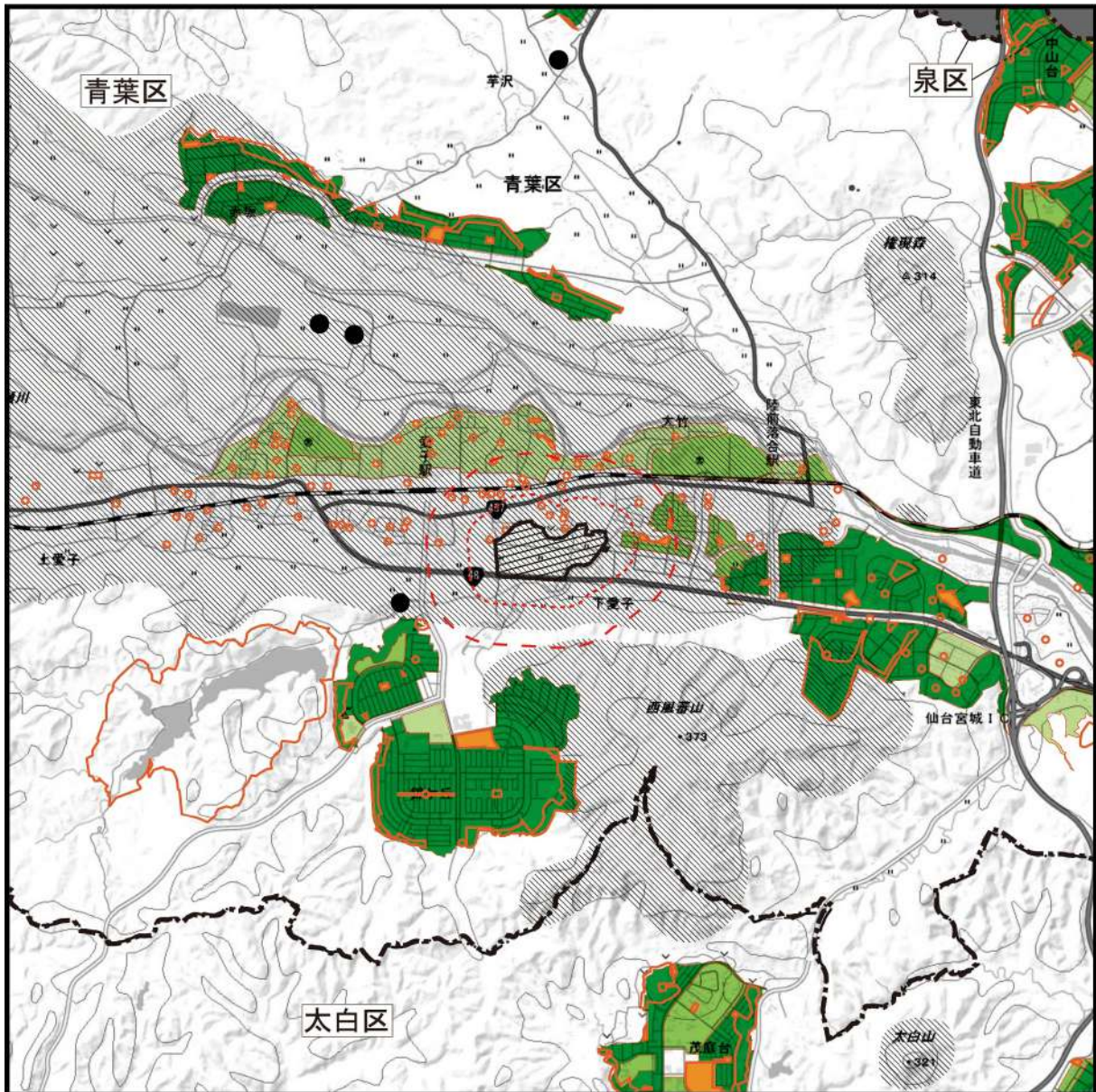
- | | | | | | | |
|---|--------------|---|--|--------|---|--------|
|  | : 対象事業計画地 | 対象事業計画地からの距離 |  | : 200m |  | : 500m |
|  | : 区界 | | | | | |
| 土砂災害危険箇所 | | |  | : 保安林 | | |
|  | : 土石流危険渓流 |  | : 注目すべき地形・地質 | | | |
|  | : 土石流危険区域 |  | : 自然性の高い植生 | | | |
|  | : 地すべり危険箇所 |  | : 植物生育地として重要な地域 | | | |
|  | : 移動土塊の到達範囲 | | | | | |
|  | : 急傾斜地崩壊危険箇所 | | | | | |

図4-3 事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (1/3)








凡例

 : 対象事業計画地 対象事業計画地からの距離  : 200m  : 500m

----- : 区界

用途地域

 : 第一種低層住居専用地域
 : 第一種中高層住居専用地域
 : 第二種中高層住居専用地域

  : 都市公園
 : 都市計画公園
 ● : 主要な景観資源

図4-5 事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (3/3)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

4.3 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果

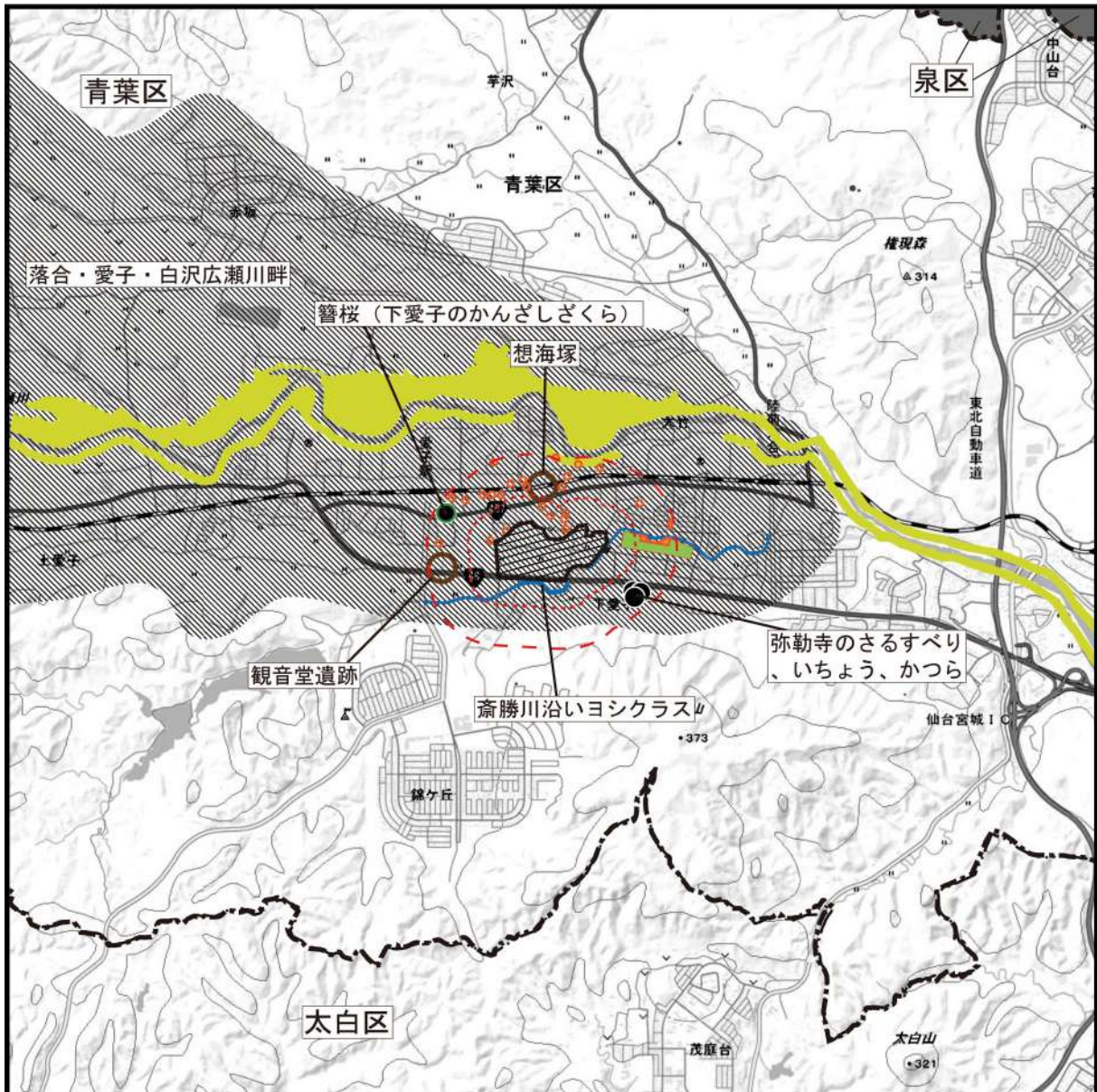
選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域又は対象」の選定結果は、表4-11及び図4-6に示すとおりである。

調査範囲には、「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）」及び「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）」として、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分○）は存在しない。「事業の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分○）として、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」（C-⑩ 自然的景観資源）を選定した。

間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分△）として、「簗桜」（A-① 指定文化財（天然記念物））、「広瀬川第一種環境保全区域」（B-⑦ 広瀬川第一種環境保全区域）、「下愛子のかんざしぎくら」「弥勒寺のさるすべり」「弥勒寺のいちょう」「弥勒寺のかつら」（B-⑪ 保存樹木）、「観音堂遺跡」「想海塚」（B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地）、「斎勝川沿いヨシクラス」（C-⑤ 自然性の高い植生）、「都市公園（25箇所）」（C-⑫ 自然との触れ合いの場）及び「第1種中高層住居専用地域」（C-⑬ 騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域））を選定した。

表4-11 本事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象等の選定結果

指定区分	指定地域	配慮区分
Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」		
A-① 指定文化財（天然記念物）	・簗桜	△
Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」		
B-⑦ 広瀬川第一種環境保全区域	・広瀬川第一種環境保全区域	△
B-⑪ 保存樹木	・下愛子のかんざしぎくら ・弥勒寺のさるすべり ・弥勒寺のいちょう ・弥勒寺のかつら	△
B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地	・観音堂遺跡 ・想海塚	△
Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」		
C-⑤ 自然性の高い植生	・斎勝川沿いヨシクラス	△
C-⑩ 自然的景観資源	・落合・愛子・白沢広瀬川畔	○
C-⑫ 自然との触れ合いの場	・都市公園（25箇所）	△
C-⑬ 騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域）	・第1種中高層住居専用地域	△



凡 例









- | | | | | | | |
|---|----------------|---|--|--------|---|--------|
|  | : 対象事業計画地 | 対象事業計画地からの距離 |  | : 200m |  | : 500m |
|  | : 区界 | | | | | |
|  | : 市指定文化財 |  | : 都市公園 | | | |
|  | : 保存樹木 |  | : 都市計画公園 | | | |
|  | : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) |  | : 広瀬川第一種環境保全区域 | | | |
|  | : 自然性の高い植生 |  | : 第一種中高層住居専用地域 | | | |
|  | : 主要な景観資源 | | | | | |

図4-6 保全等に配慮すべき地域又は対象



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

4.4 保全等の観点から留意すべき事項又環境配慮の方針

事業計画の立案、環境影響評価の実施に当たって留意すべき事項又は環境配慮の方針等は、以下に示すとおりである。

(1) 水象

調査範囲には、湧水がみられないものの、対象事業計画地の北側に「広瀬川第一種環境保全区域」が分布していることから、間接的影響が想定されているため、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

(2) 地形・地質

調査範囲には、蕃山丘陵、月山池・サイカチ沼等の学術上重要な地形・地質・自然現象があるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。

(3) 植物

対象事業計画地の東側に隣接する斎勝川沿いに自然性の高い植生である「ヨシクラス」が分布していることから、間接的影響が想定されているため、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

(4) 動物

調査範囲には動物生息地として重要な地域の分布がみられるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、対象事業計画地が西部丘陵地・田園地域と市街地地域の境界付近に位置することから、土地利用における配慮方針を考慮しつつ、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

(5) 景観

対象事業計画地は自然的景観資源である「落合・愛子・白沢広瀬川畔」に含まれることから、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する

(6) 自然との触れ合いの場

対象事業計画地周辺には、自然との触れ合いの場として、「下愛子のかんざしざくら」、「弥勒寺のさるすべり」、「弥勒寺のいちょう」、「弥勒寺のかつら」及び25箇所の都市公園がある。自然との触れ合いの場は、改変しないものの近接することから、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(7) 文化財

対象事業計画地周辺には、「簗桜」があるものの直接改変しない。ただし、自然との触れ合いの場と同様に、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(8) 埋蔵文化財

調査範囲には、「観音堂遺跡」及び「想海塚」等の埋蔵文化財包蔵地があるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意が必要な埋蔵文化財はない。